

治安の回顧と展望

(平成 28 年版)

警察庁警備局

目 次

概説	1
第 1 平成28年の治安情勢の回顧	1
第 2 平成29年の治安情勢の展望	7
第 1 章 国際情勢	10
1 米国	10
(1) 外交	10
(2) 内政	12
(3) 日米関係	13
2 アジア	14
(1) 中国	14
(2) 北朝鮮	15
(3) 韓国	16
(4) その他のアジア諸国	17
3 ロシア・欧州	18
(1) ロシア	18
(2) 欧州	19
4 中東・アフリカ	21
(1) シリア・イラク等	21
(2) イラン	22
(3) アフリカ	22
第 2 章 国内情勢	24

1	政治情勢	24
(1)	第24回参議院議員通常選挙	24
(2)	注目首長選挙	24
(3)	第3次安倍第2次改造内閣発足	25
(4)	各政党	25
(5)	米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設等をめぐる動向	26
2	経済・社会情勢	27
(1)	日本銀行のマイナス金利政策導入	27
(2)	平成28年度年次経済財政報告	28
(3)	原子力発電所の再稼働をめぐる動向	28
第3章 伊勢志摩サミット警備		30
第1	情勢	30
1	サミットをめぐる国際テロ情勢	30
2	反グローバリズム運動	30
3	極左暴力集団	31
4	右翼	31
第2	警備対策	32
1	警備諸対策	32
(1)	態勢の構築	32
(2)	サミット会場周辺等における警備措置	33
(3)	ドローン対策・経空テロ対策	33
(4)	海上警備対策	34
(5)	ソフトターゲット対策	34
2	官民連携と国民の理解と協力の確保	34
(1)	官民一体の「日本型テロ対策」の推進	34
(2)	国民の理解と協力の確保	35
3	国際テロ対策	35

(1) 外国治安情報機関との連携	35
(2) 国内関係機関との連携	36
4 サイバー攻撃対策	36
5 反グローバリズム運動に伴う違法行為対策	36
6 極左対策	37
7 右翼対策	37
第3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた警備対策	37
1 政府における枠組み	38
2 警察の取組	38
第4章 治安情勢	40
第1 公安情勢	40
1 右翼等	40
(1) 抗議活動の状況	40
(2) 街頭宣伝活動の状況	41
(3) 違法行為の取締り	42
(4) 右派系市民グループをめぐる動向	42
2 極左暴力集団	44
(1) 革マル派	44
(2) 中核派	45
(3) 革労協	47
(4) 成田空港をめぐる情勢	47
(5) 極左対策の推進	48
3 オウム真理教	49
(1) 教団の状況	49
(2) オウム真理教対策の推進	51
4 日本共産党	52
(1) 第24回参議院議員通常選挙の結果等	52

(2) 第27回党大会に向けた動向	53
5 大衆運動	54
(1) 沖縄県内における反基地運動	54
(2) 原子力政策をめぐる反対運動	55
(3) 平和安全法制をめぐる反対運動	56
(4) 反グローバリズム運動	56
(5) 我が国の捕鯨をめぐる反対運動	57
(6) 雇用問題をめぐる運動	58
第2 外事情勢	59
1 北朝鮮による対日有害活動	59
(1) 一般情勢	59
(2) 北朝鮮による対日諸工作	65
(3) 対北朝鮮措置に係る違法行為の検挙	67
2 北朝鮮による拉致容疑事案	67
(1) 北朝鮮による拉致容疑事案等をめぐる動き	67
(2) 日朝協議の状況	68
(3) 今後の取組	69
3 中国による対日有害活動	69
(1) 一般情勢	69
(2) 中国による対日諸工作等	78
4 ロシアによる対日有害活動	79
(1) 一般情勢	79
(2) ロシアによる対日諸工作等	85
5 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出	86
(1) 国際情勢	86
(2) 不正輸出対策の推進	87
6 不法滞在対策	88
第3 国際テロ情勢	90

1	国際テロ情勢	90
(1)	イスラム過激派の動向と国際テロの脅威	90
(2)	我が国への国際テロの脅威	91
(3)	日本赤軍及び「よど号」グループの動向	92
2	国際テロ対策	94
(1)	情報の収集・分析と捜査の徹底等	94
(2)	水際対策の強化	95
(3)	爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等に対する管理者対策	95
(4)	防衛省・自衛隊との連携	96
(5)	重要施設の警戒	97
(6)	NBCテロ対策	97
(7)	特殊部隊・銃器対策部隊の充実強化	97
(8)	スカイ・マーシャルの運用	98
(9)	武力攻撃事態等への対処	98
(10)	国際協力の推進	98
第4	サイバー空間における警備情勢	100
1	サイバー攻撃に関する情勢	100
(1)	サイバーテロ	100
(2)	サイバーインテリジェンス	100
(3)	国内における発生状況	101
(4)	海外における発生状況	102
2	サイバー攻撃対策	104
(1)	体制	104
(2)	サイバー攻撃の実態解明	104
(3)	官民連携の推進による被害の未然防止	105
第5章	警備実施	107
第1	警衛・警護	107
1	警衛	107

2	警護	107
(1)	外国要人	107
(2)	国内要人	108
第2	自然災害等への対応	108
1	東日本大震災を踏まえた大規模災害への備え	108
2	地震による被害	109
(1)	平成28年熊本地震概要	109
(2)	警察措置	109
3	大雨による被害	109
(1)	概要	109
(2)	警察措置	110
4	台風による被害	110
(1)	概要	110
(2)	警察措置	111
5	各種感染症への対策	111
(1)	新型インフルエンザ等への対応	111
(2)	その他国際的に脅威となる感染症への対応	112

別添資料

1	オウム真理教の拠点施設等	(1)
2	右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況及び右翼関係事件の検挙状況	(2)
3	平成28年中における右翼等による主な事件の検挙状況	(3)
4	極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」の発生状況及び極左事件の検挙状況	(5)
5	北朝鮮による拉致容疑事案	(6)
6	北朝鮮関係諜報事件一覧表	(7)
7	大量破壊兵器関連物資等不正輸出事件一覧表	(9)
8	対北朝鮮措置に係る事件一覧表	(12)
9	来日外国人入管法違反の推移	(17)
10	国際テロ事件発生状況	(18)
11	主な行幸啓、行啓一覧表	(21)
12	自然災害による被害状況	(22)
13	平成28年における警備関係事件主要判決	(23)
14	主要事件・災害等発生日・記念日一覧表	(26)
	平成28年年表	(27)

概 説

第 1 平成28年の治安情勢の回顧

【国際情勢】

国際情勢については、米国のオバマ大統領が任期最後の1年に取り組む課題の一つに国際社会と連携してイスラム過激派組織「イラクとレバントのイスラム国」（以下「I S I L」という。）掃討作戦を掲げる中、シリア北東部では米国等の空爆支援を受けたクルド人勢力がI S I L掃討を進めたほか、イラクでは同国軍がI S I Lから約2年半ぶりに中部の要衝を奪還した。中国は、「一帯一路」構想に基づく積極的な外交を行うとともに、金融・世界経済に関する首脳会合（以下「G20」という。）では初の議長国を務めた。核実験とミサイル発射を繰り返す北朝鮮に対し、国連安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）では制裁決議が採択され、日本、米国、韓国等は独自の制裁措置を発動させた。英国の欧州連合（以下「EU」という。）からの離脱が決定したほか、トルコではクーデター未遂が発生した。

世界経済については、年明けに人民元の対ドル相場が下げ止まらず、世界市場では株価が大幅に下落した。中国では「ゾンビ企業」の淘汰^{とうた}が課題とされ、韓国では輸出の低迷が続いた。ロシアでは欧米による経済制裁が続く中、原油価格の下落や高インフレで景気が後退した。米国では金融危機からの回復が続く、格差解消が最重要課題の一つと位置付けられる中、大統領選挙で実業家のドナルド・トランプ氏が当選した。トランプ氏が掲げる財政出動と減税で米国の景気が拡大するとの見方から、先進国の金融市場では、株高・ドル高・金利上昇が続く、米国の中央銀行に当たる米連邦準備制度理事会（以下「FRB」という。）は2016年12月、1年ぶりの利上げに踏み切った。

こうした中、

- ・ **北朝鮮**は2016年中、核実験及びミサイル発射を繰り返し行った。1月には、4回目となる核実験を実施し、水爆実験が成功したと主張した。2月には、「人工衛星」と称する事実上の長距離弾道ミサイルを発射し、3月以降も、弾道ミサイルを立て続けに発射した。9月には、5回目となる核実験を実施

し、小型化した核弾頭を生産することが可能となったと主張した。

北朝鮮による1月の核実験と2月の長距離弾道ミサイル発射を受け、国連安保理は3月、北朝鮮に対する新たな制裁を盛り込んだ決議（2270号）を採択した。また、北朝鮮による9月の核実験を受け、11月に更なる制裁を盛り込んだ決議（2321号）を採択した。各決議の採択に至るまでには、より強い制裁を求める日米韓と慎重な対応を求める中国との間で折り合いがつかず、協議が長期化した。最終的には中国も採択に合意した。さらに、日米韓は、北朝鮮に対し、独自の制裁措置も執るなどして対応しているが、北朝鮮が核開発を中止する姿勢を見せないため、対話が行われる見通しは立っていない。

5月には、36年ぶりとなる朝鮮労働党大会を開催した。^{キムジョンウン}金正恩朝鮮労働党第一書記（当時。以下「党第一書記（当時）」という。）は、同大会において、核開発と経済建設を同時に行う「並進路線」を恒久的に堅持すると主張するとともに、朝鮮労働党の最高位となる「朝鮮労働党委員長」（以下「党委員長」という。）を新設し、同ポストに就任した。新しい党の指導部も選出されたが、主要幹部に大きな変化はなかった。6月には、最高人民会議（第13期第4回会議）を開催した。同会議では、「国防委員会」が「国務委員会」に改められ、金正恩国防委員会第一委員長（当時。以下「第一委員長（当時）」という。）が新たに「国務委員会委員長」に就任した。国務委員会の人事は、党・軍・内閣の幹部がバランスよく配置された形に改められた。

- ・ **拉致問題**について、警察は、これまでに13件19人を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして北朝鮮工作人員等8件11人の逮捕状の発付を得て国際手配を行っており、更なる実行犯の特定及び指揮命令系統の解明に向けて全力を挙げている。また、これら以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案について、警察において真相解明に向けた捜査・調査を推進した結果、平成28年中、3人を国内で発見し、拉致の可能性を排除するに至った。警察が捜査・調査している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者の数は、全国で883人に上っている。

日朝協議については、北朝鮮による特別調査委員会の立上げと調査の開始から2年以上が経過したが、拉致被害者の帰国の実現に向けた道筋がつかない状況である。政府としては、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を

現するよう、今後とも「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫き、国際社会と緊密に連携しながら北朝鮮に対する働き掛けを強化することとしている。

- ・ **中国**は9月4、5日の2日間、初めてG20の議長国として、浙江省杭州市で首脳会議を開催した。習 近 平^{しゅうきんぺい}国家主席は、「歴史的に重要な意義を創造した」などと述べ、会議の成功を国内外にアピールした。

習近平総書記は、就任直後から、公務員等の腐敗を摘発する「反腐敗闘争」を展開するとともに、党の青年組織である共産主義青年団の改革に乗り出すなど、権力基盤固めを進めている。

中国国内では、経済が依然として減速傾向にあるほか、中国の鉄鋼の過剰生産が国内外で問題となっており、中国政府は各種対策を講じている。

中国は、海洋進出の動きを活発化させており、南シナ海のスプラトリー諸島における埋立てを行っていたが、フィリピンの提訴を受けた常設仲裁裁判所は、中国が主張する歴史的権利には法的根拠はないとする最終判断を示した。これに対し中国は、我が国固有の領土である尖閣諸島周辺海域にも公船を派遣し、領海侵入を繰り返すなど、尖閣諸島をめぐる問題等では譲歩しない姿勢を示した。また、7月には安倍晋三首相と李克 強^{り こくきやう}首相の会談が、9月には安倍首相と習近平国家主席の会談が行われたほか、自治体交流や民間交流も活発に行われた。

一方、中国は、我が国において、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っているほか、政財官学等各界関係者に対する働き掛けを行うなどの対日諸工作を行っているものとみられる。

- ・ **ロシア**は、ウクライナ情勢をめぐる欧米諸国からの経済制裁の継続や原油価格の低迷等により、依然として困難な経済状況にある。

一方、プーチン大統領は、強いロシアを強調するとともに、国民の愛国心を高めることなどにより高い支持率を維持し、9月の下院議員選挙では、与党「統一ロシア」がロシア下院史上最多の議席を獲得し圧勝した。

対外関係では、ロシアは、ウクライナ情勢やシリア内戦をめぐり、これらの国に対する政治的・軍事的関与を継続し、米国を始めとする欧米諸国との

対立を続けた。

我が国との関係では、ロシアは、北方領土の実効支配を誇示する動きを継続する一方で、日露首脳会談等を通じ、平和条約締結交渉を含む政治分野や経済分野での対話を続けた。

- ・ **国際テロ情勢**については、イラク、シリア及びリビアにおいて、I S I Lの勢力が停滞又は後退しているとみられる一方で、東南・南西アジア、欧州、米国等世界各地で、I S I Lが犯行を自認したテロが頻発した。これらの事件のうち、ベルギー・ブリュッセルにおける連続テロ事件（3月）及びバングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件（7月）においては、在留邦人が死傷した。

イラク、シリア等の紛争地域に渡航してテロ組織等に参加する外国人戦闘員は、各国の取組により、その数に一定の歯止めが掛かっているとみられる。

一方、中東・アフリカ諸国から欧州への移民・難民が2015年の夏頃から一時急激に増加し、欧州諸国で発生したテロの中には、これらに紛れ込んだ外国人戦闘員が関与したとみられるものもあった。

I S I Lやアル・カーイダ（以下「AQ」という。）を始めとするテロ組織や過激主義者らは、ソーシャル・メディア等を巧みに利用した情報宣伝活動、思想の流布、リクルート及びテロ行為の扇動を行っており、その影響を受けた者等が、自国等においてテロを企図・実行する事案が2015年に引き続き多数発生している。

- ・ **サイバー空間**をめぐっては、2016年3月、2月に発生したバングラデシュ中央銀行に対するサイバー攻撃により、8,000万ドル以上が同行から他行の口座に不正送金されたと報じられた。米セキュリティ会社は、この事案で使用された不正プログラムについて、「北朝鮮の犯行とされる2014年11月の米ソニー・ピクチャーズ・エンターテインメントへのサイバー攻撃に使用されたものと同様の機能を有している」と指摘した。また、6月には、2014年7月から2016年2月までの間、北朝鮮が複数の韓国企業等のパソコン約13万台に不正プログラムを感染させ、4万件以上の情報を窃取していたと報じられた。

【国内情勢】

国内情勢については、平成28年3月に民主党と維新の党が合流して「民進党」が結成されたほか、7月の第24回参議院議員通常選挙で、与党が改選定数の過半数（61議席）を上回る70議席を獲得し、8月に第3次安倍第2次改造内閣が発足した。また、東京都知事選挙で小池百合子氏が当選し、初の女性都知事となった。

8月には、四国電力が、伊方発電所を約5年4か月ぶりに再稼働させたほか、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設をめぐる政府と沖縄県の訴訟は、最高裁判所に持ち込まれた。また、沖縄県の米軍北部訓練場の一部返還に伴うヘリパッドの移設工事をめぐっては、^{ひがしそん}東村・^{くにがみそん}国頭村とその周辺で、周辺住民の一部や大衆団体等による危険な妨害活動が行われた。

経済については、1月に日本銀行が「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入したほか、9月には金融緩和の枠組みについて市場に出回るお金の「量」から長短期の「金利」に軸足を移すことを決定した。11月には2%の「物価安定の目標」の達成時期の見通しを「29年度中」から「30年度頃」に変更し、12月には景気判断を僅かに上方修正した。また、内閣府は8月、平成28年度年次経済財政報告を公表し、我が国経済について「緩やかな回復基調が続いている」との認識を示す一方、消費者物価については「上昇テンポに鈍化がみられる」と指摘した。

こうした中、

- ・ **右翼**は、領土問題や歴史認識問題等を捉えて活発な抗議活動に取り組み、その過程で多数の事件を引き起こした。警察は、右翼による違法行為として1,499件1,537人を検挙した。
- ・ **右派系市民グループ**は、韓国や北朝鮮との問題等を捉えた徒歩デモや街頭宣伝活動等に各地で取り組み、その過程において、同グループの活動に対して抗議する勢力（以下「反対勢力」という。）との間でトラブルを引き起こした。警察は、所要の警備措置を講じるとともに、トラブルから生じた違法行為について暴行罪で検挙した。
- ・ **極左暴力集団**は、社会経済情勢を捉え、反原発運動や反戦・反基地運動等の取組を通じて組織の維持・拡大を図った。警察は、極左暴力集団に対

する事件捜査や各種対策を推進し、極左活動家ら35人を検挙した。

- ・ **オウム真理教**については、主流派（「Aleph（アレフ）」）は麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を強調する「原点回帰」を徹底する中、松本の二男の教団復帰をめぐる動向に端を発した内紛が続いている。

一方、上祐派（「ひかりの輪」）は松本の影響力がないかのように装って活動しているほか、「開かれた教団」と組織の刷新をアピールするなど観察処分への適用回避に向けた取組に全力を挙げている。

オウム真理教の海外の活動に対して、モンテネグロ及びロシアの捜査機関が、それぞれ取締りを行った。警察は、組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進し、観察処分に基づく公安調査庁の立入検査に際して、検査対象物件を隠匿するなどし、検査を困難な状況にしたとして、主流派出家信者ら2人を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）違反（検査忌避）で逮捕した。

- ・ **日本共産党**は7月の第24回参議院議員通常選挙で、選挙区で1議席、比例代表で5議席を獲得し、改選前3議席から6議席に議席を増やした。
- ・ **反グローバリズムを掲げる勢力**は、伊勢志摩サミットや環太平洋パートナーシップ（以下「TPP」という。）協定に反対する集会、デモに取り組んだほか、反原発運動等の各種社会運動にも積極的に介入した。
- ・ **サイバー空間**をめぐっては、国内の事業者等に対して、サイバーインテリジェンスの主要な手口となっている標的型メール攻撃が多数実施されているほか、国内のウェブサイトが閲覧不能に陥る事案が連続的に発生している。

第2 平成29年の治安情勢の展望

【国際情勢】

- ・ **北朝鮮**は2016年中、2度の核実験を実施し、様々な種類の弾道ミサイルを頻繁に発射したが、このように北朝鮮が核・ミサイル開発を推進するのは、実際に使用できる核兵器を獲得した上で米国等と交渉することを志向しているためとみられる。また、北朝鮮は、北朝鮮の不安定化を望まない中国の立場を見透かした上で、核・ミサイル開発を進めている可能性があるとも考えられ、今後も核・ミサイル開発を積極的に推進するとみられる。

内政面では、2016年中、^{キムジョンイル}金正日時代の制度を改めることで金正日色を払拭し、金正恩体制の権威と基盤の確立を図ったとみられる。

一方、経済ではいまだ結果が出ておらず、また、高級幹部の粛清動向が続いているなどの状況に鑑みれば、決して現在の金正恩体制が安定しているとは言い難い。このような情勢の下、北朝鮮が更なる挑発行為や各種工作活動を活発に行う可能性が十分に考えられる。

朝鮮総聯^{れん}は、金正恩党委員長の指示を貫徹する方針を改めて主張しており、同指示を貫徹すべく組織内の思想強化を進めるとみられるほか、機会があるごとに民族差別を主張して我が国政府を糾弾する姿勢を前面に出した行動を展開するとみられる。また、高校授業料無償化制度の適用除外の見直し等に向け、朝鮮総聯やその傘下団体等が主催する各種行事等に議員、著名人等を招待するなどの各種宣伝活動や各界各層に対する諸工作を展開するものとみられる。

- ・ **中国**は、経済面で、鉄鋼の過剰生産解消等、「供給サイドの構造改革」や国有企業改革を推進するほか、軍事面でも、人民解放軍の改革を継続するなど、様々な分野における改革を更に進めていくものとみられる。また、習近平指導部は、最高指導部が交代する2017年秋の党大会を見据えて、「反腐败闘争」等を推進しながらも、慎重な政権運営を図っていくものとみられる。

領土・領海をめぐるのは、南シナ海問題や尖閣諸島をめぐる問題等で、一方的な現状変更の試みや国際法に基づかない主張・行為を引き続き行うとともに、一方で、我が国との関係では、日中国交正常化45周年に向けて、政府間交流や民間交流等を活発化させるものとみられる。

加えて、我が国に対しては、引き続き先端科学技術等の獲得を企図した情報収集活動や政財官学等、各界関係者に対する働き掛けを行うなどの対日諸工作を行っていくものとみられる。

- ・ **ロシア**は、経済の立て直しを図りつつ、2018年に予定される大統領選挙に向けてプーチン政権の基盤を一層強化しながら、国際社会でのロシアの影響力拡大へ向け様々な外交政策を執るものとみられる。

我が国に対しては、引き続き、北方領土問題等をめぐり硬軟織り交ぜた外交姿勢を示しつつ、経済協力の確保に向けた働き掛けを行うものとみられる。また、情報機関出身であるプーチン大統領は、内政・外交のあらゆる面で情報機関を重用していることから、我が国においても、在日ロシア情報機関員による活発な活動が展開されるものとみられる。

- ・ **米国**では、11月8日の大統領選挙で当選した共和党のトランプ氏が2017年1月に新大統領に就任する予定である。トランプ氏は、選挙期間中、オバマ政権の政策を激しく批判していたこともあり、大統領就任後に従来の外交政策・安全保障戦略を変更した場合には、北朝鮮、中国、ロシア等と我が国や米国との関係も含め、今後の世界情勢に大きな影響を与える可能性も否定できない。
- ・ **国際テロ情勢**については、I S I L及びA Q並びにそれぞれの関連組織が、その活動する地域において敵対する政府、軍、治安機関等への攻撃を継続する懸念がある。また、I S I Lは、反I S I L有志連合参加国へのテロを企図・扇動していることから、欧米諸国等において、更にテロを引き起こそうとすることが予想される。

世界各地においては、紛争地域等から自国へ帰還した外国人戦闘員が中心となってテロを企図・実行した事件が既に発生していることから、今後こうした外国人戦闘員によるテロの実行等が強く憂慮される。また、イスラム過激派組織や過激主義者は、ソーシャル・メディア等を通じたプロパガンダの流布等により思想的に影響を及ぼした者たちに対し、自国で独自にテロを行うように扇動し続けており、こうした扇動の影響を受けた者がテロ行為に及ぶ危険性は依然として高い。

このように、テロの脅威が世界中に拡散している中、今後も海外の在留邦

人や我が国の権益がテロの被害に遭う可能性は否定できない。

【国内情勢】

- ・ **右翼**は、内外の諸問題に敏感に反応し、我が国政府や関係諸国等に対する抗議活動を執拗^{よう}に展開するものとみられ、その過程で、外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対するテロ等重大事件を引き起こすおそれがある。
- ・ **右派系市民グループ**は、徒歩デモ等により自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対勢力とのトラブルから生じる違法行為の発生が懸念される。
- ・ **極左暴力集団**は、組織の維持・拡大を図るため、引き続き、労働運動や大衆運動に介入するものとみられ、その一方で、調査活動に伴う犯罪や「テロ、ゲリラ」事件等を引き起こすおそれがある。
- ・ **オウム真理教**は、主流派は松本への絶対的帰依を強調しながら、組織の拡大、統制を図っていくものとみられる。
一方、上祐派は「松本からの脱却」を装いながら、観察処分の適用回避に努め、組織の維持を図っていくものとみられる。
- ・ **日本共産党**は、参院選で獲得議席を増やす一方で、党員数の減少や党活動の低下等、組織力に弱点があるとしており、今後も引き続き、党建設を重視し、党勢拡大の取組を強化していくものとみられる。
- ・ **反グローバリズムを掲げる勢力**は、今後も国内外諸勢力との連帯・連携を図りながら、経済のグローバル化を推進する主要な国際会議等に対する抗議行動等に取り組んでいくものとみられる。
- ・ **サイバー空間の脅威**については、民間事業者や政府機関に対するサイバー攻撃の頻発及び手口の悪質・巧妙化が懸念される。また、あらゆるものがインターネットとつながるIoT (Internet of Things) 時代が到来している中、我が国においても、IoT機器を利用したサイバー攻撃の発生が懸念される。

第1章 国際情勢

1 米国

(1) 外交

オバマ大統領は2016年1月12日、2期8年の任期最後となる一般教書演説を行い、今後1年間に取り組む課題として、「経済問題」、「気候変動問題」、「米国の安全」、「最善の政治」等を掲げた。テロ対策については、「第一の優先課題は米国民を守り、テロリストのネットワークを追い詰めることだ」と強調し、「AQやISILが我々国民への直接の脅威」と指摘した上で、今後も国際社会と連携し、ISIL掃討作戦を進める考えを示した。経済分野では、日本と米国が主導して2015年10月に12か国が大筋合意したTPPについて、「中国ではなく我々がアジア地域のルールを作る」と意義を強調し、議会に早期の承認を求めた。しかし、2016年11月の大統領選挙でTPP離脱を掲げたトランプ氏が当選したことを受け、オバマ政権は同月、オバマ大統領任期中に議会の承認を受けることを断念すると表明した。12月19日には、ペルーでTPP参加12か国の首脳会合が開催され、発効に向けた国内手続を進めることで合意し、同会合にはオバマ大統領も出席していたが、トランプ氏は21日、大統領就任初日にTPPからの離脱を通告すると表明した。TPP発効には米国の参加が必須条件となっており、日米が主導してきたTPPの発効は厳しい状況となってきた。

米国防省が2016年2月に発表した予算案では、「予算編成の5つの課題」としてロシア、中国、北朝鮮、イラン及びISIL等のテロ対策を挙げた。ISIL対策では、イラク治安部隊の訓練費を軸に前年度比5割増の75億ドルを計上し、大幅な増額を求めた。また、中国による南シナ海の人工島造成問題、北朝鮮の核・ミサイル開発を念頭に、次世代のステルス長距離戦略爆撃機の開発や対空ミサイルSM6の改修を盛り込んだほか、ウクライナ危機でロシアの脅威にさらされる欧州各国を支援するための予算として前年度比4倍の34億ドルを計上した。

中国、ロシアとの関係では、オバマ大統領は9月にG20出席のため訪れた中国浙江省杭州市で、習近平国家主席、プーチン大統領と相次いで首脳会談を行

った。習近平国家主席との会談では、中国の南シナ海での権益主張を全面的に退けた7月の常設仲裁裁判所の最終判断を受け入れるよう促したが、習近平国家主席は、「断固として南シナ海での領土主権と海洋権益は守る」と主張したほか、人権問題やサイバー問題についても、平行線のまま終わった。プーチン大統領との会談では、内戦が続くシリアの停戦について話し合ったが合意には至らなかった。また、ウクライナ紛争の停戦を定めた「ミンスク合意」をロシアが完全に履行しない限り、経済制裁を解除しない方針を改めて伝えた。さらに、ロシア政府がサイバー攻撃を仕掛けて米大統領選挙に介入したとされる問題について、オバマ大統領は12月、9月に行われたプーチン大統領との会談の際に、サイバー攻撃を続ければ報復措置を執ると警告していたことを明らかにしたほか、米政府は12月、米国で活動するロシアの外交官35人を国外退去にするなどの制裁措置を発表した。

北朝鮮との関係では、7月、北朝鮮の人権侵害に関わっているとして、金正恩党委員長を金融制裁の対象に指定した。また、同月、米国と韓国との間で、北朝鮮の弾道ミサイルを打ち落とすため米国のターミナル段階高高度地域防衛システム（以下「THAAD」という。（注））を韓国内に設置することを決定するとともに、北朝鮮が1月に続いて5回目となる核実験を9月に行ったことに対し、米領グアムからB1戦略爆撃機を韓国に出動させ、南北軍事境界線に近い京畿道抱川の訓練場上空を飛行させた。

イランとの関係では、12月、イランのエネルギー業界への投資を米国企業に禁じるイラン制裁法の10年間延長が決定した。米国内には、核開発問題をめぐる2015年7月のイランとの合意に疑問の声もあり、エネルギー分野の制裁が延長されることとなった。アーネスト大統領報道官は「核合意に盛り込んだ約束は果たす」と、制裁法延長と核合意は別の案件であるとの声明を発表した。

このほか、オバマ大統領は2016年3月、現職の米国大統領として88年ぶりにキューバを訪問し、カストロ国家評議会議長と首脳会談を行った。両首脳は関係正常化へ向けた取組が進展しているとの認識で一致する一方、人権問題や禁輸措置等の懸案をめぐり隔たりは埋まらなかった。また、4月には、「核兵器のない世界」を訴えたオバマ大統領による2009年のプラハ演説を受けて始まった核セキュリティ・サミットの第4回会合を53か国の首脳級を集めてワシント

ンで開催したほか、2016年5月には現職の米国大統領として初めて、原子爆弾の被爆地である広島を訪問した。

(注) THAAD : Terminal High Altitude Area Defenseの略。

ターミナル段階にある短・中距離弾道ミサイルを地上から迎撃する弾道ミサイル防衛システム。大気圏外及び大気圏内上層部の高高度で目標を捕捉し迎撃する。

(2) 内政

オバマ大統領は2016年1月の一般教書演説で、「今の米国経済は現在世界の中で最も強く耐久力があり、失業率は半減した」と主張する一方、「資産と収入はますます超富裕層に集中している」として、中間・貧困層の所得を底上げする格差是正策の実現を訴えた。具体的には、最低賃金の引上げ、低所得者層への減税拡大を引き続き推進するとともに、良好な就業のための教育と訓練機会の提供、大学進学機会の提供、失業保険等の社会保障、医療保険制度の充実を盛り込んだ。また、2月に発表した予算教書で、これまでの雇用増の成果に触れつつ、上流階級のみならず全ての国民のために経済が機能することを確保することが予算の目的であると指摘した。今後数十年に米国が直面する課題としては、エネルギー・気候分野における研究開発及び投資の促進、環境に配慮したインフラ開発を実施する21世紀型クリーン交通計画、疫病対策、ISIL対策、サイバーセキュリティ国家行動計画、難民政策への予算計上等を提案した。同月に公表された米国大統領経済報告では、所得・富・機会で見えた格差は依然として米国経済にとって最重要課題の一つであり、近年、米国における所得の格差は先進諸国よりも大きく増加していると報告された。その上で、米国経済は金融危機からの回復を終えつつある中、政策の焦点は生産性・労働参加・結果の平等を促進し、「あまねく広がる成長」を発展させることに向けるべきとの方向性が示された。

このほか、オバマ大統領は1月の年頭所感で「銃による暴力のまん延は未完の仕事の一つだ」と述べ、残り1年の任期中で銃規制の強化に取り組む決意を表明し、大統領令による新たな銃規制強化策を発表した。こうした中、6月には、フロリダ州のナイトクラブで男が自動小銃等を乱射し、49人が死亡、53人が負傷するという、米国で発生した銃乱射事件としては史上最多の被害となる事件が発生した。この事件を受けて米国民の約9割が一定の銃規制に賛成していた

が、同月、米議会に提出された銃規制強化法案の採決は、上下院で多数を占める野党・共和党の反対で見送られた。

大統領選挙については、民主党と共和党がそれぞれ指名候補争いを繰り広げ、7月に開催された両党の党大会で、民主党はヒラリー・クリントン前国務長官を、共和党はトランプ氏を、それぞれ党の大統領候補に指名した。投開票は11月8日に行われ、米メディアの事前予想を覆してトランプ氏が勝利した。また、大統領選挙と合わせて行われた米連邦議会の上下両院選挙では、共和党が上下両院で過半数を制し、前回2014年の中間選挙に続いて過半数を制した。共和党が大統領選挙と上下両院選を共に制したのは2004年以来、12年ぶりとなった。

トランプ氏の当選が確実となった直後は、東京やアジアの主要株式市場は急落したが、その後、先進国の金融市場では、株高・ドル高・金利上昇が続くこととなった。トランプ氏が掲げる財政出動と減税で米国の景気が拡大するとの見方から、米国債を売って株式を買う動きが加速し、米長期金利は一時、2年3か月ぶりの高水準となる年2.64%まで上昇した。これによりドルを買う動きが加速し、F R Bは2016年12月、1年ぶりの利上げに踏み切った。F R Bは利上げペースを早める見通しだが、トランプ氏の政策は未知数な部分もあり、世界経済に及ぼす影響は不透明とみられる。

こうした中、12月には、トランプ次期政権の陣容がほぼ固まり、元軍人や最高経営責任者（C E O）等の企業経営者が目立つ体制となった。トランプ氏は「米国第一」の立場から外交を含め抜本的に見直すとしており、オバマ政権がレガシー（政治遺産）として取り組んだ政策の多くを覆す可能性がある。

トランプ氏は2017年1月20日に第45代大統領に就任する。

(3) 日米関係

平成28年7月5日、日米両政府は4月に沖縄県で発生した、元海兵隊員で米軍と契約する民間業者の従業員である軍属の男による女性殺害事件を受け、米側に優先的な裁判権が認められる日米地位協定上の軍属の範囲見直しに関する合意文書を共同発表した。合意では、当該軍属の範囲について4分類を例示し、実質的に協定の対象範囲が縮小されることとなった。

安倍首相は、トランプ氏当選が確実となった11月10日、トランプ氏と電話会談でニューヨークでの会談の約束を取り付け、ペルーで開催されるアジア太平

洋経済協力（以下「APEC」という。）首脳会議参加に合わせて米国を訪問し、17日にトランプ氏との会談を行った。

12月には、安倍首相がハワイを訪問し、オバマ大統領とともに旧日本軍による真珠湾攻撃の犠牲者を追悼する同湾内のアリゾナ記念館を訪れ献花した。日米の現職首脳が共に同記念館を訪れ、慰霊を行うのは初めてとなった。

2 アジア

(1) 中国

習近平指導部は2014年以降、治安維持を目的とした「反スパイ法」、「国家安全法」等を相次いで成立させており、2016年4月には海外の非政府組織（NGO）を対象とした「外国非政府組織国内活動管理法」を成立させた。

経済面では、2016年年明けから人民元の対ドル相場が下げ止まらず、世界市場では株価が大幅に下落し、原油価格はリーマンショック後の安値を下回った。急激な元安は中国からの資本流出を招き、同国経済を下押ししかねないとの懸念が広がる中、習近平指導部は3月の第12期全国人民代表大会第4回会議で、2020年までの経済・社会の発展目標を示す「第13次5か年計画」を公表した。同会議では、今後5年間の国内総生産（以下「GDP」という。）成長率目標を現行計画の年平均7%から6.5%以上に引き下げるとともに、鉄鋼や石炭等の産業で利益を出せない「ゾンビ企業」を淘汰し、構造改革を推進する方針が示された。また、2016年10月、人民元が国際通貨基金（以下「IMF」という。）が算出する特別引出権（以下「SDR」という。）の5番目の通貨に加わった。

一方、中国人民銀行が発表した2016年末の外貨準備高は3兆105億ドル（約352兆円）で、2015年末との比較では、約3,200億ドル減少した。人民元の下落を防ぐため、同行がドルを売って人民元を買う為替介入を繰り返していることが背景にあるとみられ、外貨準備の取崩し傾向が続いている。

外交面では、習近平国家主席が2016年1月に中東のサウジアラビア、エジプト、イランを歴訪し、「一带一路」構想での協力強化を呼び掛けたほか、3月にはチェコ、6月にはセルビア、ポーランドを訪問して「一带一路」構想の推進や2国間関係の強化で合意するなどした。9月には、中国浙江省杭州市でG20が開催され、中国が初の議長国を務めるとともに、習近平国家主席は、日米

英露等18か国の首脳と会談した。また、習近平国家主席は11月、南米のエクアドル、ペルー、チリを歴訪し、エクアドルのコレア大統領との会談では、両国関係を「全面的戦略パートナーシップ」に引き上げることで合意した。

1月には、中国主導の新たな国際金融機関となるアジアインフラ投資銀行(以下「A I I B」という。)が開業し、6月には北京で初の年次総会が開催された。第1号融資は4件総額約5億ドルとなり、融資対象の4か国はいずれも「一帯一路」構想の沿線国となった。

このほか、習近平国家主席は11月、トランプ氏と電話会談を行い、両氏による直接会談の早期実現や米中関係強化で一致したものの、トランプ氏は選挙中から為替や貿易をめぐる中国を批判する発言を続け、新設する国家通商会議の議長には対中強硬派の起用を決めるなど、中国に対し厳しい姿勢を示している。

軍事面では、1月に中央軍事委員会の機構を見直し、「連合参謀部」等15部門で構成する新体制を発足させたほか、2月には、1980年代から続いた「7軍区」制を廃止し、新たに5つの「戦区」を導入したと発表した。

2016年の国防費は、前年比7.6%増の9,543億5,400万元(約16兆7,000億円)と公表された。伸び率は6年ぶりの低水準となったが、依然として増加を続けている。また、使途等の内訳は公表されておらず、透明性を欠くものとなっている。

(2) 北朝鮮

北朝鮮は2016年1月に「水爆実験」と主張する核実験を行い、2月には国際社会の自制要求を無視して「人工衛星」と称する長距離弾道ミサイルの発射を強行した。これを受け、国連安保理は3月、北朝鮮産鉱物資源の輸入禁止や貨物検査の強化等を柱とした制裁決議を全会一致で採択した。

こうした中、5月に36年ぶりとなる朝鮮労働党第7回大会を開催し、金正恩党第一書記(当時)は、活動報告で北朝鮮が「責任ある核保有国」であると宣言するとともに、経済建設と核武力建設を両立させる「並進路線」を堅持することを強調し、核・ミサイル開発を継続する方針を明確にした。同大会で金正恩党第一書記(当時)は、党最高位の新設ポストとなる党委員長に就任した。また、6月の最高人民会議では、国防委員会を国務委員会に改編し、金正恩第

一委員長（当時）が国務委員会委員長に就任した。

9月には、5回目となる核実験を実施した。実験後、北朝鮮は、新たに開発した核弾頭の威力を判定するための核爆発実験を成功させ、小型化した核弾頭を生産することが可能となったと主張した。これに対し、国連安保理は11月、北朝鮮の主な外貨獲得源である石炭の輸出に上限を設けたほか、亜鉛や銅等の非鉄金属も禁輸対象とする制裁強化の決議を全会一致で採択した。

(3) 韓国

韓国では、2016年4月に行われた総選挙で、与党「セヌリ党」が大敗を喫し、16年ぶりに与野党の勢力が逆転した。その後、10月には、朴槿恵^{パククネ}大統領の友人による国政介入疑惑等が表面化し、大統領の辞任を求める大規模デモが発生するなど政権への批判が高まり、11月には朴槿恵大統領の支持率が4%にまで下落した。12月9日には、国会で朴槿恵大統領に対する弾劾訴追案が可決に必要な在籍議員数の3分の2を超える8割の賛成を得て可決され、朴槿恵大統領の職務権限は停止した。これを受けて、黄教安^{ファンギョアン}首相が権限を代行することとなり、韓国は事実上の大統領不在という状態になった。罷免の是非については、憲法裁判所が180日以内に判断することとなる。また、27日には、与党セヌリ党内で朴槿恵大統領と距離を置く非主流派の議員29人が集団離党し、新党結成を宣言した。セヌリ党は最大野党「共に民主党」を下回る第2党に転落した。

韓国経済は、輸出の低迷が長期化し、企業収益が大幅に悪化している。特に、海運・造船業では一部企業で赤字が継続し、利払いや返済が困難な状況に直面しており、支援する政府系金融機関の経営に影響を与えることも懸念されている。こうした中、8月には韓国最大手の海運会社が破綻し、世界各地の港湾での荷役作業を拒否される事態が発生し、物流に影響を与えた。

南北関係では、1月の北朝鮮による核実験を受け、南北軍事境界線沿いの非武装地帯（DMZ）付近で拡声器による宣伝放送を行った。2月には、北朝鮮の事実上の長距離弾道ミサイル発射を受け、開城工業団地の操業を全面的に中断した。朴槿恵大統領は2月に国会で演説し、北朝鮮にあらゆる手段を動員して核を放棄させるために「より強力で実効性のある措置を執る」とし、強い圧力により北朝鮮の変化を引き出す姿勢を明確にした。また、3月には、北朝鮮に寄港した第三国の船舶が180日以内に韓国に入港することなどを禁止した北

朝鮮への独自の追加制裁措置を発表した。さらに、12月には、5回目の核実験を実施した北朝鮮に対し、金正恩党委員長の側近や朝鮮労働党等の重要幹部・機関を金融制裁の対象に加えるなどの独自の追加制裁措置を発表した。このほか、朴槿恵大統領は10月に開かれた「国軍の日」記念式典で、北朝鮮住民に脱北を呼び掛ける演説を行った。

日韓関係では、朴槿恵大統領は、「3・1独立運動」の記念式典で演説し、慰安婦問題をめぐる2015年12月の日韓合意を踏まえ、「日韓関係の新時代を切り開くことができることを願う」と述べるなど、歴史認識等で日本を批判してきた従来の演説とは異なり、日韓合意の着実な履行を訴える内容となった。2016年7月には、韓国政府が元慰安婦支援を目的に設立した「和解・癒やし財団」が発足し、8月には日本政府からの10億円送金手続が完了した。

(4) その他のアジア諸国

台湾では、2016年1月に総統選挙が行われ、台湾独立を掲げる民主進歩党のさいえいぶん蔡英文主席が当選し、5月に第14代総統に就任した。中国との融和路線を進めた国民党に代わって8年ぶりの政権交代となり、女性総統の誕生は台湾史上初めてとなった。蔡英文総統は就任演説で、中国に対話の継続を呼び掛ける一方、日米や欧州等の「共通の価値」を持つ民主主義国との「全面的協力」を進める考え方を示した。12月には、蔡英文総統がトランプ氏と電話会談を行った。1979年の米中国交正常化に伴って米国と台湾が断交して以来、米大統領や次期大統領が台湾総統と電話会談したことが公になるのは初めてで、中国外交部は「米国の関係各方面に厳正な申入れをした」と発表し、抗議したことを明らかにした。

タイでは、2016年8月に新憲法案の賛否を問う国民投票が行われ、賛成61.35%、反対38.65%で承認された。2014年5月のクーデター以降、同国では軍政が続いており、新憲法案は、民政復帰後も軍部の権力を維持する内容となっている。2016年10月には、国民から国父と慕われたプミポン国王が崩御し、12月にワチラロンコン皇太子が王位を継承した。

ミャンマーでは、3月にアウン・サン・スー・チー氏が党首を務める国民民主連盟（NLD）が擁立したティン・チョウ氏が議会で大統領に選出され、約半世紀ぶりに文民政権が発足した。アウン・サン・スー・チー氏は、外相と大

統領府相を兼務するとともに、大統領や他の閣僚に対して国政全般について助言を与えることができる新設の「国家顧問」に就任した。

フィリピンでは、5月にアキノ大統領の任期満了に伴う大統領選挙が行われ、南部ミンダナオ島ダバオ市長のロドリゴ・ドゥテルテ氏が当選し、6月に大統領に就任した。選挙戦で「麻薬犯罪者は殺す」などの発言が注目を浴びたドゥテルテ大統領は麻薬撲滅を強力に推し進め、フィリピン国家警察は、ドゥテルテ政権の「麻薬戦争」による死者が、7月1日から12月21日までに計6,182人に達したことを明らかにした。10月には、来日したドゥテルテ大統領が安倍首相と会談し、日米同盟と米比同盟のネットワークが地域の海洋安全保障を促進することを期待するとした共同声明を発表した。

ベトナムでは、4月にチャン・ダイ・クアン氏が国家主席に就任した。クアン国家主席は5月、ベトナムを訪問したオバマ大統領と会談し、共同記者会見で米国がベトナムに対する武器輸出を全面的に解除することが発表された。これを受けてクアン国家主席は、「両国関係は完全に正常化した」と表明した。また、ベトナム国会は11月、日本とロシアが支援する原発建設計画の白紙撤回を可決し、ベトナム政府は同計画の取りやめを発表した。

インドでは、6月、ナレンドラ・モディ首相が訪米し、オバマ大統領と会談した。会談では、米原子力発電会社がインドに加圧水型軽水炉の原子力発電所6基を建設することで基本合意した。また、11月には、来日したモディ首相が安倍首相と会談し、日本の原発輸出を可能にする原子力協定に合意した。

3 ロシア・欧州

(1) ロシア

ロシア政府は2016年1月、2015年のGDPが前年比3.7%減少し、6年ぶりのマイナス成長になったと発表した。主要な輸出品である原油の価格下落が響いたほか、ルーブル安による高インフレで個人消費が落ち込み、企業投資も低迷した。景気後退の背景にはウクライナ情勢をめぐる欧米の経済制裁の長期化があると指摘される中、EUは2016年12月、「ミンスク合意」が履行されていないとして、対露経済制裁を2017年7月末まで半年間延長することを決めた。

外交面では、プーチン大統領は2016年6月、ロシアが主導する旧ソ連5か国

の経済ブロック「ユーラシア経済同盟」に中国やインド等を取り込み、「大ユーラシア経済パートナーシップ」に発展させる構想を打ち出した。8月には、アゼルバイジャンを訪問し、同国とイランの3か国の枠組みで初めて首脳会談を開催した。また、同月、サンクトペテルブルクでトルコのエルドアン大統領と会談し、2015年11月にトルコ軍機がロシア軍機を撃墜したことで断絶状態となっていた両国関係を全面的に回復することで合意した。2016年12月には、トルコのアンカラで、ロシアのカルロフ駐トルコ大使がトルコ人警察官の男に射殺される事件が発生した。トルコとロシア両政府は犯行をテロと断定し、事件捜査の協力で一致した。事件の背景については、シリア内戦でアサド政権を支援するロシアへの報復との見方がある。

米国との関係では、オバマ大統領が3月、ウクライナ情勢をめぐって2014年3月に発動した対露制裁を延長するなど、対立が続いていた。こうした中、プーチン大統領は2016年11月、トランプ氏と電話会談を行い、米露関係の正常化を目指すことで一致した。トランプ氏は選挙期間中、ロシアが編入を強行したクリミア半島について「ロシア領」と認める可能性を示唆したほか、プーチン大統領を称賛するなど、対露批判が根強い米国内で融和的姿勢を示してきた。

日露関係では、5月にソチで安倍首相とプーチン大統領の首脳会談が行われ、両首脳は、北方領土問題解決を含む平和条約締結について、「新しいアプローチ」で交渉を精力的に進めることで一致した。また、9月にはウラジオストクで、11月にはAPEC首脳会議が開催されたペルーのリマで首脳会談が行われた。さらに、12月にはプーチン大統領が来日し、安倍首相の地元である山口県長門市等で首脳会談が行われ、両首脳は、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島で共同経済活動を行うための特別な制度について、協議を開始することで合意した。

(2) 欧州

英国では、2016年6月、EUからの離脱の是非を問う国民投票が行われ、僅差（離脱51.9%、残留48.1%）で離脱票が残留票を上回った。この結果を受け、残留派を率いたキャメロン首相は辞意を表明した。その後、与党保守党の新党首にメイ内相が選出され、7月に新首相に就任した。メイ首相は10月、保守党大会で演説し、国民投票の再実施を否定した上で、「2017年3月末までにEU

に離脱を正式に通告する」と述べ、EUとの交渉開始を表明した。交渉期限は原則2年間で、英国はこの間にEUとの貿易関係や非加盟国との新たな関係構築について協議することとなり、交渉が順調に進めば、英国は2019年3月末までにEUから離脱することになる。

ドイツでは、2016年12月、与党キリスト教民主同盟の党大会でメルケル首相が党首に再選され、2017年秋の総選挙に首相候補として出馬し4選を目指すことが決まったが、同大会では、メルケル首相の寛容な難民政策に対する批判が相次ぎ、党代議員の信任投票では支持率が89.5%と前回（2014年）の96.7%から下落し、2005年の首相就任以来、最低となった。

フランスでは、2016年12月、オランド大統領が2017年春の大統領選挙への出馬を断念する考えを表明した。1958年に始まった現在の第5共和制で現職の大統領が2期目に出馬しないのは初となる。2012年からのオランド大統領の任期中、最大の課題だった失業率は約10%に高止まりしたほか、国内で相次ぐテロ等を背景に移民政策が政権批判につながり、支持率は10%前後に低迷していた。また、同月には、2015年11月のパリにおける同時多発テロ事件後に発令された非常事態宣言の期限が2017年7月15日まで再延長され、令状なしの家宅捜索等を容認する非常事態宣言が約1年8か月続くことになり、観光業の不振等経済的な影響が指摘されている。

オーストリアでは、2016年12月、大統領選挙の決選投票が行われ、難民保護を訴える左派・緑の党出身のアレクサンダー・ファン・デア・ベレン氏と難民・移民の排斥を主張した極右・自由党のノルベルト・ホーフナー国民議会議員の一騎打ちとなり、ファン・デア・ベレン氏が勝利した。

イタリアでは、12月、上院の権限を大幅に弱める憲法改正案が大差で否決されたことを受け、賛成を呼び掛けた与党・民主党のレンツィ首相が引責辞任し、後任に同党のジェンティローニ外相が指名された。

EUとトルコは3月、欧州への難民や移民の無秩序な流入を阻止するため、トルコからギリシャへ渡る密航者は原則として全てトルコへ送り返す一方、EUはトルコ国内で避難生活を送るシリア難民を受け入れて域内に定住させることで合意した。これに加え、EUが国境管理を強化したことなどにより、ギリシャを目指す難民・移民は、過去最高だった昨年同時期と比べ激減した。

一方、地中海を密航してイタリアに入る難民・移民は2015年並みのペースが続いた。国際移住機関（IOM）によると、2016年に地中海経由で欧州に入った難民・移民は36万3,348人で、5,079人が地中海を渡航中に転覆事故等で死亡又は行方不明となった。

4 中東・アフリカ

(1) シリア・イラク等

シリアでは、2016年3月、アサド政権軍がロシア軍の空爆による支援を受け、中部の要衝パルミラをI S I Lから約10か月ぶりに奪還した。北東部では、米国等の空爆支援を受けるクルド人勢力がI S I Lの掃討を進めて実効支配地を拡大し、11月にはI S I Lが「首都」と称する北部ラッカの奪還作戦を開始した。また、12月には、政権軍が内戦の激戦地だった北部最大の都市アレッポを制圧し、赤十字国際委員会は「避難を希望する住民や反体制派戦闘員ら計数万人の移送が完了した」と明らかにした。

イラクでは、4月、首都バグダッドでイスラム教シーア派指導者サドル師の支持者らが政治改革の遅れに抗議して連邦議会議事堂を一時占拠した。6月には、イラク軍がI S I Lから約2年半ぶりに中部の要衝フェルージャを奪還したほか、10月には、クルド自治政府の治安部隊とともに、イラク第二の都市モスルの奪還作戦を開始した。

トルコでは、7月、首都アンカラ等において軍部の一部勢力によるクーデターが発生したが、翌日には政府軍により鎮圧された。一連の政府軍と反乱勢力との戦闘で、死者は民間人多数を含む290人以上、負傷者は約1,400人に上った。エルドアン大統領は、非常事態を宣言するとともに、米国に亡命中の宗教指導者ギュレン師が関与しているとの見方を示し、ギュレン師支持者とみられる軍人、政府職員、教師等多数を拘束したり、解任処分により公的機関から排除したりしており、ボズダー司法相は9月、民放テレビ局のインタビューに対し、「これまで約7万人を捜査し、約3万2,000人を勾留している」と述べた。トルコ政府は11月、新たに公務員1万5,000人余りを解雇し、375の非政府組織（NGO）に対し閉鎖を命じるなど、クーデター未遂事件に関連した取締りで、これまでに10万人以上が解雇等の処分を受けたとされる。また、与党・公正発展

党は12月、大統領の権限強化を盛り込んだ憲法改正案を国会に提出した。

アフガニスタンでは、反政府武装勢力タリバン等の活動が活発化しており、これに対処するため、オバマ大統領は7月、アフガニスタン駐留米軍の規模について、2015年10月に発表した現状の9,800人から2016年末までに5,500人に減らす当初方針を撤回し、2017年もほぼ現状維持の約8,400人を駐留させると発表した。

(2) イラン

現在、イランは中東諸国の一部と緊張関係にある。2016年1月、サウジアラビアのシーア派指導者ニムル師の死刑が執行されたことに反対するデモがイランの首都テヘランにおいて行われ、一部の暴徒が在イラン・サウジアラビア大使館を襲撃したことから、サウジアラビア、バーレーン、スーダン、ジブチ、ソマリア及びモルディブがイランとの国交を断絶した。2015年9月に発生したハッジ（大巡礼）中に巡礼者が将棋倒しとなりイラン人464人が圧死した事件も、イランとサウジアラビア両国が対立する原因となっており、イランは2016年のハッジへの参加中止を表明した。

西側諸国との関係については、2013年8月に穏健派のローハニ大統領が就任して以降、対話路線に転換し、2016年1月には、欧米等との核開発問題をめぐる合意により経済制裁解除を実現した。しかし、米国による制裁措置の一部は解除されていない。このような状況の下、2017年5月に第12期大統領選挙が実施される予定であるが、ローハニ大統領の再選の可能性については、今後のイラン経済の回復次第との見方もあり、今後の同経済の行方も注目される。

(3) アフリカ

エジプトでは、2016年4月、政府がそれまで同国の領土としていた紅海の2つの島をサウジアラビアに返還すると発表した。エジプトは、サウジアラビアから多額の援助を受けていることから、国民の一部は「領土をカネで奪われた」と反発し、これに加え、物価高や深刻な失業問題を抱えるエジプト政府の経済政策や言論統制への不満もあり、大規模な抗議運動に発展した。

南スーダンでは、4月に国民統一暫定政府が設立されたものの、7月に首都ジュバで、キール大統領を支持する政府軍とマシャール第一副大統領派の部隊が衝突し、数百人が死亡した。キール大統領は首都を離れたマシャール第一副

大統領を解任し、マシャール派のガイ前鉱物相を第一副大統領に任命した。これに対し、マシャール前副大統領は9月、「キール大統領の独裁政権に対し、武力で抵抗する」との声明を発表した。国連安保理は8月、南スーダンの治安回復に向けて現地の国連平和維持活動（以下「PKO」という。）への4,000人規模の部隊増派を認める決議を採択し、部隊は全体で1万7,000人規模となった。現地PKOには、陸上自衛隊の施設部隊約350人も参加しており、12月からは平和安全法制に基づく「駆け付け警護」と「宿営地の共同防護」が新たな活動として追加された。

このほか、8月には日本主導でアフリカ開発の支援を議論する第6回アフリカ開発会議（以下「TICAD VI」という。）がケニアの首都ナイロビで開催され、日本とアフリカ各国等がエボラ出血熱等の感染症対策に取り組むことや、人材育成を進めることを柱とした「ナイロビ宣言」を採択した。

第2章 国内情勢

1 政治情勢

(1) 第24回参議院議員通常選挙

平成28年7月10日、第24回参議院議員通常選挙の投開票が行われ、自民党と公明党の与党は、安倍首相が勝敗ラインに掲げた改選定数の過半数（61議席）を上回る70議席を獲得した。民進党は、前回25年の参院選で民主党が獲得した17議席から上積みを果たしたものの、改選議席の45議席を下回る32議席の獲得となった。民進、共産、社民、生活の野党4党による統一候補の擁立で注目された改選定数1の「1人区」（32選挙区）では、野党は非自民系候補の2勝（当時は31選挙区）にとどまった前回25年を上回ったものの、自民党が21勝11敗で勝ち越した。

安倍首相は28年7月11日、参院選の結果を受けて党本部で記者会見し、デフレ脱却に向け「内需をしっかりと支えることができる、総合的かつ大胆な経済対策を実施したい」と表明した。

今次選挙では、6月19日に選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる改正公職選挙法が施行されたことを受け、約240万人の18、19歳が新たに有権者となった。

(2) 注目首長選挙

ア 鹿児島県知事選挙

平成28年7月10日、任期満了に伴う鹿児島県知事選挙の投開票が行われ、無所属新人の三反園訓氏が3期12年を務めた現職の伊藤祐一郎氏を退けて初当選した。三反園氏は、平成28年熊本地震を受け、九州電力川内原子力発電所を一時停止して施設の点検と避難計画の見直しを行うことなどを公約に盛り込み、同様に川内原子力発電所の停止等を訴えていた新人候補との一本化を経て出馬した。

イ 東京都知事選挙

28年7月31日、舛添要一前知事の辞職に伴う東京都知事選挙の投開票が行われ、政党の支援を受けない新人で無所属の小池百合子元防衛相が、自民、

公明、日本のこころの3党の推薦を受けた増田寛也元総務相、民進、共産、社民、生活の野党4党の推薦を受けたジャーナリストの鳥越俊太郎氏らを退けて初当選した。女性の都知事は初で、女性の知事は全国で7人目となった。

小池氏は、所属する自民党東京都連（以下「都連」という。）に推薦を依頼したが、党に無断で出馬を表明したことに党内から批判の声が上がり、都連が増田氏の擁立に傾くと推薦依頼を撤回し、都連を「ブラックボックスだ」などと批判した。これに対し、都連は国会議員・地方議員に対し、増田氏以外を支援した場合には処分する旨の文書を配布して党内の引締めを図ったが、一部の国会議員・地方議員が小池氏支援に回り、保守分裂選挙となる中、小池氏は「都政も、都知事も政党の一部が決めるのではない」などと主張し、無党派層への浸透を図った。

ウ 新潟県知事選挙

28年10月16日、任期満了に伴う新潟県知事選挙の投開票が行われ、無所属新人の米山隆一氏が、前長岡市長の森民夫氏ら無所属新人3人を退け、初当選した。東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働問題が最大の争点となる中、米山氏は再稼働に慎重な姿勢を取り続けた泉田裕彦知事の後継の立場を強調し、再稼働反対を前面に掲げて選挙戦を展開した。

(3) 第3次安倍第2次改造内閣発足

安倍首相は、平成28年8月3日、内閣改造と自民党役員人事を行い、第3次安倍第2次改造内閣が発足した。麻生太郎副首相兼財務相、菅義偉官房長官ら主要閣僚を留任させ、党の中核となる幹事長には二階俊博氏を起用した。閣僚19人のうち、担当替えとなった丸川珠代五輪相を含めると11人が交代し、8人が初入閣した。

安倍首相は、発足後の記者会見で、新たな内閣を「未来チャレンジ内閣」と命名し、参院選の結果を踏まえ、「選挙で約束した各般の政策を丁寧に、かつ一層のスピード感を持って実践していく」と述べた。

(4) 各政党

平成28年3月27日、民主党と維新の党が合流して「民進党」が結成された。発足に伴う結党大会には改革結集の会や無所属議員も参加し、衆参両院議員合わせて156人の勢力となった。初代代表には旧民主党代表の岡田克也氏が選出

された。9月15日には、岡田代表の任期満了に伴う初の代表選挙が行われ、蓮舫代表代行が選出された。蓮舫氏は1回目の投票で過半数を獲得し、前原誠司元外相と玉木雄一郎国対副委員長を退けた。民主党時代を通じて女性の代表就任は初めてとなった。

おおさか維新の会は8月23日、「国政選挙で「おおさか」という地名が入った党名が有権者に浸透しづらかった」などとして、臨時党大会で党名を橋本徹前代表らが国政政党として結成した24年当時の名称である「日本維新の会」に変更することを決めた。

社民党は、第24回参議院議員通常選挙の比例区で改選2議席を1議席に減らし、福島瑞穂前党首が4選を果たしたものの、吉田忠智党首が落選した。吉田氏は、落選を受けて党首を辞任する意向を表明していたが、党所属国会議員からの慰留を受けて、9月1日に開催された常任幹事会で続投を決めた。

新党改革は、同選挙で議席を獲得することができず、荒井広幸代表が比例選挙で落選したことで所属議員がいなくなり、解党した。

生活の党と山本太郎となかまたちは9月12日、党名を「自由党」に変更した。

(5) 米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設等をめぐる動向

政府は、平成28年3月4日、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設をめぐり提訴していた代執行訴訟について、福岡高等裁判所那覇支部が示した和解案を受け入れ、沖縄県との和解が成立した。政府は、和解条項に沿って移設工事を中断するとともに、3月7日には、翁長雄志知事に対し、埋立て承認取消処分を是正するよう指示した。沖縄県はこれを不服として総務省の第三者機関「国地方係争処理委員会」に審査を申し出たが、同委員会は6月17日、是正指示が適法か違法かの判断を示さない結論をまとめ、審査を終結した。

和解条項では、同委員会が是正指示の適否を判断するとの前提で、決定に不服がある場合等に沖縄県が提訴することのみ規定されていたが、沖縄県は提訴を見送ることを決めた。これを受け、政府は7月22日、「司法判断を仰ぐ手続と協議を並行して迅速に進める和解条項の趣旨に照らした」とした上で、翁長知事が埋立て承認取消しの是正指示に従わないのは違法として、沖縄県を相手取って地方自治法に基づく違法確認を求める訴訟を同支部に提起した。

同支部は9月16日、政府の主張を認め、翁長知事が承認取消しの撤回に応じ

ないのは違法とする判決を言い渡し、辺野古移設をめぐる政府と沖縄県との対立では初となる司法判断を下した。判決では移設の必要性について、「普天間飛行場の被害を除去するには本件埋立てを行うしかない」、「これ（移設）により県全体としては基地負担が減される」との判断を示した。沖縄県は9月23日、この判決を不服として最高裁に上告した。

最高裁第2小法廷は12月20日、翁長知事の対応は違法であるとした同支部の判断を支持し、沖縄県の上告を棄却する判決を言い渡した。翁長知事は判決に従って移設先の埋立て承認取消処分を撤回し、政府は27日、3月から中断していた移設工事に伴う作業を再開した。

このほか、沖縄県内最大の米軍区域である北部訓練場をめぐって、防衛省は7月22日、米国が訓練場の一部返還の条件としているヘリパッドの移設工事に約2年ぶりに着手した。これに対し、周辺住民の一部や大衆団体等は、ヘリパッドに離着陸する新型輸送機オスプレイの騒音や危険性を訴えて、抗議行動に取り組み、特にヘリパッド建設現場のある東村・国頭村とその周辺では、工事を阻止するために危険な妨害活動が行われた。菅官房長官は10月8日、沖縄県を訪れ、伊集盛久東村長、宮城久和国頭村長らと会談し、訓練場の約半分を返還する計画の実現を28年中に目指す考えを伝えた。

こうした中、12月13日、空中給油訓練中のオスプレイが名護市沖に不時着水し大破する事故が発生した。これに対し翁長知事は「不安が現実のものとなり、大きな衝撃を受けている」と批判し、オスプレイの飛行中止と県内配備撤回を求めた。ヘリパッドの移設工事は12月中旬に終了し、22日午前0時、同訓練場のうち、半分以上に当たる約4,000ヘクタールが日本に返還された。昭和47年の沖縄の本土復帰以降、最大規模の返還で、沖縄県内の米軍専用施設は約2割減少した。

2 経済・社会情勢

(1) 日本銀行のマイナス金利政策導入

日本銀行は、平成28年1月29日、金融政策決定会合において、2%の「物価安定の目標」をできるだけ早期に実現するためとして、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入することを5対4の賛成多数で決定するとともに、

「量」・「質」・「金利」の3つの次元で緩和手段を駆使して、金融緩和を進めていく方針を示した。

9月21日の金融政策決定会合では、金融緩和の枠組みを変更し、軸足をこれまでの市場に出回るお金の「量」から、長期と短期の「金利」に移すことを決めた。マイナス金利政策を維持した上で、長期金利の指標となる10年物国債利回りを0%程度に誘導することとし、物価上昇率が前年比2%を安定的に超えるまで金融緩和を続ける方針も示した。25年4月以降に行ってきた一連の政策については、「経済・物価の好転をもたらし、デフレではなくなった」と評価した上で、原油安や海外経済の失速に加え、消費増税後の消費低迷が物価目標の達成を妨げたと分析した。また、28年11月1日の金融政策決定会合では、2%の「物価安定の目標」の達成時期の見通しを「29年度中」から「30年度頃」に変更した。黒田東彦総裁は、会合後の記者会見で、物価について「デフレマインドは相当強く、払拭に相当な時間を要している」と述べた。さらに、12月20日の金融政策決定会合では、政策の現状維持を決定するとともに、景気判断を11月の発表と同様に「緩やかな回復基調が続いている」としながらも、「輸出・生産面に鈍さがみられる」との表現を削除して、景気判断を僅かに上方修正した。

(2) 平成28年度年次経済財政報告

内閣府は、平成28年8月2日、平成28年度年次経済財政報告を公表した。報告では、我が国経済について、「アベノミクスを取組の下、企業の収益が高水準で推移する中で、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いている」との認識を示した。

一方、消費を中心とした内需に力強さを欠くなど景気回復は一部に弱さを抱えたとともに、日本経済を取り巻く世界経済の先行きについてのリスクは高まっているとした上で、「消費者物価についても上昇テンポに鈍化がみられる」と指摘した。

(3) 原子力発電所の再稼働をめぐる動向

関西電力は、平成28年1月29日、高浜発電所3号機を約4年ぶりに再稼働させた。また、2月26日には同発電所4号機を約4年7か月ぶりに再稼働させたが、3日後の29日に変圧器の故障を示す警報が鳴り、原子炉は自動停止した。

こうした中、大津地方裁判所は3月9日、滋賀県の住民29人が同発電所3、4号機の運転差止めを求めた仮処分申請に対し、差止めを命じる決定を下した。仮処分決定は直ちに効力が生じるため、関西電力は10日に3号機を停止させ、稼働中の原子力発電所が司法判断によって停止する初めての事例となった。

8月12日には、四国電力が伊方発電所3号機を約5年4か月ぶりに再稼働させた。また、12月16日には、九州電力が定期検査のため川内原子力発電所2号機の原子炉を停止させた。これにより、国内で稼働している原子力発電所は伊方発電所3号機と川内原子力発電所1号機の2基となった。

第3章 伊勢志摩サミット警備

第1 情勢

1 サミットをめぐる国際テロ情勢

伊勢志摩サミットは、平成28年5月26、27日の両日、三重県志摩市で開催されたほか、4月から9月にかけて10県で関係閣僚会合が開催された。

伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合（以下「伊勢志摩サミット等」という。）の開催をめぐるっては、I S I LやA Qが、我が国を始めとするサミット参加各国をテロの標的とみなすとともに、2005年7月の英国におけるグレンイーグルズサミット開催時にロンドン市内で同時多発テロ事件が発生したこともあり、各国の要人が一堂に会する機会を狙った国内でのテロ発生の可能性が否定できない状況であった。伊勢志摩サミット等開催前には、フランスやベルギーでテロ事件が発生し、劇場やレストランのほか、空港や地下鉄といったソフトターゲットがテロの標的とされた。このため、伊勢志摩サミットでは、会場はもとより、首都圏等における公共交通機関等のソフトターゲットを標的としたテロも想定し、厳重な警備体制が敷かれることとなった。

2 反グローバリズム運動

サミットを捉えた反グローバリズムを掲げる過激な勢力による過激な抗議行動は、2001年（平成13年）のジェノバサミット以降、世界各地で継続的に発生した。海外の反グローバリズムを掲げる過激な勢力は、近年のサミットにおいても、大規模な集会、デモに取り組み、その過程で一部の過激な活動家らが、店舗の破壊や道路封鎖、投石や火炎瓶の投てき等の違法行為を伴う過激な抗議行動を引き起こした。また、国内の勢力は、平成20年の北海道洞爺湖サミットや22年のA P E C首脳会議において、海外の過激な勢力等と連携しながら集会、デモに取り組むなど、継続的に、国内外の経済のグローバル化を推進する主要な国際会議等への抗議行動に取り組んだ。

このような情勢から、国内の勢力が、伊勢志摩サミット等において、海外の過激な勢力等と連携して集会、デモを行い、その過程で違法行為を伴う過

激な抗議行動を引き起こすことが懸念された。

今回、国内の勢力は、伊勢志摩サミット開催前の28年5月21日、愛知県名古屋市内において、約80人（主催者発表）を集め、サミット反対を訴える集会、デモに取り組んだが、過激な抗議行動はみられず、違法行為の発生はなかった。

3 極左暴力集団

極左暴力集団は、伊勢志摩サミット等の開催に対し、機関紙等で「対テロ戦争」と天皇制賛美のG7伊勢志摩サミット粉碎」などと主張して、抗議行動に取り組む構えを見せていたことから、「テロ、ゲリラ」事件や抗議行動に伴う違法行為の発生が懸念された。

伊勢志摩サミットをめぐっては、革労協、統一共産同盟、共産同（統一委員会）等が、平成28年5月25日から27日までの間、三重県内において、伊勢志摩サミット開催に抗議する集会、デモ及びビラ配布を行った。中でも、統一共産同盟、共産同（統一委員会）等は、実行委員会を結成し、「G7伊勢志摩サミット現地闘争に起て」などと訴え、5月25日から27日までの間、首脳会議が開催された志摩市内等において、集会、デモに取り組んだ。また、革マル派、中核派（党中央）等も5月25、26日、愛知県、京都府及び大阪府において、集会、デモに取り組んだ。

伊勢志摩サミット終了後のオバマ大統領の広島訪問に際しては、中核派（党中央）が5月26、27日に、「全ての核兵器を今すぐなくせ」と主張して、原爆ドーム周辺において集会、デモに取り組んだ。

関係閣僚会合に際しては、中核派（党中央）等が、外相会合（広島県）を始め、エネルギー相（福岡県）、科学技術相（茨城県）及び保健相（兵庫県）の各会合開催に合わせ、抗議行動に取り組んだ。

なお、伊勢志摩サミット等において、極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件や抗議行動に伴う違法行為の発生はなかった。

4 右翼

右翼の中には、伊勢志摩サミット等開催前から、開催を批判する街頭宣伝活動やオバマ大統領を始めとする各国首脳に対する抗議行動への取組を示唆す

る動向がみられた。

三重県では、伊勢志摩サミット開催前及び開催期間中に、延べ約20団体約40人が街頭宣伝車約10台により、領土問題等を捉えた街頭宣伝活動や要人への接近を企図した徘徊^{はいかい}を行った。広島県では、外務大臣会合開催前及び開催期間中に、延べ約20団体約30人が街頭宣伝車約10台により、会場周辺等において、米国に対し原爆投下についての謝罪を求める街頭宣伝活動等を行った。また、伊勢志摩サミット終了後のオバマ大統領の広島訪問に際しては、約20団体約20人が、会場周辺等において、同大統領への接近を企図して徘徊したほか、原爆投下についての謝罪を求め、米国を批判する街頭宣伝活動を行った。

なお、伊勢志摩サミット等において、右翼による違法行為の発生はなかった。

第2 警備対策

1 警備諸対策

(1) 態勢の構築

警察庁では、平成27年6月、警察庁次長を長とする「伊勢志摩サミット等警備対策委員会」を設置したほか、都道府県警察においては、三重、広島、宮城及び愛知の4県警察がサミット対策課を、その他全ての都道府県警察が警備対策委員会等を、それぞれ設置して態勢を確立し、全国警察が一体となって総合的な警備諸対策を強力に推進した。

伊勢志摩サミット警備では、全国から三重・愛知両県警察への特別派遣部隊約1万5,000人を含む最大時約2万3,000人を、オバマ大統領の広島訪問に伴う警備では、広島県警察への特別派遣部隊約1,900人を含む最大時約5,600人を、それぞれ動員したほか、その他の10の関係閣僚会合でも、部隊の特別派遣等により、所要の警備体制を構築した。また、全国の機動隊・管区機動隊等は、大規模なデモを適切に規制し、テロ等違法行為を未然に防止するため、複数の都道府県警察合同での大規模訓練を実施したほか、各国首脳等を直近で護^{まも}る警護員については、実戦的な訓練を反復実施して、個々の警護員の実力向上を図った。さらに、厳しい国際テロ情勢を踏まえ、各都道府県警察の銃器対策部隊等については、対処能力の向上を目的とした実戦的

訓練を反復実施することにより、テロ等の突発事案が発生した際に的確に対応できるよう万全を期した。

(2) サミット会場周辺等における警備措置

伊勢志摩サミットの主会場（志摩観光ホテル）が所在する賢島においては、平成28年5月21日から28日までの間、テロ等企図者の賢島へのアクセスを防止するため、関係者や地元住民以外の者の入島が制限されたほか、賢島に乗り入れている鉄道やバス、定期船等については、これらを運営する事業者において、一時運休とされた。また、島内には大規模な部隊を配置して重点的な警戒を実施したほか、賢島へつながる2本の橋（賢島大橋、賢島橋）には、伸縮式車両阻止柵等を設置して不審車両及び不審者の侵入防止対策を徹底するとともに、島内や対岸に多数ある入り江にも警戒員を配置し、海上警戒部隊と連携した間隙のない警戒を徹底した。さらに、賢島の外周については、検問やパトカーによる流動警戒等を実施したほか、車列沿道においても検問を実施して、警備に万全を期した。

(3) ドローン対策・経空テロ対策

伊勢志摩サミットで新たな脅威となったドローン等の小型無人機への対策として、違法ドローンを早期発見するためのドローン探知機、違法ドローンが接近した際に捕獲・無力化するための迎撃ドローンやネットランチャーを会場周辺等に配備した。また、小型無人機等飛行禁止法（注）や三重県・愛知県ドローン規制条例を活用して、関係施設上空及び周辺を飛行禁止区域に設定するとともに、検問強化や空き地・空き家対策等を徹底して、ドローン等小型無人機による違法行為の発生を未然に防止した。さらに、2001年の米国における同時多発テロ事件型の航空機を利用したテロの未然防止は、近年のサミット等大規模警備における重要な課題であることから、警察では、スカイマーシャル（航空機への警乗）を強化したほか、防衛省や国土交通省等関係機関と緊密な協議を重ねた結果、会議場を中心とした半径25海里（約46km）の区域が、航空法に基づく飛行制限区域に設定された。

（注） 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

(4) 海上警備対策

賢島のある英虞湾内には多数の養殖筏^{いかだ}が存在しているほか、賢島周辺の水深が浅いことから、機動力のあるジェット警備艇や水上バイク、カヤック等の接近にも対応可能なゴムボート等を活用したほか、不審者や不審物の海中からの接近を防止するため、賢島周辺海域に水中ソナーを設置するなどして、海上警戒を徹底した。また、平成28年5月21日から28日までの間、賢島直近約5km²の海域を警察で占用し、海上保安庁と連携して当該海域への立入りを制限したほか、陸上の警戒部隊と連携して不審船舶を出港させない措置を徹底した。さらに、海上保安庁とは、リエゾンの相互派遣等により緊密な情報共有を図ったほか、不要不急の航行自粛の要請等、地元漁協等の理解と協力を得る取組を連携して推進した。

(5) ソフトターゲット対策

2015年11月のフランス・パリにおける同時多発テロ事件では、スタジアムや劇場、レストラン等が、2016年3月のベルギー・ブリュッセルにおける連続テロ事件では、空港や地下鉄駅等のいずれもソフトターゲットがテロの標的となったことから、伊勢志摩サミットでは、開催地以外の東京や大阪を始めとする都市部において、公共交通機関や大規模集客施設等のソフトターゲットにおけるテロ対策が重要となった。そこで、警察では、全国各地のソフトターゲット等約3,500か所に約7万人を動員して警戒警備を徹底した結果、テロの発生を未然に防遏^{あつ}した。また、警察庁では、公共交通機関やショッピングモール、遊園地等、多数の市民が集まる場所であるソフトターゲットを所管する関係省庁・団体に対して、これらソフトターゲットにおける警戒強化を要請したほか、各都道府県警察においても、全国のソフトターゲットに対する管理者対策を実施した結果、各施設において手荷物検査の強化や警備員の増強等、自主警備体制の強化が図られた。

2 官民連携と国民の理解と協力の確保

(1) 官民一体の「日本型テロ対策」の推進

テロを未然に防止するためには、警察による取組だけでは十分ではなく、民間事業者や地域住民等と緊密に連携し、官民が一体となってテロ対策を推

進することが不可欠である。そこで、警察では平素から、関係行政機関・団体、事業者等と緊密に連携し、水際対策、鉄道等の公共交通機関対策、重要インフラ対策等の警備諸対策を推進している。

伊勢志摩サミット警備に際しては、平成27年10月、三重県警察において、関係機関や民間事業者と連携してテロ対策を推進するため、「テロ対策三重パートナーシップ推進会議」を設立したほか、28年1月までに県下全18警察署に「地域版テロ対策パートナーシップ」を発足させ、関係機関とのテロ対策合同訓練、合同パトロール等を実施した。また、その他の都道府県警察においても、テロ対策パートナーシップ等の関係機関や民間事業者と連携する枠組みを構築するなどして、研修会やテロ対策訓練、合同パトロール等の取組を推進した。

(2) 国民の理解と協力の確保

伊勢志摩サミット等警備では、全国各地で検問や交通規制等の実施が必要となる中、こうした取組は市民生活に少なからず影響を及ぼすほか、テロや不審者等に関する情報提供等の協力を得るためにも、国民の理解と協力の確保が不可欠であった。そこで、警察では、検問や交通規制等の取組について、ポスターやウェブサイト等各種広報媒体を活用した情報発信を行うとともに、三重県警察においては、同県主催の住民懇話会等の各種会合に積極的に参画したほか、賢島に臨時警備派出所を設置するなどして、地元住民の理解と協力の確保に努めた。

3 国際テロ対策

警察では、テロ等違法行為の未然防止を図ることをサミット警備の基本方針の一つとして掲げ、外国治安情報機関、国内関係機関との緊密な連携の下、各種テロ対策を行った。

(1) 外国治安情報機関との連携

テロ関連情報は総じて断片的にしか収集できず、海外を拠点とするテロリストの活動状況の全容を我が国のみで把握することは困難であることから、伊勢志摩サミット等に対するテロの脅威を的確に把握すべく、外国治安情報機関と緊密な情報交換を行い、総合的なテロ関連情報の収集・分析を行った。

(2) 国内関係機関との連携

テロリストの入国を阻止するため、入国管理局、税関等の国内関係機関との情報共有体制を確立するとともに、関係機関と連携し、事前旅客情報システム（以下「A P I S」という。（注1））、外国人個人識別情報認証システム（以下「B I C S」という。（注2））、乗客予約記録（P N R）（注3）等を活用するなど、効率的かつ効果的な水際対策を行った。また、国内における不審人物や組織に対する情報収集に関し、国内関係機関との連携を強化した。

（注1） A P I S : Advance Passenger Information Systemの略

航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係機関が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム

（注2） B I C S : Biometrics Immigration Identification & Clearance Systemの略

来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係機関が保有する要注意人物等に係る情報を照合するシステム

（注3） P N R : Passenger Name Recordの略

航空券を利用して入国する旅客の予約情報

4 サイバー攻撃対策

警察では、伊勢志摩サミット等関係施設や重要インフラ事業者等の管理者と連携して、サイバー攻撃による被害の未然防止に努めた。各事業者等に対する個別訪問により、最近のサイバー攻撃の情勢や手口について情報共有するとともに、当該事業者が保有するシステムの特性、ぜい弱性等の実態を把握した上で、ぜい弱性試験を実施するなどの対策を講じたほか、伊勢志摩サミット等に影響を及ぼすサイバー攻撃事案の発生を想定したシナリオに基づき、関係者と共同対処訓練を実施することにより、事態対処能力の強化を図った。

5 反グローバリズム運動に伴う違法行為対策

警察では、国内外の反グローバリズムを掲げる過激な勢力のデモ等に伴う違法行為の未然防止のため、情報収集活動を徹底するとともに、海外の過激な勢力の来日に対応するため、関係機関と緊密に連携、協力して、国際空港

・港湾において水際対策を実施した。

国内の反グローバリズムを掲げる勢力は、伊勢志摩サミット等に反対する集会、デモ等に取り組んだが、海外の過激な勢力との連携はみられず、違法行為の発生もなかった。

6 極左対策

警察では、「テロ、ゲリラ」事件等を未然に防止するため、極左暴力集団に対する情報収集を強化し、潜在的違法行為に対する事件捜査を徹底するとともに、非公然部門の摘発に向けたマンション、アパート等に対するローラー等各種対策を推進した。

これらの対策を推進した結果、平成27年7月から伊勢志摩サミット終了までの間、中核派非公然アジト1か所と1都2県に及ぶ革労協反主流派非公然アジト3か所を摘発したほか、極左活動家ら41人を検挙するとともに、全国の活動拠点、関係箇所の搜索差押えを実施し、極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件等の発生を未然に防止した。

7 右翼対策

警察では、右翼によるテロ等重大事件の未然防止のため、伊勢志摩サミット等開催前から、要人の宿泊先や会場周辺その他の右翼等の攻撃対象となり得る施設等における警戒活動を強化するなどの対策を行った。

その結果、伊勢志摩サミット等の開催地における右翼による違法行為を未然に防止した。

第3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた警備対策

伊勢志摩サミット等警備終了後も、我が国では、平成31年にはラグビーワールドカップ2019、32年には2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が相次いで開催される。特に、オリンピック・パラリンピックは、国際的にも極めて注目度の高い行事であり、過去には、昭和47年のドイツ・ミュンヘンオリンピックにおいてイスラエル選手団襲撃事件が、平成8年の米国・アトランタオリンピックにおいてオリンピック百年記念公園爆弾テロ事件が、それぞれ

発生した。

我が国は、開催国としての治安責任を全うするために、万全の警備措置を講じて2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全・安心を確保する必要がある。その一方で、オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であり、その警備に当たっては、選手や観客が楽しめるものとすることも重要である。

警察としては、同大会の安全・安心の確保に向けて、こうした点にも配慮しつつ、大会組織委員会等の関係機関とも連携して、政府における枠組みに参画することなどにより、テロ対策等を着実に推進し、警備に万全を期す必要がある。

1 政府における枠組み

政府においては、平成27年11月、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」を閣議決定するなど、セキュリティ対策を含め、政府として講ずるべき施策に取り組んでいる。その一例として、テロ対策を始めとするセキュリティ対策を政府一丸となって推進するため、26年10月、内閣危機管理監を座長とし、警察庁次長等を座長代理とするセキュリティ幹事会を設置するとともに、28年12月には、テロ対策及び災害対策を含めた警備対策とサイバーセキュリティのワーキングチームを設け、各種対策に取り組んでいる。

2 警察の取組

警察庁では、平成26年1月、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備室を設置（28年5月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会準備室に名称変更）し、同大会における警備諸対策について検討を進めている。27年4月には、同大会に向けて英国内務省とのセキュリティに関する協力関係を強化するため、警察庁・英国内務省間で意図表明文書が締結された。また、同大会の警備の計画・運営段階において関係機関を主導する「シニア・セキュリティ・コマンダー」を警察庁次長が担うほか、29年7月をめどに、同大会に関する情報集約、リスク分析等を行う「セキュリティ情報センター」が警察庁

に設置されることとなっている。

このほか、警視庁では、26年1月、警視庁オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部（以下「対策本部」という。）を発足させるとともに、8月、同大会を見据え、犯罪を更に減少させ、首都東京の治安に対する信頼感を醸成するため、犯罪対策の中・長期的な展望を示すものとして、「「世界一安全な都市、東京」実現のための警視庁ビジョン」を策定した。27年11月には、対策本部と同大会に協賛する企業が協力して情報交換や広報活動を行うことにより、同大会の「安全・安心」の実現に寄与することを目的とする「MPD-TOKYO2020 Sponsorship Patnership（P3 TOKYO2020）」が設立された。警視庁は、同大会におけるテロ対策やサイバー攻撃対策等の課題について、大会の成功に向けてP3 TOKYO2020に参加する公式パートナー企業と協力して取り組むこととしている。

第4章 治安情勢

第1 公安情勢

1 右翼等

(1) 抗議活動の状況

右翼は、平成28年中、領土問題、歴史認識問題等をめぐり、活発な街頭宣伝活動等に取り組んだ。

中国をめぐっては、7月、南シナ海をめぐるフィリピンと中国との間の紛争に関するオランダ・ハーグの常設仲裁裁判所の最終判断を捉え、「中国の南シナ海での暴挙をこれ以上許してはならない」などと批判したほか、中国公船等が尖閣諸島周辺での領海侵入を繰り返していることについても批判した。右翼は28年中、中国関連で、延べ約770団体、約1,830人、街頭宣伝車約590台（27年：延べ約940団体、約2,540人、街頭宣伝車約770台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

韓国をめぐっては、1月、慰安婦問題の日韓合意（平成27年12月）に基づく10億円の拠出等を捉え、「韓国政府は、慰安婦問題で日本から多額の金を奪い取るのが目的である」などと批判したほか、竹島が不法占拠されていることに対しても批判を展開した。右翼は28年中、韓国関連で、延べ約940団体、約2,310人、街頭宣伝車約800台（27年：延べ約1,540団体、約4,130人、街頭宣伝車約1,430台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

北朝鮮をめぐっては、1月及び9月の核実験を始め、繰り返される弾道ミサイル発射を捉え、「北朝鮮が核実験を強行したが、断じて許すことのできない暴挙である」などと批判したほか、朝鮮総連関連施設に対して、抗議活動を行った。また、拉致問題をめぐり、北朝鮮が我が国による独自制裁強化への対抗措置として「特別調査委員会」を解体し、拉致問題の再調査を中止したことを捉え、北朝鮮の姿勢を批判する一方で、我が国政府に対する拉致問題解決に向けた取組の強化を求める主張を行った。右翼は28年中、北朝鮮関連で、延べ約1,050団体、約2,680人、街頭宣伝車約1,000台（27年：延べ約480団体、約1,060人、街頭宣伝車約430台）を動員し、街頭宣伝活動等を

行った。

ロシアをめぐっては、12月、同国のプーチン大統領来日を捉え、「ロシアは、無条件に日本の領土を一括返還せよ」などと北方領土返還を訴え批判し、約160団体、約380人、街頭宣伝車約170台を動員して街頭宣伝活動等を行った。このほか、北方領土の日（2月7日）に約260団体、約800人、街頭宣伝車約270台（27年：約180団体、約450人、街頭宣伝車約180台）を、「反ロデー」（8月9日）に約290団体、約950人、街頭宣伝車約330台（27年：約300団体、約1,220人、街頭宣伝車約400台）をそれぞれ動員し、街頭宣伝活動等を行った。

政局をめぐる問題では、7月、第24回参議院議員通常選挙の結果を捉え、「自民党を中心とする改憲勢力が、3分の2の議席を確保したことは憲法改正について否定的な国民は多くないということであり、安倍首相には、憲法改正実現まで突き進んでもらいたい」などと評価する一方、「投票率の低さは、国民の政治不信の表れである」などと批判した。右翼は28年中、延べ約790団体、約1,720人、街頭宣伝車約460台（27年：延べ約1,130団体、約2,700人、街頭宣伝車約710台）を動員し、政府批判の街頭宣伝活動等を行った。

右翼は29年も引き続き、内外の諸問題に敏感に反応し、我が国政府や関係諸国等に対する抗議活動を執拗に行うものとみられ、その過程で、外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対するテロ等重大事件を引き起こすおそれがある。

(2) 街頭宣伝活動の状況

右翼の街頭宣伝車数は、全国で約1,300台とみられるが、一部の右翼は、企業等に対して「糾弾活動」と称し、街頭宣伝車を用いて大音量で執拗な街頭宣伝活動を行い、騒音被害や交通渋滞を引き起こすなど、市民生活の平穏を害している。

平成28年中、街頭宣伝活動の糾弾対象となった企業は、約190社（27年：約210社）に上った。

一部の右翼は29年も引き続き、市民生活の平穏を害するこうした街頭宣伝活動を行うとともに、取締りや仮処分命令を免れるため、名指しを避けるなどの方法で企業糾弾を行うものとみられる。

(3) 違法行為の取締り

右翼は、時局問題等を捉えた抗議活動や資金獲得目的の活動に伴って、多数の違法行為を引き起こしている。

ア テロ等重大事件の未然防止

平成28年中に発生した「テロ、ゲリラ」事件は、右翼関係者が、皇室関連記事を掲載した月刊誌の出版社に対し、「内容が不敬だ」などとして、同社事務所出入口ドアのガラスを割って室内に侵入し、黒色ペンキをまくなどした「出版社に対する建造物侵入等事件」（5月、警視庁）の1件であり、同事件で右翼関係者1人を逮捕した。

警察は、各種情報活動の推進や拳銃等の銃器摘発により、右翼によるテロ等重大事件の未然防止に努めている。

イ 右翼による違法行為の取締り

右翼による違法行為の検挙件数及び人員は、上記「テロ、ゲリラ」事件を含め27年中の1,485件1,527人に対し、28年中は1,499件1,537人であった。

これらの検挙事件のうち、資金獲得を目的とした恐喝事件や詐欺事件等の犯罪の検挙は206件201人に上り、道路交通法違反を除く全検挙件数（584件）の約35%を占め、悪質な資金源犯罪が依然として後を絶たない状況にある。また、市民の平穏な生活を害する悪質な街頭宣伝活動に対しては、その内容や形態を捉え、威力業務妨害等により14件59人（27年：26件50人）を検挙した。

警察は、右翼による違法行為に対し、引き続き徹底した取締りを行うこととしている。

(4) 右派系市民グループをめぐる動向

ア 右派系市民グループ

平成28年中、「在日特権を許さない市民の会」を始め、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えた徒歩デモや街頭宣伝活動等に各地で取り組み、全国における徒歩デモは約40件行われた。また、反対勢力が、参加者による過激な言動について、「ヘイトスピーチ」であると批判するなどして、抗議行動に取り組んだ。

このような情勢の下、28年6月、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が許されないことを宣言し、その解消に向けた取組の基本理念を定めることなどを内容とする本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が施行されるなど、ヘイトスピーチに対する社会の関心が一層高まっている。

警察では、ヘイトスピーチ解消法を踏まえ、警察職員に対する教養を推進するとともに、法を所管する法務省から各種広報啓発活動等への協力依頼があった場合には、これに積極的に対応するほか、ヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には、厳正に対処するなどにより、不当な差別的言動の解消に向けた取組に寄与している。

ヘイトスピーチ解消法が施行されて以降、右派系市民グループの一部の取組では、過激な言動を控えようとする動向がみられる。

右派系市民グループは29年中も引き続き、ヘイトスピーチ解消法の施行やヘイトスピーチに対する批判的な論調を意識しつつ、内外の諸問題に敏感に反応し、徒歩デモや外国公館等に対する抗議行動を通じて、自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対勢力とのトラブルから生じる違法行為の発生が懸念される。

イ 違法行為の取締り

(7) 違法行為の未然防止

警察は、右派系市民グループと反対勢力とのトラブルから生じる違法行為の未然防止の観点から、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じている。

(1) 違法行為の取締り状況

28年3月、東京都新宿区内において、デモ行進中、デモに抗議する男性の右肩部分を所持していたバッグで殴打する暴行を加えた右派系市民グループ関係者を暴行罪で逮捕した。

警察は、引き続き、違法行為を認知した際には、法と証拠に基づき厳正に対処していくこととしている。

2 極左暴力集団

(1) 革マル派

革マル派は、平成28年中も、労働運動や大衆運動を通じて組織の維持・拡大を図った。

同派は、創始者である黒田寛一前議長の死後10年を捉え、黒田前議長の「遺志」継承を訴える論文を植田琢磨議長名で機関紙に掲載したほか、11月に出版した「革マル派五十年の軌跡」（全5巻）第4巻では、当初の収録予定を変更して黒田前議長の講演等を掲載し、改めて、黒田前議長が提唱した理論に依拠した「組織建設」を訴えた。

労働運動においては、日本労働組合総連合会及びその加盟労組の指導部を批判し、自らの主張の正当性をアピールすることで同調者の獲得を図った。中でも、日本郵政グループ労働組合（J P 労組）に対しては、「J P 労組本部の経営陣への全面協力を弾劾し、リストラ・合理化に反対しよう」、日本教職員組合（日教組）に対しては、「日教組本部が「改憲阻止・安倍式教育再編反対」の大闘争をまきおこす先頭に立とうとしない」、全日本自治団体労働組合（自治労）に対しては、「（自治労本部は）組合員たちの利益を守り実現する、という考えは微塵^{みじん}もない」などと、それぞれ指導部批判を展開し、各労働組合主催の定期大会等の会場周辺で、参加者に対して同派への結集を呼び掛けるビラを配布した。

大衆運動においては、「改憲阻止」を強く主張し、「政権打倒」を訴えて、独自の集会、デモに取り組んだ。また、大衆団体が主催する国会前抗議行動や各地の抗議集会に多数の活動家を動員し、同派の主張を掲載したビラを配布したほか、団体旗やのぼりを掲出して、自派の存在を誇示した。とりわけ、沖縄県の米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設及び米軍北部訓練場のヘリパッド移設に対しては、それぞれ「建設阻止」を主張して、現地で取り込まれる抗議行動に同派活動家を積極的に参加させた。同派は、こうした取組を通じて自派の主張を展開し、同調者の獲得を図った。

一方、革マル派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（以下「J R 総連」という。）及び東日本旅客鉄道労働組合（以下「J R

東労組」という。)は、革マル派創設時の副議長である松崎明元 J R 東労組会長(故人)が「日本労働運動に残した功績は大変大きなものであり、その業績を後世に伝えるため」として、27年2月から刊行を開始した「松崎明著作集」(全8巻)を、28年中に全巻刊行したほか、J R 東労組は松崎元会長の七回忌に当たり、12月13日、都内で集会を開催し、「松崎明初代委員長が時代を切り拓いてきたたたかいを正しく継承し、さらに J R 東労組運動を発展・強化しなければならない」などと訴えた。また、J R 東労組の組合員らによる組合脱退及び退職強要事件について、J R 総連及び J R 東労組は、裁判の終結後も、同事件を「えん罪事件」、「組織破壊攻撃」と主張し、「「弾圧」の狙いと目的」を組織内外に明らかにするとの方針を掲げている。こうした中、J R 東労組は10月31日、都内で開催した集会において、改めて同事件が「えん罪事件」であり、「弾圧」に屈しない強固な組織を作り上げることを呼び掛けた。

同派は、今後も黒田前議長の「遺志」継承を訴えながら、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

(2) 中核派

中核派(党中央)は、平成28年中も労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持し、「国鉄闘争」を「不動の基軸」に、「選挙闘争」等を闘争課題に掲げて活動した。

「不動の基軸」とする「国鉄闘争」においては、「革共同の労働運動をつくり出す」ことを目的に、27年から動労総連合の全国建設に取り組み、28年2月に「国鉄九州動力車労働組合(動労総連合・九州)」、4月に「国鉄北陸動力車労働組合(動労総連合北陸)」、6月に「国鉄東京動力車労働組合(動労東京)」の結成を表明したほか、3月に「動労総連合・北海道」の結成準備会を開催して、組織拡大が順調であることを党内外にアピールした。

「選挙闘争」については、7月の第24回参議院議員通常選挙で候補者を擁立し、「新しい労働者の政党をつくろう」をスローガンに、「プロレタリア革命の準備をかちとる闘い」として選挙戦に取り組んだ。また、「国際共同行動」と称して、11月には都内で開催した「労働者総決起集会」に韓国の労働組合員を招聘する一方、韓国で開催された大規模な労働者集会に多数の活

動家等を派遣した。さらに、同労組との共闘と国際連帯を強調して、都内を始め各地において、韓国での大統領退陣を要求するデモに呼応する集会等に取り組んだ。その他の労働運動においては、革命の担い手となる「闘う労働組合」の結成に向け、労働法改正反対や解雇撤回・賃下げ反対、外注化・民営化・非正規職化阻止等を主張し、集会、デモ等に取り組むとともに、労働争議への介入を行った。

大衆運動においては、3月11日に25年から定例化している「3・11反原発福島行動」を福島県内で開催し、5月には、オバマ大統領の広島訪問を「被爆者の闘いを解体し、核戦争をやろうとするもの」と主張して、原爆ドーム前集会、デモに取り組んだほか、23年8月に結成した「すべての原発いまずぐなくそう！全国会議」（略称：「な全」）が、集会、デモ等に取り組み、同調者の獲得を図った。また、同派は、組織拡大に向けて、機関紙「前進」を「革命情勢を革命に転化するための大量宣伝・扇動、革命的行動の組織化・党建設の強化に向けた最大の武器」と位置付け、1月から発行回数を週1回から週2回に増やすとともに、新たな印刷機を購入して「印刷工場」の拡張を図った。

同派系全学連は、「全学連運動の大発展」をスローガンに掲げ、「全国の大学に学生自治会を建設し「戦争絶対反対・改憲阻止」のストライキに立ち上がろう」などと主張し、同調者の獲得を図った。中でも、京都大学においては27年10月、同大学内で実施したストライキにより、28年中、全学連活動家が逮捕されたり、停学処分とされたことを捉えて「弾圧粉碎」などと訴える「学内集会・デモ」に取り組んだ。

一方、19年11月に党中央と分裂した関西地方委員会（関西反中央派）は、他党派との共闘・連携や大衆運動を通じた組織拡大を目指し、「原発再稼働」、「憲法改正」、「辺野古新基地建設」等のテーマで取り組まれる集会、デモ等に参加し、同調者の獲得を図った。

党中央は29年も、国鉄闘争を基軸に、改憲阻止、労働法改正反対、反原発、選挙闘争を中心とした各種闘争や国際連帯を継続し、組織の維持・拡大を図るものとみられる。また、関西反中央派も、原発の再稼働反対や反戦・反基地闘争等に取り組み、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

(3) 革労協

革労協主流派は、「農地強奪阻止」をスローガンに、成田闘争を重点に取り組んだ。同派は、三里塚芝山連合空港反対同盟（以下「反対同盟」という。）北原グループが主催する闘争に参加するとともに、独自の成田現地闘争（集会、デモ）に取り組んだ。また、同派は、組織内で発生した部落差別問題等を受け、依然として自己批判に取り組んでいることを機関紙等で明らかにした。

革労協反主流派は、ソマリア沖海賊対処行動、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設等を批判して、反戦・反基地闘争を重点に取り組んだほか、関西電力高浜発電所及び四国電力伊方発電所の再稼働や電源開発大間原子力発電所の建設に反対し、現地に活動家を動員してデモを行うなど、反原発・反核燃闘争にも取り組んだ。

平成28年2月、同派の非公然アジト3か所が摘発され、非公然最高幹部らが逮捕されると、同派は、「革命軍は永遠に不滅である」などと主張する「革命軍アピール」を発表した。

両派は、今後も組織の維持・拡大を図るとともに、それぞれが取り組む成田闘争や反戦・反基地闘争等をめぐる情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。

(4) 成田空港をめぐる情勢

昭和41年7月、千葉県成田市三里塚を中心とする地区に新東京国際空港（現・成田国際空港（以下「成田空港」という。））を建設することが閣議決定されたことを受け、空港建設に反対して始まった「成田闘争」は平成28年で50年目を迎えた。反対同盟北原グループ及び熱田グループは7月、東京都内でそれぞれ「三里塚闘争50周年」を記念する集会を開催し、各グループを支援する極左暴力集団は、活動家をそれぞれ動員した。

成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）と反対同盟北原グループとの間では、航空機の運航と空港関連施設の建設工事に影響を与える耕作農地の土地明渡し裁判等が依然として争われている。27年6月12日、東京高等裁判所における土地明渡し裁判の控訴審判決で、原告（反対同盟員）の控訴を棄却する判決が言い渡されたことを受けて、反対同盟北原グループ及

びこれを支援する極左暴力集団は、「農地死守・最高裁決戦勝利へ」などと主張し、上告審に向け、28年も「最高裁・緊急5万人署名運動」に取り組んだ。また、10月25日、最高裁判所が上告を棄却する決定を行うと、極左暴力集団は、「不当極まる決定だ。断じて許さない」などと主張した。そのほか、3月及び10月の「全国総決起集会」では、極左暴力集団が「三里塚闘争の歴史的真価をかけ実力・武装闘争で闘う」などと主張するとともに、「最高裁の強制収用反対」などを訴えた。

一方、7月21日、空港会社と反対同盟熱田グループとの間で争われていた成田空港敷地内に所在する団結小屋（通称「横堀現地闘争本部」）の撤去をめぐる最高裁判所における上告審で、原告（反対同盟員）の上告を棄却する判決が言い渡されたことを受け、反対同盟熱田グループ及び支援する極左暴力集団は、機関紙等で、「かかる不当な決定を断じて許すことはできない」などと主張した。

極左暴力集団は、引き続き、成田闘争に取り組み、土地明渡し裁判等の進捗状況を捉え、空港関係者、空港関連施設等に対する違法行為や「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。

(5) 極左対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査及び非公然アジト発見に向けたマンション、アパート等に対するローラー等各種対策を推進するとともに、これらの活動に対する国民の理解と協力を得るため、ポスターを始めとする各種媒体を活用した広報活動を推進した。

平成28年1月18日には、中核派（党中央）の非公然アジトを摘発し、その際、捜査員に暴行を加えた同派非公然活動家2人を公務執行妨害罪で逮捕したほか、2月5日には、虚偽の住所地を申告して運転免許証を更新した同派非公然活動家を免状不実記載罪で逮捕した。また、2月23日には、機関紙で「サミット爆砕」などと主張していた革労協反主流派の非公然アジト3か所を一斉摘発して、火薬及び時限装置に使用するとみられるIC等多数の証拠品を押収し、その際、捜査員に暴行を加えた同派非公然最高幹部ら6人を公務執行妨害罪で逮捕したほか、3月14日には、偽造された住民票の写しを提出するなどして他人に成り済まして、同非公然アジト3か所のうち2か所の

賃借権を不正に取得した同派非公然幹部活動家ら2人を偽造有印公文書行使罪等で逮捕した。さらに、2月29日から3月1日にかけて、京都大学において校舎出入口等を立て看板等で構築したバリケードで封鎖して講義を休止させるなどした中核派（党中央）系全学連委員長ら6人を威力業務妨害罪で逮捕するなど、28年中、極左活動家ら35人を検挙した。また、11月には、警察庁指定重要指名手配被疑者である大坂正明に関する情報提供を広く求めるため、大坂正明に係る中村警部補殺害事件（昭和46年11月発生）を捜査特別報奨金制度の対象事件に指定した。

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、極左暴力集団に対する取締りを徹底することとしている。

3 オウム真理教

(1) 教団の状況

ア 松本への絶対的帰依を強調する主流派と観察処分の適用回避に全力を挙げる上祐派

オウム真理教（以下「教団」という。）は、松本への絶対的帰依を強調する主流派と松本の影響力がないかのように装う上祐派を中心に活動している。教団は、依然として松本及び同人の説く教義を存立の基盤とし、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められるとして、団体規制法に基づく観察処分に付されるなどしており、その本質に変化がないと認められる。

主流派は、依然として松本を「尊師」と尊称し、同人の「生誕祭」を開催しているほか、松本の写真を拠点施設の祭壇に飾ったり、説法会等を定期的で開催し、信者に対して同人の「偉大性」を称賛する内容のDVDを視聴させたり、同人への絶対的帰依を求める文言を繰り返し唱和する修行や同人の延命を祈願する修行等に取り組みせたりするなど、松本への絶対的帰依を強調して「原点回帰」路線を徹底している。また、同派は、従前と同様、出家信者を団体管理下の拠点施設等に集団居住させて、一般社会と融和しない独自の閉鎖社会を構築している。このような中、同派では、松本の妻が二男の教団復帰を画策したことに対して、三女が全国の幹部信者に復帰反対を訴えたことに端を発した内紛が依然として継続しているも

のとみられる。二男の教団復帰を支持する同派最高幹部を中心とする執行部は、これまで三女の意向に同調したり、執行部の方針に異を唱え行動した複数の幹部信者等を、相次いで除名等の処分にするなど、統制を図っている。

一方、上祐派は、同派のウェブサイトにも旧教団時代の反省・総括の概要を掲載したり、各種メディアを通じて「松本からの脱却」を強調したりするなどし、松本の影響力がないかのように装って活動しているほか、著名人との対談やマスコミの取材を積極的に受け入れるなどして、「開かれた教団」のアピールに努めている。また、同派は、寄附金の受取や入会の勧誘等に関する活動の指針を定めた「社会的に適切な団体活動のための指針」を新たに規定して、同派のウェブサイトにも公表したほか、宗教団体ではなく「思想哲学の学習教室」であるとして、一部法具等の使用停止、祭壇の廃止等組織の刷新をアピールするなど、観察処分の適用回避に向けた取組に全力を挙げている。しかしながら、同派は、平成27年1月の公安審査委員会による観察処分の期間更新決定で、「「ひかりの輪」が講じているとする種々の施策は、過去の過ちに対する真摯な反省に基づき、被請求団体（教団）の在り方自体を変化させていくものとして実施されたものであるとの評価には至らないことなどからすれば、依然として、被請求団体の重要な一部を構成しているものと認められる」と認定されている。

今後も主流派は、松本への絶対的帰依を強調しながら、組織の拡大、統制を図っていくものとみられる。

一方、上祐派は、「松本からの脱却」を装いながら、観察処分の適用回避に努め、組織の維持を図っていくものとみられる。

イ 組織拡大に向けた動向

教団は15都道府県に34か所の拠点施設を有し、信者数は、その活動状況等から合計で約1,650人とみられる。

主流派は28年中、新たな拠点施設を北海道札幌市（札幌白石施設）及び滋賀県甲賀市（甲賀信楽施設）に確保した。このうち、札幌白石施設は、同派最大規模の施設となり、在家信者の指導・教化に使用している。また、同派は、教団名を秘匿し、街頭や書店において声掛けを行ったり、SNS

を利用し宗教色を感じさせない各種イベントを開催したりして、青年層を中心に接触を図り、ヨガ教室に勧誘するなどして新規信者を獲得している。

一方、上祐派は、各拠点施設で開催している「上祐代表説法会」や「集中セミナー」、各地の神社仏閣等を訪問する「聖地修行」等の行事について、ウェブサイトを通じて参加を呼び掛けるなどし、信者獲得を図っている。

ウ 海外における活動

教団は、海外においても、ロシアに信者約460人を擁し、数か所の拠点施設を確保しているとみられ、日本から教団幹部が同国等に渡航し、ロシア人信者等の指導に当たっている。

こうした中、2016年3月には、主流派の日本人信者4人とロシア人信者等54人がモンテネグロのポドゴリツァ、ダニロフグラード両市内の滞在先で身柄を一時拘束され、同国の外国人法に基づく滞在の登録を行っていなかったなどとして、滞在拒否の処分となった。また、4月には、ロシアのモスクワ、サンクトペテルブルク両市内において、主流派の施設や信者宅が同国刑法第239条第1項（「人民や市民の権利を侵害する非営利組織の創設」）の容疑で捜索を受けるとともに、3月にモンテネグロで一時拘束されたロシア人信者とみられる者等44人が取調べを受けた。さらに、9月には、ロシアの最高検察庁が、教団が同国の憲法体制及び国家の安全を脅かす違法な活動を行っているとして、オウム真理教をテロ組織として認定し、同国内での活動の禁止を求める訴訟を提起したところ、最高裁判所はこれを認める決定を行い、同決定は10月に発効した。

このように教団の海外における活動に対しては、各国の捜査機関が取締りを行うなど、警戒を強めている。

(2) オウム真理教対策の推進

警察では、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、教団による組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進しており、平成28年中、観察処分に基づく公安調査庁の立入検査に際して、団体の活動を明らかにするために必要な検査対象物件を信者が所持するリュックサック内に

隠匿するなどし、検査を困難な状況にしたとして、主流派出家信者ら2人を団体規制法違反（検査忌避）で逮捕した（9月、神奈川）。また、地下鉄サリン事件から21年が経過し、教団に対する国民の関心が薄れ、一連の凶悪事件に対する記憶が風化することなどにより、教団の本質が正しく理解されないことも懸念される。そのため、警察では、各種機会を通じ、教団の現状について広報しているほか、教団の組織的違法行為に対する検挙事例や警戒活動等教団に対する警察の取組について、住民や地方自治体等に対して積極的に情報発信を行っている。さらに、教団施設周辺の地域住民の安全・安心を確保するため、その要望も踏まえ、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施している。

4 日本共産党

(1) 第24回参議院議員通常選挙の結果等

日本共産党は、平成28年4月、第24回参議院議員通常選挙に向けて、第5回中央委員会総会を開催した。志位和夫委員長は、参院選の意義と目標について、「たたかひの構図は、「自公対民共」ではなくて、「自公とその補完勢力」対「4野党プラス市民・国民」にほかならない」と強調した上で、「全国32の1人区のすべてで野党共闘を実現し、すべてで自公に打ち勝つために全力をつくす」、比例代表では、「(得票数)850万票以上、(得票率)15%以上を獲得」、「8議席を絶対に確保し、9議席に挑戦」、選挙区では、「複数区のすべてで議席獲得」との方針を示した。また、1人区での党公認候補の取下げについて、「わが党は、野党共闘を前進の軌道に乗せるという大局に立って、参院選1人区については、「安保法制＝戦争法の廃止、立憲主義回復という大義の実現のために、思い切った対応を行う」ことを表明し、協議を進めてきた」と報告した。

参院選では、32の1人区全てに野党統一候補が擁立され、そのうち11選挙区（青森、岩手、宮城、山形、福島、新潟、山梨、長野、三重、大分及び沖縄）で議席を獲得した。共産党は、選挙区14人（1人区1人、複数区13人）、比例代表42人の計56人の公認候補を擁立した結果、複数区で1議席（東京）、比例代表で5議席を獲得し、改選前3議席から3議席増の6議席となった。

得票数は、選挙区で410万3,514票（前回は154万2,423票減）、比例代表で601万6,194票（前回は86万2,139票増）となった。

共産党は、参院選の結果について、「野党と市民の共闘は、最初の挑戦としては大きな成功をおさめた」、「比例代表選挙の得票が、躍進した2013年の参院選と比べて、さらに前進したことは重要である」などと評価する一方で、「党の力が、いまの情勢が求めるものに追いついていない」、「今日の情勢が求める強く大きな党をつくる仕事に、新たな意気込みでたちあがる決意である」などと総括した。また、志位委員長は9月の第6回中央委員会総会（以下「6中総」という。）で、次期衆院選に向けた方針について、「総選挙でも「できる限りの協力」を行うことは、野党4党の党首会談、書記局長・幹事長会談で繰り返し確認されている公党間の合意事項である」、「総選挙で野党共闘をさらに発展させるために、民進党、社民党、生活の党に対して、真剣な協議を開始することを呼び掛ける」などと訴えた。

11月に開催した第7回中央委員会総会では、第27回党大会決議案を提案し、その中で、野党と市民の共闘を発展させて現政権を打倒し、「野党連合政権」を樹立するとの構想を掲げた。今回共産党が提唱した「野党連合政権」は、27年9月の第4回中央委員会総会で提唱した「国民連合政府」同様、共産党の綱領上の「さしあたって一致できる目標の範囲」での統一戦線政府として位置付けられる。

共産党は、次期国政選挙においても、参院選で形成した野党共闘の枠組み維持を主張しつつ、政権与党への対決姿勢を強調した選挙闘争に取り組んでいくものとみられる。

(2) 第27回党大会に向けた動向

共産党は6中総で、第27回党大会を平成29年1月15日から18日までの4日間の日程で招集することを決定した。党大会の開催は、26年1月の第26回党大会以来3年ぶりとなる。志位委員長は、第27回党大会の意義について、「野党と市民の共闘の前進、日本共産党の“第3の躍進”の発展、2010年代に「成長・発展目標」（注）を達成することをめざし、内外情勢の分析と、この3年間の党活動の総括を行い、今後の方針を決定する歴史的意義を持つ」と説明した。また、6中総から党大会を開催する29年1月末まで

の間、「第27回党大会成功をめざす党勢拡大大運動」（以下「大運動」という。）に取り組むことを決定した。大運動の目標は、党員拡大で2万人、機関紙「しんぶん赤旗」の読者拡大では、日刊紙2万人、日曜版10万5千人の増加を目指すとした。党員等の拡大では、特に世代的継承を重視することとし、若年層の党員拡大のほか、日本民主青年同盟（民青同）への支援を強化して、同盟員拡大に取り組むことなどを呼び掛けた。

志位委員長は6中総で、参院選時の現勢について、前回参院選比で「党員数94.8%、「しんぶん赤旗」読者数は日刊紙92.6%、日曜版91.5%」と示した上で、「職場支部は、「団塊世代」の党員が退職し、存続の危機に直面しているところが少なくない」、「常勤常任委員の減少などによって、指導体制が弱まり、支部への指導・援助が届かない、党の持てる力を引き出せない」などと、下部党の組織実態について報告した。その上で、「野党と市民の共闘、日本共産党の躍進という二つの大仕事をやり抜くためには、党の自力の弱点を克服し、強く大きな党をつくることが絶対不可欠である」と強調した。

共産党は、参院選で獲得議席を増やす一方で、党員数の減少や党活動の低下等、組織力に弱点があるとしており、今後も引き続き、党建設を重視し、党勢拡大の取組を強化していくものとみられる。

（注） 「成長・発展目標」

共産党は、平成22年1月の第25回党大会で、中期的展望に立った目標として、国政選挙において、全都道府県、全自治体・行政区でも「10%以上の得票率」を獲得できる党を目指すとした。

5 大衆運動

(1) 沖縄県内における反基地運動

沖縄県内の米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐることは、平成28年3月、国と沖縄県の間で辺野古移設をめぐる訴訟の和解が成立し、移設工事が中断したものの、大衆団体等の抗議行動は継続し、米軍車両への立ちふさがり、道路での座込み等の妨害活動が行われた。また、6月には、国が陸上自衛隊の配備を進める宮古島市や石垣市といった島しょ部においても、陸上自衛隊配備への抗議行動が行われた。

7月22日には、米軍北部訓練場のヘリパッド移設工事が、約2年ぶりに再開された。地元の大衆団体に加え、それまで普天間基地の移設先であるキャンプ・シュワブのゲート前で抗議行動に取り組んでいた県内外の大衆団体等が、移設先である東村、国頭村とその周辺において、ヘリパッド移設工事中止等を訴え、工事関係車両の通行に対し、道路への飛び出し、道路での寝転び、車両による道路閉塞、直前での低速走行等、危険な妨害活動を繰り返した。また、大衆団体等は、米軍北部訓練場内のヘリパッド移設工事の現場において、建設作業用の重機にひもで体をくくりつけたり、伐採しようとする木にしがみついたりするなど、移設工事への直接的な妨害活動も行った。

沖縄県警察では、違法行為に対しては、法と証拠に基づき厳正に対処し、28年中、警備に当たる警察官等に暴行を加えた公務執行妨害罪で7件延べ12人、米軍基地に侵入した刑事特別法違反で2件2人、道路を車両で閉塞した往来妨害罪で1件2人等合計20件延べ27人を検挙した。

米軍北部訓練場のヘリパッド移設工事の完了後、12月22日、同訓練場の過半約4,000ヘクタールが我が国に返還された。

一方、米軍普天間飛行場の辺野古移設工事は、12月27日、辺野古移設をめぐる国と沖縄県との間で争われていた違法確認訴訟において国の勝訴が確定したことなどを受けて再開された。

大衆団体等は29年も引き続き、沖縄県内の米軍普天間飛行場の辺野古移設をめぐる反基地運動に活発に取り組むものとみられる。

(2) 原子力政策をめぐる反対運動

大衆団体等は、平成27年に引き続き、反原発を主張し、毎週金曜日の首相官邸前での抗議行動に取り組んだ。

大衆団体等は28年3月26日に、都内・代々木公園に約3万5,000人（主催者発表）を集め、「原発のない未来へ！3.26全国大集会」を開催したほか、9月22日には、同所に9,500人（主催者発表）を集め、「さようなら原発さようなら戦争9・22大集会」と題した集会を開催した。また、四国電力は7月26日に愛媛県の伊方発電所3号機の運転を再開する予定であったが、機器の不具合によるトラブルが発生したため、8月12日に運転を再開した。大衆団体等は、当初の運転再開予定日直前の7月24日、現地に約700人（主催

者発表)を集め、「みんなで止めよう伊方原発07.24 全国集会」と題した集会を開催したほか、運転再開に際し、8月10日から12日までの3日間、同原発のゲート前で抗議行動を行った。都内においても、首相官邸前や四国電力東京支社前で「原発再稼働反対」等を訴えた。

大衆団体等は29年も引き続き、原子力発電所の運転再開や建設再開、指定廃棄物の最終処分場の設置等様々な事象を捉え、反原発運動に取り組むものとみられる。

(3) 平和安全法制をめぐる反対運動

平和安全法制の反対運動に取り組む大衆団体等は、平成27年9月19日の法成立後も、「9月19日を忘れない」として毎月19日の定例行動を軸に、国会議事堂周辺等において、同法制の廃止等を訴える抗議行動を継続している。成立から1周年となった28年9月19日には、国会議事堂周辺において、2万3,000人(主催者発表)を集め、抗議行動に取り組んだ。

大衆団体等は29年も引き続き、平和安全法制の廃止等に向けて取り組むものとみられる。

(4) 反グローバリズム運動

国内外の反グローバリズムを掲げる勢力は、経済のグローバル化を推進するG7サミットやG20サミット等の国内外で開催される国際会議に対して、抗議行動に取り組んでいるが、平成28年中、暴動を伴う大規模な抗議行動の発生はみられなかった。

国内の反グローバリズムを掲げる勢力は5月に開催された伊勢志摩サミットを捉え、愛知県名古屋市において約80人(主催者発表)を集め、サミット反対を訴える集会、デモ等に取り組んだ。また、3月にTPP協定の承認案と関連法案が第190回通常国会で審議入りすると、3月30日、国会周辺に約700人(主催者発表)を集め、同法案の廃案を訴える集会、デモに取り組んだほか、4月中旬から5月にかけては毎週水曜日に、衆議院第二議員会館前で抗議行動に取り組んだ。同法案は、同通常国会で継続審議とされ、第192回臨時国会での審議入りに際し、国内の反グローバリズムを掲げる勢力は10月上旬から毎週水曜日の抗議行動を再開し、10月15日には、都内・芝公園に約8,000人(主催者発表)を集め、「TPPを批准させない! 10.15 SAT 1万人

行動」と題した集会、デモに取り組んだ。さらに、12月9日に同法案が可決、成立するまで、審議日程に合わせ国会周辺において抗議行動に取り組んだ。

国内の反グローバリズムを掲げる勢力は、今後も、経済のグローバル化を推進する主要な国際会議の開催や自由貿易を推進する枠組みの構築に対して抗議行動に取り組んでいくものとみられる。

(5) 我が国の捕鯨をめぐる反対運動

南極海における我が国の鯨類科学調査に対して執拗かつ過激な妨害活動を繰り返した環境保護団体シー・シェパード（Sea Shepherd）は、我が国が捕獲頭数を大幅に縮減するなどして2年ぶりに実施した平成27年度の鯨類科学調査に対し、抗議船を南極海に派遣したが調査船団を発見できず、結果として、妨害活動は行われなかった。

一方、鯨類科学調査を行っている一般財団法人日本鯨類研究所等は28年8月23日、23年12月に米国のワシントン州連邦地方裁判所に提訴した妨害差止め裁判をめぐり、シー・シェパード米国支部及びポール・ワトソン同代表との間で、日本側の調査船団に対する妨害活動を永久に行わないことを柱とする調停に合意したと発表した。これに対し、シー・シェパード・グローバル（本部・オランダ）や米国支部以外の支部は、「米国の裁判所での合意は我々には適用されない」と主張し、我が国の28年度の南極海における鯨類科学調査に対して、新たに建造した高速船を投入して妨害活動に取り組むことを表明した。その後、12月4日、同高速船は、オーストラリアの港から南極海に向けて出発した。

シー・シェパードは、和歌山県太地町のイルカ漁に反対するため、前年度までと同様、イルカ追い込み漁が行われる27年9月から28年2月まで同町に活動家を常駐させ、イルカ漁の様子をビデオ撮影して、イルカ漁に反対する主張を一方的にウェブサイトで公表するなどの抗議活動に取り組んだ。また、28年9月には、イルカ漁解禁に合わせて在外日本公館等への抗議行動を行う反イルカ漁キャンペーン「ジャパン・ドルフィンズ・デー」が、世界十数か国で取り組まれたほか、国内の動物権利団体がこれに連帯・連携し、東京都及び京都府においてデモやアピール行動を行った。

和歌山県警察では、「太地町特別警戒本部」を設置し、同町の臨時交番を

拠点に警戒活動を推進するとともに、海上保安庁等との合同警備訓練を実施したり、入国管理局等と水際対策を強化するなど、関係機関との連携にも努めている。これら諸対策の結果、28年中、太地町での抗議活動に伴う違法行為の発生はみられなかった。また、太地町で抗議活動に取り組むシー・シェパード活動家が減少する中、シー・シェパード活動家4人が本邦への上陸を拒否された。

シー・シェパードを始めとするこれらの反捕鯨勢力は、今後も我が国の鯨類科学調査やイルカ漁をめぐり、様々な抗議活動に取り組むものとみられる。

(6) 雇用問題をめぐる運動

全国労働組合総連合（以下「全労連」という。）は、平成27年に引き続き、労働法制改正反対や最低賃金の引上げを訴える運動に取り組んだ。

主な取組として、全労連は28年5月11日、都内・日比谷野外大音楽堂に1,800人（主催者発表）を集め、「アベ政権はもう嫌だ！～次に来る矢は“解雇自由”と“定額働かせ放題”～5・11雇用と暮らしの底上げアクション」と題した集会、デモを行ったほか、6月17日には、厚生労働省前に350人（主催者発表）を集め、全国一律に最低賃金を1,000円以上とすることを訴え、座込み等の抗議行動に取り組んだ。また、全労連は7月28日から30日までの間、第28回定期大会を開催し、①組織拡大強化を中心にすえた活動スタイルを確立する、②賃金の底上げと暮らしと雇用を守る課題で共同を大きく前進させる、③戦争法を廃止し、安倍政権を退陣に追い込む、との運動方針を採択した。

全労連は29年も引き続き、労働法制の改正反対や最低賃金の引上げ等を訴える運動に取り組み、組織拡大を図っていくものとみられる。

第2 外事情勢

1 北朝鮮による対日有害活動

(1) 一般情勢

ア 軍事・外政面

(7) 核・ミサイル開発動向

北朝鮮は2016年中、核実験及びミサイル発射を繰り返し行った。1月には、4回目となる核実験を実施し、水爆実験に成功したと主張した。しかし、実験で生じたマグニチュードの規模がこれまでの北朝鮮による核実験とほぼ同水準であることなどから、一般的な水爆実験とは考えにくいとされている。

2月には、「人工衛星」と称する事実上の長距離弾道ミサイルを北朝鮮西岸から南方向に向けて発射した。ミサイルは沖縄県の上空を通過し、地球周回軌道に何らかの物体が投入されたとみられている。

3月には、米韓軍が合同軍事演習を開始した3日後に「スカッド」とみられる短距離弾道ミサイルを発射した。また、金正恩第一書記（当時）は、3月に報道された「弾道ロケット大気圏再突入環境模擬試験」を指導した際、「早い時日内に核弾頭爆発試験と核弾頭装着が可能な多くの種類の弾道ロケット試験発射を断行するであろう」とし、関係部門に対してそのための事前準備を抜き行いに行うよう指示した。この指示を受け、北朝鮮は、同月中に「ノドン」とみられる中距離弾道ミサイルを発射した。

4月以降、「ムスダン」とみられる新型の中距離弾道ミサイルの発射を繰り返し、6月には初めて発射を成功させている。また、北朝鮮は潜水艦発射弾道ミサイルの開発も進めており、4月、7月及び8月に同ミサイルをそれぞれ発射した。さらに、7月から9月にかけて、スカッド又はノドンとみられる弾道ミサイルを立て続けに発射した。特に、8月及び9月に発射されたミサイルは、我が国の排他的経済水域（以下「EEZ」という。）内に着弾した。

リスヨン
李洙墉外相（当時）は4月、ニューヨークの国連本部で演説し、核戦力を持つ米国が朝鮮半島で軍事演習をする状況下では、核に頼らざ

るを得ないと、自国の核兵器保有を正当化した。

9月には、5回目となる核実験を実施し、実験後、北朝鮮は、新たに開発した核弾頭の威力を判定するための核爆発実験を成功させ、小型化した核弾頭を生産することが可能となったと主張した。また、金正恩党委員長は同月、「新型静止衛星運搬ロケット用エンジン燃焼実験」を視察した際、「様々な用途の衛星を更に多く製作して打ち上げ、我が国を数年内に静止衛星保有国にすべきだ」などと述べ、更なるミサイル発射を示唆した。

(1) 各国との関係

北朝鮮による1月の核実験と2月の長距離弾道ミサイル発射を受け、国連安保理は3月、北朝鮮に出入りする全貨物の検査義務化や北朝鮮による北朝鮮産鉱物資源の輸出禁止等を盛り込んだ決議(2270号)を採択した。採択に至るまでには、より強い制裁を求める日米韓と慎重な対応を求める中国との間で折り合いがつかず、協議が長期化した。最終的には中国も採択に合意した。

日米韓は、北朝鮮に対し、独自の制裁措置も執った。米国は2月、北朝鮮に対する制裁を強化する法律を成立させ、同法に基づき、7月には初めて金正恩党委員長を制裁対象に指定した。これに対し北朝鮮は、米国との交渉チャンネルを遮断するなどして反発した。韓国は2月、南北が経済協力事業を行ってきた開城工業団地の稼働を全面的に中断した。これに対し北朝鮮は、同団地を閉鎖して軍事統制区域とした上で、同団地に入っている全ての韓国側人員を追放し、韓国企業の工場設備等の資産を全面凍結するなどの方針を示した。日本は2月、北朝鮮が日本人拉致被害者の再調査を行うとした日朝合意に基づき2014年7月に解除していた北朝鮮籍者の入国の原則禁止や日本から北朝鮮への渡航自粛要請等の措置の内容に、在日外国人の核・ミサイル技術者が北朝鮮への渡航後に日本へ再入国することの禁止や10万円以下の人道目的を除く北朝鮮への送金の原則禁止等の新たな措置の内容を加えた独自の対北朝鮮制裁措置を実施した。これに対し、北朝鮮は、日本人拉致被害者の再調査の全面的中止を表明した。

北朝鮮が9月に再び核実験を行ったことを受け、国連安保理は11月末に北朝鮮に対する更なる制裁を盛り込んだ決議（2321号）を採択した。3月に採択された決議では、民生目的の鉱物資源の輸出に関する除外規定が盛り込まれており、特に中朝間の石炭貿易において抜け道になっていたとの指摘があったが、11月の決議では、石炭輸出の総量について、年間約4億ドル又は750万トンを上限とすることが盛り込まれた。決議の作成は、米国と中国が中心となって進められたとみられるが、1月の核実験後よりも長い約3か月に及ぶ協議を経て、採択された。

なお、安保理決議採択後の12月、米国は、海外への労働者派遣に関与する企業や、ミサイル部品の運送に関与した航空会社、石炭等の鉱物資源の採掘に関わる企業等を新たな制裁対象として指定した。また、韓国も同月、金正恩党委員長の最側近である黄炳瑞^{ファンピョンス}朝鮮人民軍総政治局長や崔竜海^{チョリヨンヘ}朝鮮労働党中央委員会副委員長らを含む北朝鮮指導部の要人を新たな制裁対象に指定するなどした。さらに、日本も、北朝鮮を渡航先とした再入国の原則禁止の対象となる、在日の北朝鮮当局職員が行う当局職員としての活動を補佐する立場にある者や在日外国人の核・ミサイル技術者の拡大等の制裁措置を実施した。

このように、日米韓は、核実験や弾道ミサイルの発射を続ける北朝鮮に対し制裁を強化するなどして対応しているが、北朝鮮は核・ミサイル開発を中止する姿勢を見せないため、対話が行われる見通しは立っていない。

中国は1月に北朝鮮が実施した核実験を非難し、北朝鮮による核開発に反対する立場を示した。3月に国連安保理決議が採択された後には、習近平国家主席が「国連安保理の常任理事国として、安保理の対北朝鮮制裁決議を全面的かつ厳格に履行する」などと決議を履行する旨を強調し、4月には、制裁項目として実施中の北朝鮮に対する輸出入禁止品目を列挙し、輸入禁止品目として、石炭、鉄、鉄鉱石、金、バナジウム、チタン及びレアアースを挙げた。このうち石炭、鉄及び鉄鉱石については、民生目的等の場合で、かつ、核・ミサイル開発に

関連しないと証明できるものについては禁輸対象外としており、こうした除外規定が制裁の抜け道となっていると指摘されていた。実際、北朝鮮の対中国石炭輸出額は、制裁後の8月以降には前年同月比で増加に転じており、特に8月の月間輸出量は、過去最高を記録した。また、中朝間の人的交流も続いていた。6月には北朝鮮の李洙墉朝鮮労働党中央委員会副委員長が訪中して習近平総書記と会談した。10月には、中国の劉振民^{りゆうしんみん}外務次官が訪朝して中朝国境共同委員会第3回会議に参加し、12月には中国の王家瑞^{おうかすい}全国人民政治協商会議副主席らが金正日総書記死去5周年に際して北京の北朝鮮大使館で行われた追悼行事に参加した。

なお、北朝鮮による相次ぐ核実験や弾道ミサイル発射等を受けて、米韓は7月、在韓米軍へのTHAAD配備を決定したが、これに対し、中国は激しく反対を表明している。こうしたことも、北朝鮮に対する中国の対応に影響しているものとみられるが、今後、中国が11月末に採択された決議を厳格に履行するか注目される。

イ 内政面

(7) 朝鮮労働党第7回大会の開催

北朝鮮は2016年5月、朝鮮労働党第7回大会を開催した。朝鮮労働党大会は、党規約で「党の最高指導機関」と規定されているが、開催されたのは36年ぶりとなる。

金正恩党第一書記（当時）は、党大会における報告において、今後とも核開発と経済建設を同時に行う「並進路線」を恒久的に堅持すると主張した。経済政策については、経済部門の一部に問題があることを自認した上で、今後の方針として「国家経済発展5か年戦略」を提示した。対外政策については、韓国に対し対話を呼び掛けたほか、過去に敵対関係にあった国とも関係を改善する余地があると主張した。また、「権勢と官僚主義、不正腐敗行為はまだ完全に克服することができずにいる」として、張成沢^{チャンソンテク}党行政部長（当時）肅清後も政権維持の不安要素である反対勢力や不満分子が存在することを認めた上で、こうした勢力との闘争を引き続き展開する方針を強調した。

朝鮮労働党第7回大会では朝鮮労働党の組織改編も行われ、朝鮮労働党規約を改正した上で、朝鮮労働党の最高位となる党委員長を新設し、同ポストに金正恩党第一書記（当時）が就任した。また、朝鮮労働党中央委員会書記の職制を「副委員長」とし、書記局を「政務局」に名称変更した。人事としては、新たな朝鮮労働党中央委員会委員・同委員候補が選出され、委員・委員候補の半数以上が交代した。新しい党の指導部も選出され、主要幹部に大きな変化はなかったものの、金正恩体制下で台頭した人物が多く指導部に入ったほか、核・ミサイル開発を進める党軍需工業部のメンバーも多く取り立てられた。

(イ) 最高人民会議の開催

朝鮮労働党第7回大会に続き、北朝鮮は6月、日本の国会に相当する最高人民会議（第13期第4回会議）を開催した。同会議では、憲法改正が行われ、「最高国防指導機関」である国防委員会が「最高政策的指導機関」である国務委員会に改められ、金正恩第一委員長（当時）が新たに国務委員会委員長に就任した。国務委員会の人事としては、副委員長に軍のトップである黄炳瑞軍総政治局長、党務部門のトップである崔竜海党副委員長、内閣総理である朴奉珠^{パクボンジュ}首相が登用され、軍や軍需工業幹部に偏っていた従来の国防委員会の構成から党・軍・内閣の幹部がバランスよく配置された形に改められた。また、同会議では、朴奉珠首相が国家経済発展5か年戦略について報告し、「経済強国建設の突破口」が食糧と電力の安定確保にあると主張した。食糧については、農産、畜産及び水産を三大軸として食糧問題を解決するとされ、電力については、現存の発電能力を最大限に発揮させるとともに、風力、潮力及び太陽エネルギーの発電所を建設するなどの方針が示された。

(ウ) 増産運動の実施

北朝鮮は5月の党大会に向けて「70日戦闘」と称する増産運動を行った。また、党大会後の6月から12月中旬までの間、「国家経済発展5か年戦略の遂行の突破口を切り開いていく」ことを目的として、「200日戦闘」を行った。200日戦闘の期間終了後、北朝鮮は、各部門が目標

を「超過遂行」したほか、8月末の台風によって被害を受けた北部地域の復旧においても「奇跡的勝利」を収めたなどと成果を主張した。

ウ 今後の見通し

北朝鮮は2016年中、国際社会による反対を聞き入れずに2度の核実験を実施し、様々な種類の弾道ミサイルを頻繁に発射した。こうした実験の結果から、北朝鮮は、核・ミサイル開発を着実に進展させていると推測されるが、このように北朝鮮が核・ミサイル開発を推進するのは、実際に使用できる核兵器を獲得した上で米国等と交渉することを志向しているためとみられる。また、北朝鮮に対して一定の影響力を維持していると考えられる中国は、北朝鮮が核兵器を保有することに反対しているが、一方で北朝鮮の不安定化は望んでいないとみられ、厳しい制裁を実施することができていない。北朝鮮は、中国のこうした事情を見透かした上で、核・ミサイル開発を進めている可能性があると考えられる。このような状況に鑑みれば、今後も北朝鮮は核・ミサイル開発を積極的に推進するとみられる。2017年1月、米国ではトランプ新大統領が就任するが、北朝鮮は2016年11月の大統領選挙後、米国に対し核保有を認めた上で直接対話に応じるよう路線変更を迫っており、トランプ新大統領の対応が注目される。また、韓国では友人の国政介入疑惑等により朴槿恵大統領が弾劾訴追されており、次期大統領の就任を見据えて、北朝鮮は、長らく冷え込んでいる南北関係の改善を目指し、対話や挑発を織り交ぜながら駆け引きを展開するとみられる。

内政面では、朝鮮労働党第7回大会や最高人民会議を開催し、金正恩がそれぞれ新設ポストに就任するなどの動向がみられたが、このように金正日時代の制度を改めることで金正日色を払拭し、金正恩体制の権威と基盤の確立を図ったとみられる。

一方、軍事面では進展がみられるものの経済面ではいまだ結果が出ておらず、先行きが不透明であり、また、体制内で高い地位にあるとされていた張成沢党行政部長（当時）が粛清されて以降も、引き続き高級幹部の粛清動向が続いている。さらに、海外で活動する外交官等の脱北・亡命事案が発生し、2016年中に脱北した者の総数も例年に比べ増加傾向

にあるなどの状況に鑑みれば、決して現在の金正恩体制が安定しているとは言い難い。

このような情勢の下、北朝鮮が更なる挑発行為や各種工作活動を活発に行う可能性が十分に考えられることから、警察においては、関連情報の収集・分析を強化するとともに、情勢に応じた警戒警備に万全を期すこととしている。

(2) 北朝鮮による対日諸工作

ア 朝鮮総聯の動向

(7) 北朝鮮との関係

朝鮮総聯は、平成28年中、北朝鮮の太陽節（故金日成主席の誕生日である4月15日）、朝鮮労働党第7回大会（5月6～9日）、金日成社会主義青年同盟第9回大会（8月27、28日）、北朝鮮建国68周年（9月9日）等に合わせて訪朝団を派遣した。朝鮮労働党第7回大会では、朝鮮総聯中央常任委員会から金正恩党第一書記（当時）に祝賀文と祝旗が送られた。

一方、朝鮮中央放送によると、金正恩党第一書記（当時）は1月、新年に当たり許宗萬朝鮮総聯議長宛てに祝電を送ったほか、北朝鮮は、金日成生誕104周年に当たり、「在日同胞子女の民主主義的民族教育のために」として、日本円で2億1,880万円の教育援助費と奨学金を朝鮮総聯に送ったとされている。

このほか、同放送は2月、北朝鮮への日用品不正輸出の疑いで東京の貿易会社の社長が逮捕され、朝鮮総聯傘下の経済団体等が搜索されたことを報じ、「今回の強制搜索芝居は日本の安倍政権の反共和国・反総聯制裁策動の一環であり、共和国の国家主権を侵害して総聯活動家と在日同胞を一層迫害し、総聯を何としても抹殺しようとする重大な政治テロ行為である」などと非難しており、改めて朝鮮総聯と北朝鮮の密接な関係が明らかとなった。

(4) 朝鮮総聯の動向

朝鮮総聯は28年5月28日、同年が朝鮮大学校創立60周年に当たることから記念大会を開催し、裒益柱副議長が北朝鮮の朝鮮民主主義人民

共和国教育委員会と金日成総合大学から寄せられた祝電を紹介したほか、張^{チャンピョン}炳泰朝鮮大学校学長は、大学校の全教職員たちが「愛族愛国偉業の正当性」に確固たる信念を持つことなどを強調した。29日には卒業生等約7,000人を集めた祝賀祭を開催し、組織基盤の強化に向けた活動を展開した。また、朝鮮総聯は6月27日、中央委員会第23期第3回会議を開催し、金正恩党委員長が送った書簡に示された課題を貫徹するための方針と対策を討議したほか、朴^{パク}久好^{クホ}副議長が副議長職から解任され、新たに呉^オ民学^{ミンハク}経済局長が副議長に選出されて経済局長職と兼職することとなった。

(ウ) 各種工作活動

28年2月には、朝鮮商工会館に対する強制捜査に関連し、朝鮮総聯活動家が同会館前において抗議を行ったほか、朝鮮総聯中央常任委員会の機関紙である朝鮮新報が「安倍政権が朝鮮に対する「独自制裁」の「正当性」を世論化し、総聯のイメージを傷つけようとするところにその政治的企図がある」などと批判するなど、抗議・けん制活動を展開した。また、朝鮮総聯は、地方自治体から朝鮮学校に支給されている補助金について文部科学省が留意を求める通知を出したことを「極めて政治的で差別的な措置」などと非難し、朝鮮学校が高校授業料無償化制度の適用から除外されたことなどの措置を直ちに撤廃するよう、各種宣伝活動や文部科学省等に対する要請行動を行った。

(エ) 北朝鮮関係諜報事件の検挙

警視庁は28年2月、戦後53件目となる北朝鮮関係諜報事件を検挙した。本事件では、被疑者が、韓国における協力者と連携するなどしながら、韓国の政界に関する情報を収集するなど、様々な活動を行っていたことが明らかとなった。

イ 今後の見通し

朝鮮総聯のトップである許宗萬朝鮮総聯議長は、中央委員会第23期第3回会議において、「朝鮮労働党第7回大会が掲げた輝かしい進路に従い、総聯が金正恩元帥様の力強い書簡をより全面的に貫徹する」などと強調しており、朝鮮総聯は、金正恩党委員長の指示を貫徹すべく組織内の思想

強化を進めるとみられるほか、機会があるごとに民族差別を主張して日本政府を糾弾する姿勢を前面に出した行動を展開するとみられる。また、例えば、高校授業料無償化制度の適用除外問題について、学ぶ権利を主張するなどして世論の支持を得ようとしており、引き続き、我が国において、朝鮮総聯やその傘下団体等が主催する各種行事に国会議員、地方議員、著名人等を招待するなどし、北朝鮮及び朝鮮総聯の活動に対する理解を得るとともに、支援等を行うよう働き掛けていくものとみられる。

警察においては、これら諸工作に対する情報収集を強化するとともに、伏在する違法行為に対して厳正に対処することとしている。

(3) 対北朝鮮措置に係る違法行為の検挙

我が国は、北朝鮮による拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、平成18年以降、独自の対北朝鮮措置を講じている。政府は26年7月4日、北朝鮮が拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的調査のための特別調査委員会を設置し、調査を開始したことに伴い、我が国が独自で講じているものの一部の解除を決定したが、北朝鮮が国際社会の制止を無視して4回目の核実験を行い、その後更に弾道ミサイルの発射を行ったことなどから、28年2月、解除した措置の内容を含む新たな措置を実施した。

警察では18年以降、これまでに36件の対北朝鮮措置に係る事件を検挙しており、28年中は、日用品等を北朝鮮向けに不正に輸出した外為法違反事件（2月、京都・山口・島根・神奈川）、ニット生地を北朝鮮向けに不正に輸出した外為法違反事件（3月、大阪）を検挙した。

2 北朝鮮による拉致容疑事案

(1) 北朝鮮による拉致容疑事案等をめぐる動き

ア 政府の取組

政府は、拉致問題の解決は最重要課題であり、その重要性について各国からの支持と協力を得ることが不可欠として、各種国際会議や各国との首脳会談を始めとするあらゆる外交上の機会を捉えて、拉致問題に関する理解を求めてきた。平成28年3月には、国連安保理において、北朝鮮に対する制裁を大幅に強化する新たな決議が全会一致で採択され、安全保障上の

懸念とともに、拉致問題を含む人権・人道上の問題についても強い懸念を示した。また、5月には、伊勢志摩サミットにおいて、議長である安倍首相が拉致問題を含む北朝鮮情勢について提起し、「我々は、北朝鮮に対し、拉致問題を含む国際社会の懸念に直ちに対処するよう強く求める」との文言が首脳宣言に盛り込まれるなどした。

イ 警察の取組

警察は、これまでに13件19人を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、北朝鮮工作員等拉致に関与した8件11人の逮捕状の発付を得て国際手配を行っており、更なる実行犯の特定及び指揮命令系統の解明に向けて全力を挙げている。

拉致容疑事案以外にも、警察が北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案として捜査・調査の対象としている行方不明者の数は全国で883人に上っている。警察では、同事案の真相解明に向け、25年3月に警察庁警備局外事情報部外事課に設置した「特別指導班」が、継続して都道府県警察を巡回・招致し、捜査・調査の担当官への具体的な指導、同事案の現場の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。また、海難事案として処理されているものについても、海上保安庁との連携を密にして、捜査・調査を行っている。さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、家族の意向等を勘案しつつ、DNA型鑑定資料の採取を実施しているほか（673人）、広く国民からの情報提供を求めるため、家族の同意を得られたものについては、事案の概要等を都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載している（都道府県警察のウェブサイト：466人、警察庁のウェブサイト：458人）。

なお、警察は28年中、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者のうち3人を国内で発見し、捜査・調査の結果、拉致の可能性を排除した。

(2) 日朝協議の状況

平成26年5月の日朝政府間協議（局長級）の合意に基づき、北朝鮮は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的調査のための特別調

査委員会を立ち上げ、調査を開始した。これを受け、政府は7月、独自に講じている対北朝鮮措置の一部（人的往来の規制措置、人道目的の北朝鮮籍船舶の入港禁止措置等）を解除した。

その後、27年7月2日に北朝鮮から「包括的調査を誠実にやってきているが、今しばらく時間がかかる」旨の連絡を受けたことから、政府は3日に「今回の連絡は遺憾である」旨を伝えるとともに、日朝合意に基づく迅速な調査を通じ、全ての拉致被害者の帰国を含む、日本人に関する全ての問題の解決を改めて強く求め、北朝鮮に対する働き掛けを強化したものの、その後の具体的な進展はなかった。

北朝鮮による2016年1月の核実験と2月の長距離弾道ミサイル発射を受け、政府は2月、一部解除した措置の内容を含む独自の対北朝鮮措置の実施を決定した。これに対して北朝鮮は、全ての日本人に関する調査の全面的中止及び特別調査委員会の解体を表明した。

(3) 今後の取組

北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題である。

政府は、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を目指し、オールジャパンで取り組んでいるところであり、警察としても、関係機関と緊密に連携を図りながら、拉致容疑事案及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の全容解明に向けた捜査・調査を強力に推進し、拉致被害者の家族や国民の期待に応えるよう、全力を尽くすこととしている。

3 中国による対日有害活動

(1) 一般情勢

ア 尖閣諸島等をめぐる日中関係

(7) 尖閣諸島をめぐる中国の動向

近年、中国を始めとする我が国の近隣諸国等は、海洋進出の動きを活発化させている。

中国公船は、平成24年9月に政府が尖閣諸島のうち魚釣島、北小島及び南小島の3島を取得・保有して以降、尖閣諸島周辺海域への接近を繰

り返すようになり、28年12月31日までの間に、中国公船の領海侵入は計177日となった。

8月5日には、中国公船1隻が、中国漁船に続いて尖閣諸島周辺領海に侵入した。その後も、約200～300隻の中国漁船が尖閣諸島周辺の接続水域で操業する中、26日までに、最大15隻の中国公船が同時に接続水域に入域し、延べ36隻が領海に侵入した。

岸田文雄外相は8月9日、程永華^{ていえいか}駐日中国大使を外務省に呼び出し、中国公船が繰り返し日本の領海に入ることについて抗議したが、程大使は、「釣魚島とその付属島しょは、古来中国固有の領土であり、中国はこれについて争うことのできない主権を有している」などと述べた。

中国は、尖閣諸島周辺に公船等を派遣し、我が国領海への侵入等を繰り返すことで、「常態化」の既成事実を積み上げる狙いがあるものとみられる。

(4) 我が国領海の周辺海域をめぐる中国の動向

中国は、尖閣諸島周辺海域以外においても、我が国の領海周辺で活動を活発化させている。

防衛省は28年2月4日午前5時頃、房総半島南東の接続水域外側の海域を南西進する中国海軍ドンディアオ級情報収集艦1隻を確認したほか、8日午前7時頃にかけて、当該情報収集艦が同海域において、北東と南西の方角に複数回往復して航行したことを確認した。また、6月15日午前3時30分頃には、鹿児島県・口永良部島西の我が国の領海を南東進する中国海軍ドンディアオ級情報収集艦1隻を確認した。同日、外務省の金杉憲治アジア大洋州局長は、在日中国大使館の劉少賓^{りゅうしょうひん}公使に対して、電話で中国軍の活動全般への懸念を伝えたが、中国外交部の陸慷^{りくこう}報道官は、同日の定例記者会見で、「中国の軍艦が鹿児島を通過したことはいかなる国際法にも違反していない」などと述べた。

イ 日中関係

(7) 歴史認識問題

中国は、戦後70年に当たる2015年、安倍首相が発表した「戦後70年談話」をめぐる、繰り返しけん制を行ったほか、9月3日には国を挙げて

「中国人民抗日戦争・世界反ファシズム戦争勝利70周年記念大会」を開催したが、これに比べ、2016年は歴史認識問題に関する日本への対応は抑制的であった。

中国外交部の陸慷報道官は8月15日、日本の閣僚が終戦記念日に靖国神社を参拝したことについて、「日本の一部閣僚が第二次世界大戦のA級戦犯を祭り、侵略戦争を美化している靖国神社を参拝したことは、歴史問題を取り扱う上での日本政府の誤った態度を改めて映し出している。中国側はこれに断固反対する」などと発言したものの、2015年に閣僚が同神社を参拝した際の「断固反対し強烈な不満を表明する」などの強い表現は避けた。

(イ) 要人等の往来

2014年11月に北京で行われた日中首脳会談以降、それまで停滞していた日中間の各種対話や交流が再開されるようになっており、2016年中も各種交流が行われた。

岸田外相は4月30日、中国の北京を訪問し、李克強首相、楊潔篪^{ようけつち}国務委員、王毅^{おうぎ}外相とそれぞれ会見を行った。岸田外相は、各会見において、両国の協力という肯定的な側面を増やし、課題や懸念について、適切に処理していくべきとの考え方を説明した。岸田外相と王毅外相は7月15日及び8月24日にも会談を行い、日中関係の改善の必要性等について一致した。また、安倍首相は7月15日、アジア欧州会合（以下「ASEM」という。）首脳会合に出席するために訪問したモンゴルのウランバートルにおいて、8か月ぶりに李克強首相と日中首脳会談を行い、「戦略的互惠関係」の原点に立ち、日中関係を前進させていくことで一致した。さらに、9月5日には、G20サミットに出席するために訪問した中国の杭州市において、習近平国家主席と3回目となる日中首脳会談を行い、「戦略的互惠関係」の考え方にに基づき、日中両国が直面する共通課題に関する対話や協力、各種交流を進めることで一致した。

ウ 5年目を迎える習近平指導部

(7) 概況

中国は2016年、初めてG20の議長国となり、浙江省杭州市において首

脳会議を開催した。習近平国家主席は、閉幕後の記者会見において、「今回の杭州 G20 で歴史的に重要な意義を創造した」などと述べ、会議の成功をアピールした。

経済面では、1月に中国が主導する A I I B が開業したほか、10月には人民元が I M F が算出する S D R の構成通貨に加わるなど、世界第2位の経済大国として存在感を示した。

内政面では、2017年の党大会で政治局常務委員等の指導部が入れ替わるのを見据え、習近平指導部は2015年に引き続き反腐敗闘争を進めるとともに、2016年8月には、党の青年組織「共産主義青年団」に対する管理の厳格化等を内容とする改革計画を発表するなど、権力の掌握を目指しているとみられる。

一方、現在、中国では、経済減速や南シナ海問題に関する常設仲裁裁判所の判断等をめぐって、内外政策に問題が生じているとの指摘もある。

(4) 南シナ海をめぐる情勢

南シナ海の領有権主張をめぐっては、フィリピンの提訴を受けたオランダ・ハーグの常設仲裁裁判所が2015年10月末に本格審査を決定したが、中国は、同裁判所に「管轄権はない」と審査に応じない態度を示していた。

同裁判所は2016年7月12日、中国が主張の根拠としてきた「九段線」について、フィリピンの主張を認め、「中国が主張する歴史的権利には法的根拠はない」などとする判断を示した。また、同裁判所は、中国が人工島造成を進めてきたスプラトリー諸島の7つの岩礁について、E E Z が設定できる「島」ではなく「岩」か「低潮高地」であると認定した。南シナ海での中国の主張をめぐり、国際法に基づく判断が出されたのは初めてとなる。

これに対し中国政府は、中国が南シナ海において主権を有しているなどと主張する「南シナ海における領有権と海洋権益に関する中華人民共和国政府の声明」を発表するとともに、習近平国家主席が、「中国は、当該仲裁裁定に基づくいかなる主張及び行動も受け入れない」などと反発した。また、24日には、ラオスのビエンチャンで開催された東南アジア

ア諸国連合（以下「ASEAN」という。）外相会議に合わせ、王毅外相は、カンボジア、シンガポール等のASEAN加盟国と相次いで二国間会談を行い、南シナ海問題について、当事国同士の話し合いによる解決等と呼び掛けるなどした結果、ASEAN外相会議の共同声明では常設仲裁裁判所の判断に言及されなかった。

(ウ) G20杭州サミットの開催

中国は2016年、初めてG20の議長国を務め、9月4、5日の2日間、浙江省杭州市においてG20杭州サミットを開催した。王毅外相が「G20杭州サミットは、今年中国にとって最も重要な本拠地外交である」と述べるなど、中国は、G20杭州サミットを重視し、習近平指導部が、参加国首脳との会談を通じてサミット成功への協力を呼び掛けるなど、各種外交活動を展開した。

G20杭州サミットでは、世界経済の持続可能で、均衡ある、かつ、包括的な成長を達成するため、金融、財政及び構造政策を個別にまた総合的に活用することや、鉄鋼等の過剰生産能力が世界的な課題であると認識し、「グローバル・フォーラム」を設立することなどを盛り込んだ首脳宣言を採択した。

同サミット開催前の8月30日、中国外交部の^{かしゆんえい}華春瑩報道官は、定例記者会見において、「南シナ海問題はG20のような場と関係ない」、「G20杭州サミットは現在の世界経済の成長のために新たな原動力や活力をどのように注入するかということに焦点を合わせるべき」などと発言し、南シナ海問題がG20杭州サミットの議題に取り上げられることのないよう各方面をけん制した。

(イ) アジアインフラ投資銀行の開業

2016年1月16日、中国が主導するA I I Bが開業した。初代総裁には、元中国財政部副部長で、アジア開発銀行（以下「ADB」という。）副総裁を務めた経験のある^{きんりつぐん}金立群氏が就任した。

6月25日には、A I I Bの第1回年次総会が北京で開催された。年次総会で報告された第1号の融資案件4件のうち、単独融資は1件だけで、残りの3件は世界銀行、ADB及び欧州復興開発銀行との協調融資とな

った。

(オ) 社会統制の強化

2014年以降、中国は、治安維持を目的に「反スパイ法」、「国家安全法」及び「反テロ法」を相次いで成立させ、社会統制を強めている。

中国の全国人民代表大会常務委員会は2016年4月28日、海外の非政府組織（NGO）を対象とした「外国非政府組織国内活動管理法」を可決・成立させた。同法は、「海外のNGOが、中国の国家統一、安全、民族の団結を危うくしてはならない」と規定したほか、公安部門が海外NGOの責任者に事情聴取できるなどと規定した。また、中国は、インターネットやメディアに対する統制も強化しており、中国国家インターネット情報弁公室は2月28日、習近平国家主席を批判する発言を掲載したとされる企業家のミニブログのアカウントを閉鎖するよう、騰訊（テンセント）等のウェブサイトにも命じた。さらに、香港記者協会は7月3日、言論の自由に関する年報を発表し、香港の主要26メディアのうち8つが中国政府又は中国大陸の企業の影響下に置かれていると明らかにし、報道機関に対する中国当局の影響が強まっていると指摘した。

(カ) 全国人民代表大会の開催

2016年3月5日から16日までの間、第12期全国人民代表大会第4回会議が開催された。李克強首相は5日、政府活動報告において、「グローバル貿易の縮小等の要因の影響を受け、昨年我が国の輸出入総額には減少がみられ、所期の成長目標は実現できなかった」などとの認識を示した上で、2016年から2020年までの5年間の「第13次5か年計画期」の経済成長率を「年平均6.5%以上」とするとの目標を明らかにした。また、2016年の経済成長目標に関しては、2015年の「7%前後」から「6.5%～7%」とする方針を示した。中国政府が幅のある成長目標を設定するのは、1995年以来21年ぶりとなった。

(キ) 六中全会の開催

2016年10月24日から27日までの間、中国共産党第18期中央委員会第6回全体会議（六中全会）が北京において開催された。会議では、「厳格な党内統治」をテーマとして議論が行われ、党運営の方針を定めた「新

情勢下の党内政治生活に関する若干の準則」及び党幹部等の綱紀肅正を強化する「党内監督条例」を採択した。

27日に発表された声明（コミュニケ）では、「習近平同志を核心とする党中央」と明記された。中国共産党は、歴代指導者のうち、毛沢東、鄧小平及び江沢民の3氏のみを「核心」と呼んでいたが、習近平総書記も1期目の任期を1年残して、3氏に並ぶことになった。

(ク) その他の動向

中国は、政府として好ましくないと判断した外国籍の者を拘束しており、中国外交部の華春瑩報道官は2016年1月26日、定例記者会見で、「スウェーデン国籍の男性は、中国の国家の安全に危害を及ぼす犯罪活動に資金援助をした罪の容疑者である。北京市国家安全局は1月4日、法に基づいてこの者に対して住所を指定して住居を監視する強制措置を執り、25日に国外追放にした」などと述べた。また、中国共産党機関紙「人民日報」系の国際評論紙「環球時報」は7月29日、日中友好団体幹部がスパイとされ、中国側の取調べを受けている可能性があるなどと報じ、8月24日には、日本メディアの報道を引用する形で、「中国遼寧省で昨年5月にスパイ行為の容疑により拘束された日本人男性が起訴された」などと報じた。

エ 人民解放軍の動向

(7) 国防・軍隊改革の動向

中国国防部の呉謙^{こけん}報道局副局長は2016年1月11日、中央軍事委員会の組織改編について特別記者会見を開き、「中央軍事委員会機関は、従来の総参謀部、総政治部、総後勤部、総装備部の4総部から、7つの部（庁）、3つの委員会、5つの直属機関の合計15の職能部門に改められる」などと発表した。今次組織改編では、即応性に問題があると指摘されていた従来の体制を改め、中央軍事委員会内で迅速な意思決定ができるよう、体制の見直しを行ったものとみられる。

2月1日には、中国人民解放軍戦区成立大会が北京で開催され、習近平中央軍事委員会主席が、各戦区に軍旗を授与し、訓令を発するとともに、中国人民解放軍「東部戦区」、「南部戦区」、「西部戦区」、「北部戦

区」及び「中部戦区」の設立を宣言した。4月20日には、中国中央テレビが習近平国家主席に「中央軍事委員会統合作戦指揮センター総指揮」という肩書を加えて報じ、軍事作戦の最高指揮官であることを公式に報じた。中央軍事委員会統合作戦指揮センターは、陸海空軍やロケット軍等の統合運用を指揮する機能を有するとされる。

(イ) 軍事訓練の強化動向

2016年5月21日から6月9日までの間、中国海軍とタイ海軍は、合同軍事演習「ブルー・ストライク2016」を実施し、両海軍の約1,000人がタイ中部チョンブリ県等で戦闘訓練や救助訓練を行った。また、6月30日から8月4日までの間、中国海軍は、ハワイ諸島とカリフォルニア州等で実施された米国海軍主催の多国間軍事演習「第25回環太平洋合同演習（リムパック）」に参加した。中国海軍は2014年に開催された前回演習に兵士を派遣して以来、2回目の派遣となった。

中国海軍は2016年7月8日、南シナ海のパラセル諸島付近海域で実弾演習を実施した。対潜水艦や対艦の実戦を想定した形式で、約100隻の艦艇等が参加した。また、中国海南省の海事局は7月19日から21日までの間、南シナ海の一部海域で軍事演習を実施するため、船舶の進入を禁止するとの通知を発出した。

中国人民解放軍機関紙「解放軍報」（以下「解放軍報」という。）等は8月1日、中国海軍が東シナ海で東海、北海及び南海の3艦隊が参加した大規模な演習を実施したなどと報じた。演習には、100隻以上の艦船等が投入されたほか、ミサイル発射訓練も実施した。また、解放軍報は8月19日、中国海軍が18日に日本海で軍事演習を実施したと報じた。実戦を想定して、ミサイル護衛艦や艦載ヘリコプター等が訓練を実施したが、記事では「定例の訓練で、特定の国家、地域、目標に対するものではない」などと報じた。

9月12日から19日までの間、中国海軍とロシア海軍は、合同軍事演習「海上協力2016」を広東省沖の南シナ海において実施した。演習は2012年から毎年続いているが、南シナ海での演習は初めてとなった。

(ウ) 国防予算の増加

中国政府は2016年3月5日、第12期全国人民代表大会第4回会議で、同年の一般公共予算における中央の国防支出は、前年比7.6%増の9,543億5,400万元であると発表した。中国の国防支出の伸び率は6年ぶりに10%を下回った。李克強首相は、政府活動報告において、「軍隊の革命化・現代化・正規化の建設を全面的に強化し、国家の安全を断固擁護しなければならない」などと明らかにしており、引き続き軍強化を推進するものとみられる。

オ 台湾・香港情勢

(7) 台湾情勢

2016年1月の台湾総統選で勝利した民主進歩党の蔡英文主席は5月20日、台北市内の総統府で就任宣誓を行い、国民党の馬英九ばえいきゅう氏の後任として第14代総統に就任した。

蔡英文総統は、就任演説で、「兩岸間の対話と意思疎通について、我々は既存のメカニズムの維持に努力していく。1992年に兩岸の「两会」は相互理解、小異を残して大同につくという政治思考を堅持して意思疎通・協議を行い、若干の共同認知と了解に達した。私はこの歴史的事実を尊重する」などと表明したが、台湾と中国は不可分の領土であるという「一つの中国」の原則については言及しなかった。

蔡英文総統の就任演説について、中国国務院台湾事務弁公室の馬暎光ばぎょうこう報道官は5月25日、記者会見において、「台湾当局の新指導者の5月20日の講話は、兩岸同胞が最も関心を寄せている兩岸関係の性質という根本的な問題において曖昧な態度を取り、「(「一つの中国」の原則を確認した)「92年の共通認識」を明確に認めず、その核心的含意に同意せず、兩岸関係の平和的で安定した発展を確保する具体的方法に言及しないものだった」などと発言した。また、習近平総書記は7月1日、党創立95周年祝賀大会における「重要講話」で台湾との関係に言及し、「我々は「台独（台湾独立）」分裂勢力に断固反対する。いかなる者がいかなる時にいかなる形式で行う国家分裂活動も、13億余りの中国人民、全ての中華民族は決して許さないだろう」などと表明して蔡英文政権をけん制

した。これに対して、蔡英文総統は7月21日、米国紙「ワシントン・ポスト」のインタビューを受けた際、中国は台湾に対して「92年の共通認識」を受け入れるよう要求しているが、その可能性は高くないなどと述べた上で、「私は大陸の習近平国家主席が、台湾は民主的な社会であり、元首は民意に基づいて事を行う必要があることを、はっきり理解することを望んでいる」などと表明した。

(1) 香港情勢

中国の張徳江^{ちようとくこう}全国人民代表大会常務委員会委員長は2016年5月、香港を訪問した際、「現在ごく少数の者は一国を拒否し、中央に抵抗し、甚だしくは「港独（香港独立）」の旗印を掲げている。これは、「一国二制度」の初心に背くものなのかどうか。これは香港にとって福なのか。災いなのか。広範な香港同胞がよく理解しているものと信じている」などと述べて、中国からの独立を訴える「本土派」をけん制した。また、香港の選挙管理委員会は8月2日までに、9月4日に実施される香港立法会（議会に相当）選挙（定数70）に関し、「香港は中国の不可分の一部である」と定める香港基本法に違反するということを理由に、「本土派」の候補者のうち、少なくとも6人の立候補資格を取り消した。

同選挙の結果、「本土派」が6議席を獲得し、民主派勢力は改選前の27議席から30議席に伸ばした。全議席の3分の1超を確保したことで、選挙制度改革等、重要議案に対する「拒否権」を維持した。

(2) 中国による対日諸工作等

ア 海外における情報収集活動等

米司法省は2016年4月14日、大陪審が、中国国有原発大手「中国広核集団」の中国生まれの米国人技術者が米国原子力専門家から協力を得るためスパイ活動を行っていたとして起訴したと発表した。中国広核集団も、米政府が指定する核燃料物質を許可なく米国外で開発・生産した罪で起訴された。また、同省は6月11日、戦闘機のエンジンや無人機の違法入手及び中国への不正輸出を共謀したとして起訴された米国フロリダ州在住の女性が有罪判決を受けたと発表した。検察によると、女性は中国国内の協力者と共謀の上、米国航空機エンジン製造会社が製造した米国の主要戦闘機に

使われているエンジンを購入し中国に輸出しようとした疑いで起訴されていた。さらに、同省は8月1日、連邦捜査局（FBI）のニューヨーク支局に勤務する中国系米国人の男性が、同局の機密情報を中国政府に不正に流していたと発表した。男性は、技術系職員として採用され、ニューヨーク支局で機密情報を扱う立場にあったが、3月に逮捕されるまで5年近くにわたり、依頼に応じて収集した「高度な機密情報」を中国側に提供していた。

イ 我が国における諸工作等

中国は、諸外国において多様な情報収集活動等を行っていることが明らかになっており、我が国においても、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っているほか、政財官学等、各界関係者に対して積極的に働き掛けを行うなどの対日諸工作を行っているものとみられる。

特に、最近では、中国国内で深刻化する環境汚染や高齢化等の問題に関して、中国政府関係者が、これらの分野の先端科学技術を有する我が国企業を積極的に訪問するとともに、あらゆる機会を通じて、中国企業との合併や中国への進出を働き掛けるなどの動向がみられる。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、こうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

4 ロシアによる対日有害活動

(1) 一般情勢

ア 日露関係

(7) 日露間の対話は継続

我が国は、ウクライナ危機以降、欧米諸国と足並みをそろえる形でロシアに対して各種制裁を行っている一方で、日露間で今日に至るまで平和条約を締結していないのは異常な事態との認識の下、北方領土問題の解決を含む平和条約締結等について、ロシアとの間で対話を続けている。

2016年5月、ロシアのソチで行われた日露首脳会談では、平和条約締結問題に関して、これまでの交渉の停滞を打破し、突破口を開くため、双方に受入れ可能な解決策の作成に向け、今までの発想にとらわれない「新しいアプローチ」で交渉を精力的に進めていくとの認識を両首脳で共有した。また、経済分野では、安倍首相が極東の産業振興・輸出基地化等のロシアへの8項目の「協力プラン」を提示し、プーチン大統領から高い評価と賛意が表明された。

9月にロシアのウラジオストクで行われた日露首脳会談では、「新しいアプローチ」に基づく交渉を具体的に進めていく道筋が見えるような議論が行われたほか、安倍首相から8項目の「協力プラン」の具体化に向けた動きを紹介するとともに、平和条約締結問題についても「新しいアプローチ」に基づく交渉を進めていくため、今後の首脳会談の日程について合意した。これに基づき、11月にはAPEC首脳会議に際して開催地であるペルーのリマで、12月には、プーチン大統領が7年ぶりに来日し、山口県及び東京都においてそれぞれ日露首脳会談を行った。

(4) 北方領土問題をめぐる動向

我が国との間で首脳間の対話が続く中、ロシアは、北方領土の返還を求める日本に対し、硬軟織り交ぜた外交姿勢を見せた。ラヴロフ外相は2016年1月、日本との平和条約締結について、「領土問題の解決と同義ではない。日本が第二次世界大戦の結果を認めることなしに前進することはできない」などと述べたほか、ショイグ国防相は3月、北方領土を含む千島列島に新型の地対艦ミサイルや無人機を年内に配備し、軍備を強化する考えを示した。また、ガルシカ極東発展相は6月、北方領土と千島列島を対象とする経済特区が年内に設置されるとの見通しに関連し、「最終的な目標は（クリールの）生活水準を向上させ、移住者に最大限の支援を与えることだ」と述べるなど、ロシアは北方領土の実効支配を誇示する動きを継続させた。

一方、プーチン大統領は5月、北方領土を「売ることはない」と述べ、日本の経済支援と引換えに領土を引き渡すことはないとの考えを示しつつも、9月には、北方領土問題について「問題を解決しなければならない

いというのは一致している」、「我々は決定的な一步を踏み出す用意がある。しかし、それはよく準備されなければならない」などと述べるなど、大統領自ら領土問題の進展に向けた協議に前向きな姿勢を示した。

しかしながら、11月にペルーで行われた安倍首相との首脳会談後の記者会見でプーチン大統領は、「北方領土は第二次世界大戦後、国際文書でロシアに主権があると承認された領土だ」と明言するなど、12月の訪日を前に自身の考えを改めて明示し、領土交渉の早期進展に期待を強める日本側を強くけん制した。

こうした中、12月の山口県で行われた首脳会談では、両首脳は、平和条約問題を解決する両首脳自身の真摯な決意を表明するとともに、北方四島における共同経済活動を行うための特別な制度に関する協議の開始に合意した。また、元島民の故郷への自由な墓参・訪問を可能とするため、人道上の理由に立脚して、あり得べき案を迅速に検討することで合意した。

(ウ) 日露間の経済協力をめぐる動向

日露間では、両国の経済協力強化に向けた動きが進んだ。2016年5月に来日したトルトネフ副首相は、同月の日露首脳会談で安倍首相が提案した8項目の「協力プラン」について、「経済開発の優先分野とほぼ一致している」として歓迎する姿勢を示したほか、プーチン大統領は9月、「ビジネスとして今後もお互いの接触を発展させるイニシアチブを政府のレベルで後押しすることが重要だ」などと述べた。また、同月、世耕弘成経済産業相が新設されたロシア経済分野協力担当相を兼務し、その後、日露間でハイレベルな要人の往来が相次ぐなど、両国間で経済協力の具体化に向けた調整が進められた。さらに、日露両政府は11月、貿易経済に関する日露政府間委員会を都内で開催し、12月のプーチン大統領訪日時に税関、医療、人的交流等十数本の成果文書をまとめる方針を確認した。この結果、日露両政府は12月、安倍首相とプーチン大統領の首脳会談を踏まえ、「8項目の協力プラン」に沿った政府間12件、民間68件の計80事業で協力を進めていくことで合意した。

イ ロシア対外情勢

(7) シリア情勢

2011年にシリアのアサド政権が反体制派デモを徹底弾圧したことを機に同国で内戦が始まり、ロシアがアサド政権を支援する一方、欧米諸国等が反体制派を支援するなどしたため、内戦が激化した。

米国のケリー国務長官が「ロシアがアサド政権への支援を続けることが、内戦を悪化させている」などと非難する中、ロシアは2015年9月、「アサド大統領から軍事支援の要請を受け、国際法に基づき対テロ作戦を行う」と宣言し、I S I L掃討を名目に軍事介入を行った。

その後も、シリアでは、I S I L、アサド政権、反体制派等が入り乱れる内戦状態が続いたが、米国及びロシアを中心として、停戦に向けた協議も行われた。アサド政権と反体制派は2016年2月、米国とロシアが提案したシリア内戦の停戦条件に合意し、同月27日から、内戦開始後5年目で初めて本格的な停戦が発効した。この動きの中で、プーチン大統領は3月、「我々が和平プロセスの条件を作り上げ、平和への道を開いた」と述べるなど、ロシアによる成果を誇示した。しかしながら、各地で戦闘が再開され、4月頃までに停戦合意が実質的に破綻すると、アサド大統領の処遇をめぐるロシアと欧米諸国等の議論は平行線をたどり、和平に向けた協議も中断状態が続いた。

7月に入りシリア最大の都市アレッポでの戦闘が深刻な状況になったことなどを受け、米国とロシアは9月、同月12日からアサド政権軍と反体制派を一時停戦させ、停戦が1週間続けばI S I L等に対する共同掃討作戦に移行することで合意した。しかし、一時的に停戦状態が継続した後には、各地で戦闘が再開され、アサド政権軍が「停戦は終了した」と発表して反体制派への空爆を激化させるなど、依然として不安定な状況が続いている。12月には、シリア北部の都市アレッポでアサド政権軍と反体制派の間で続く戦闘をめぐる、国連安保理は7日間の停戦を求める決議を採択したが、ロシアと中国が拒否権を発動し否決された。アレッポはロシアが支援するアサド政権軍が攻勢を強める地域であり、シリア問題をめぐるロシアの拒否権発動は今回で6回目となった。その後、

シリアの反体制派は、ロシアとの間で最大拠点アレッポから撤退することを条件とする停戦案に合意した。これにより、アサド政権はアレッポを完全制圧することとなり、反体制派は主要な拠点を失った。

シリア情勢に関連して、2015年11月にトルコ軍が領空侵犯を理由にロシア軍戦闘爆撃機を撃墜したことで関係が冷え込んでいたトルコとの関係では、2016年6月にトルコのエルドアン大統領がプーチン大統領宛てにロシア軍機撃墜について謝罪する書簡を送ったことを機に、関係修復に向けた動きが加速した。8月には、ロシアのサンクトペテルブルクにおいて、ロシア軍機の撃墜以降初めてとなる首脳会談が開催され、プーチン大統領がロシア軍機撃墜後に行ったトルコ産農産品の禁輸措置等の制裁を段階的に解除する意向を表明するとともに、両首脳は関係を正常化させていくことで一致した。また、12月、トルコの首都アンカラで行われていた写真展の開会式において、アンドレイ・カルロフ駐トルコ・ロシア大使が、現場にいたトルコ人警察官の男に射殺された。ロシアとシリア政府軍によるアレッポ制圧に反発したものとみられるが、これに対してプーチン大統領は「ロシアとトルコの関係正常化を妨げ、シリアの和平プロセスを狂わそうとする挑発行為だ」と述べ、トルコとの友好関係を維持する方針を明らかにした。

(4) ウクライナ情勢

2014年2月のウクライナのヤヌコーヴィチ政権の崩壊後、ロシアは、ロシア系住民の多いクリミアを併合したほか、ウクライナ東部において、ウクライナからの独立を求めて政府軍と戦闘する親ロシア派武装勢力の活動を支援するなど、ウクライナへの影響力維持に向けた政策を継続させた。このような中、2015年2月、ベラルーシのミンスクにおいて、ドイツ、フランス、ロシア及びウクライナの4か国の首脳会談が実施され、親ロシア派武装勢力とウクライナ政府軍の間での停戦の合意（ミンスク合意）がされた。しかしながら、その後も停戦が履行されない状況が続き、12月に行われた同4か国の首脳による電話会談で、停戦合意を2016年まで延長することで合意された後も、ウクライナ東部における交戦は散発的に発生した。

5月には、米国がルーマニアに配備を進めていたミサイル防衛システムの稼働を開始したことに対抗し、プーチン大統領は「戦略的バランスを保持するため、あらゆる措置を執る」などと述べ、7月には、シヨイグ国防相が、黒海やカスピ海を含むロシアの南西地域に新たなミサイルや防空システム等を配備するとともに、「併合」したクリミア半島に軍部隊を展開させたことを明らかにした。また、ロシア連邦保安庁（FSB）は8月、クリミア半島でウクライナ軍特殊部隊による「テロ行為」を防いだ際の銃撃戦でロシア軍兵士ら2人が死亡したと発表し、これを受け、ロシアは9月に予定されていた上記4か国による首脳会談を拒否する姿勢を示した。その後も、情勢の安定化の見通しは不透明な状況が続いている。

(ウ) 対ロシア制裁は継続

ロシアによるクリミア「併合」以降、EUや米国は、ロシアに対し、要人の入国禁止措置、同国企業に対する資金調達制限等の制裁を継続している。また、伊勢志摩サミットでは、ロシア・ウクライナ双方に対し、ミンスク合意の履行を求める成果文書が採択され、トウスク欧州理事会常任議長は、ミンスク合意の完全履行がロシアに対する経済制裁解除の条件になるとの認識を示した。

EUは2016年12月、依然としてミンスク合意が完全に履行されていないと判断し、同月末に期限を迎える対ロシア経済制裁を2017年7月末まで延長することを決定した。また、米国も2016年9月、「ロシアはミンスク合意後もウクライナ東部を不安定にする行動を続けている」として、経済制裁を強化していた。

一方、ロシアは6月、対抗措置として実施しているEU等からの農畜産物の禁輸措置を2017年末まで延長した。

ウ ロシア国内情勢

(7) ロシア経済

ロシア経済は2014年から続く対ロシア経済制裁や原油価格の低迷等で打撃を受け、近年では最悪とされる苦境に陥っており、2015年のGDPは、前年比で3.7%マイナスとなった。ウリュカエフ経済発展相は2016

年1月、ロシア経済が投資と生産能力の深刻な不足に陥っているとの認識を示したほか、シルアノフ財務相は、国家予算の編成を見直し、5,000億ルーブル（約8,000億円）以上の歳出削減を行う方針を明らかにした。ロシアは3月に危機対策プラン「2016年の安定的な社会・経済発展の確保に向けた行動計画」を承認して、資源依存体質からの脱却を目指しているが、依然として経済が好転するには至っていない。

(4) 内政

ロシア経済の低迷が続く中、プーチン大統領は、強いロシアを強調し、国民の愛国心を高めることなどにより、80%を超える支持率を維持した。2016年9月に行われた下院議員選挙では、投票率は約48%にとどまったものの、与党「統一ロシア」がロシア下院史上最高数の議席を獲得し圧勝した。

このような情勢の中、プーチン大統領は2018年に大統領選挙が予定されている状況下で、政権基盤強化のための取組を進めた。2016年4月には、内務省の国内軍や特殊部隊等の治安部隊を統合し、テロ対策やデモ鎮圧等に当たる大統領直轄の「国家親衛隊」を創設する大統領令に署名した。さらに、8月には、最側近であるイワノフ大統領府長官を交代させてワイノ大統領府副長官を後任に任命するなど、指導部を刷新する動きも進めた。

(2) ロシアによる対日諸工作等

イタリア警察は2016年5月、ローマにおいて、ロシア対外情報庁（以下「SVR」という。）の機関員がポルトガル人エージェントから書類を受け取った現場で兩人を現行犯逮捕した。SVR機関員は、エージェントから北大西洋条約機構（NATO）関係情報を受け取ったとされている。

これまで我が国においても、ロシア情報機関員が、在日ロシア大使館員や在日ロシア通商代表部員等の身分で入国し、情報収集活動を繰り返し行っており、近年では平成27年12月、元陸上自衛隊幹部が情報機関員とみられる元在日ロシア大使館付武官に対して陸上自衛隊の部内資料を渡したことを受けて、警視庁が同人らを自衛隊法違反で検挙した。

このように、依然としてロシア情報機関による違法な情報収集活動が活発

に行われているところ、警察としては、こうした犯罪行為により我が国の国益が損なわれることのないよう、今後も情報収集・分析機能の強化を図るとともに、違法行為に対しては、厳正な取締りを行っていくこととしている。

5 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出

(1) 国際情勢

ア イラン

イランは2015年10月、精密誘導長距離ミサイル「エマード」の発射実験を実施した。米国は、イランが実施した弾道ミサイルの発射実験は、国連安保理決議第1929号に違反すると指摘した。ローハニ大統領は12月、新たな制裁を課そうとする米国の動きに対して、「米国が不法な干渉を継続するのであれば、イランは、自身を防衛する権利により、ミサイル能力を高める新しいプログラムを計画する。弾道ミサイルの生産を加速させるよう防衛大臣に下命した」と述べた。国際原子力機関（以下「IAEA」という。）がイランによる核関連措置の履行を検認した2016年1月16日（合意履行の日）の翌日、米財務省は、イランの弾道ミサイル計画の調達に関わった11の企業と個人に新たな制裁を課した。その後、イランは3月から7月にかけて合計6回にわたり弾道ミサイルの発射実験を実施した。7月12日を最後にイランは弾道ミサイル発射実験を実施していないが、一貫して「イランのミサイル能力は、イランの正当な防衛計画の枠内に位置しており、核弾頭を運搬するために設計されておらず、安保理決議第2231号に違反しない」旨主張していることから、今後もイランによる同実験は実施されるものとみられる。

イ 北朝鮮

我が国を含む関係各国及び国際社会は、累次にわたり、北朝鮮に対し、関連の国連安保理決議の完全な遵守とともに、核実験や弾道ミサイル発射等の挑発行為を決して行わないよう強い警告を示して求めてきた。しかしながら、北朝鮮は2016年1月に4回目の核実験を、2月に長距離弾道ミサイル発射を行ったほか、その後も弾道ミサイルを立て続けに発射し、9月には5回目の核実験を行うなど、挑発行為を続けている。

ウ 国際的な取組

2016年3月31日及び4月1日、オバマ大統領の提唱で開始された核セキュリティ・サミットの第4回会合が、53か国の首脳級が参加して米国・ワシントンで開催された。同サミットの共同声明では、核・放射性物質を用いたテロに関する情報共有の必要性が強調され、IAEA等の国際機関を通じた核安全強化への取組が明記された。

2016年9月8日には、我が国や米国、中国、ASEAN等18か国が参加する東アジア首脳会議がラオス・ビエンチャンで開催され、北朝鮮の相次ぐ核実験や弾道ミサイル発射に対する「深刻な懸念」と、国連安保理による3月の北朝鮮制裁決議を「完全に支持」する声明を全会一致で採択した。

我が国は、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するため国際法・各国国内法の範囲内で執り得る措置を検討・実践する国際的な取組である「拡散に対する安全保障構想」（以下「PSI」という。）に、発足当初から積極的に参加している。

警察では、大量破壊兵器関連物資等の拡散が国際社会における重大な脅威となっている情勢を踏まえ、我が国の阻止能力及び関係機関・関係国間の協力を向上させるため、9月27日から30日までの間、シンガポールが主催して実施されたPSI阻止訓練（ディープ・サーベル16）に参加した。

(2) 不正輸出対策の推進

大量破壊兵器関連物資等の拡散は、我が国のみならず国際社会における安全保障上の重大な脅威となっていることから、警察では、我が国からの大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを推進し、これまでに33件の大量破壊兵器関連物資等不正輸出事件を検挙している。

これまでに検挙した事件においては、第三国を経由した迂回輸出の実態や摘発逃れ目的での輸出品目や輸出名義人の偽装が確認されるなど、その手口は悪質・巧妙化している。

警察では、国内外の諸情勢を的確に把握・分析し、関係機関との緊密な連携体制を構築することにより、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを強化していくこととしている。

6 不法滞在対策

平成28年中における我が国への外国人入国者数は約2,322万人で、27年（約1,969万人）と比較して約353万人増加し、過去最高となった（法務省速報値）。

28年中に偽変造旅券等行使による不法入国等（注）で検挙された者の数は52人で、27年（77人）と比較して25人減少した。このような偽変造旅券等行使による不法入国等事犯の検挙人員は15年から19年までの間は毎年1,000人以上の高水準で推移していたが、近年、減少傾向が続いている。

一方、偽造技術の向上により精巧な各種偽造証明書が出回っているほか、偽装結婚等により正規滞在者を装って滞在する偽装滞在者の増加が懸念されている。また、入国管理局によりB I C Sが導入された19年11月以降、退去強制歴のある者が、指先を刃物で傷つけるなど指紋を偽装して入国した事案も発生している。

27年末時点の在留外国人数は約223万人で、26年（約212万人）と比較して約11万人増加した。政府は外国人労働力の受入れを拡大してきており、今後とも在留外国人数の増加が見込まれる。

28年1月1日現在、我が国における不法残留者の数は約6万3,000人であり、前年同日比で約3,000人増加した。国籍別ではベトナム及びインドネシアが、在留資格別では技能実習及び留学が、それぞれ大幅に増加した。また、技能実習生については、27年中の失踪者数が約5,800人とされている。不法残留者や失踪した技能実習生の多くは、不法に就労しているとみられるが、警察や入国管理局による摘発を逃れるため、稼働先の店舗が隠れ通路を設置したり、自然な受け答えができるよう従業員にマニュアルを渡すといった事例が認められるなど、不法滞在・不法就労の手口は悪質化・巧妙化している。

このような中、警察が入国管理局との合同摘発や集中取締りを積極的に推進した結果、28年中における来日外国人に係る出入国管理及び難民認定法違反の送致人員と同法第65条による入国警備官への引渡人員の合計は3,258人となった。

警察においては、今後とも不法滞在者の摘発を推進するとともに、不法滞在や偽装滞在を助長する集団密航、旅券・在留カード等の偽変造、地下銀行、

偽装結婚等に係る犯罪に対する取締りを強化することとしている。

(注) 偽変造旅券等行使による不法入国等

偽変造旅券等を行使した船舶利用を除く不法入国、不法上陸、不法残留及び一部の旅券不携帯（偽変造旅券使用の事実を認めても、不法入国・上陸時に使用した偽変造旅券が押収されず、旅券不携帯のみ立件したもの）

第3 国際テロ情勢

1 国際テロ情勢

(1) イスラム過激派の動向と国際テロの脅威

2016年の国際テロ情勢は、I S I LやA Q関連組織の活動と影響がイラク及びシリア以外の世界各地で伸張したことに特徴付けられる。

2014年にカリフ制国家の樹立を自称して、その過激思想に影響を受けた多くのムスリムを世界中から引き付け、イラク及びシリアにおいて勢力を増大させたI S I Lについては、北・西アフリカから東南アジアに至る世界各地で支持を表明する組織が現れたが、それらの一部に対してはI S I Lの「州」と認めるなどして、世界のテロ情勢を大きく変化させた。しかしながら、I S I Lは、イラクでは、米国主導の有志連合による空爆支援・軍事指導を受けたイラク国軍や民兵組織によって同国における支配域の一部を奪還され、シリアにおいては、2015年秋からロシアがアサド政権支援のため空爆を開始したことなども受け、反体制派武装グループの勢力圏が急速に変化し、シリア北部・北西部に広がっていた支配域を失った。

2015年末から2016年にかけて、主戦場ともいえるイラク及びシリアで劣勢になったとみられるI S I Lは、「州」の設置を自称していたリビアでの勢力拡大に注力し、同国での勢力伸張が新たな脅威とみなされるようになった。しかし、2016年夏頃までに、その主たる拠点があったシルテは、国連が支持する統一政府とこれに協力する民兵勢力等によってほぼ制圧されているとみられ、I S I Lのリビアにおける勢力維持は困難になっているとも評価されている。

一方、I S I Lは、世界各地において、ソーシャル・メディア等を通じて思想的に影響を受けた者たちを扇動し、あるいは、中東地域からの移民・難民の中に外国人戦闘員を紛れ込ませて、欧州の有志連合参加国に送り込むことで、テロが行われる地域を広げている。

A Qは、指導者ザワヒリが反米・反イスラエルの思想を累次にわたる声明の中で繰り返し主張する一方で、中東、北・東アフリカ及び南アジアで活動を続けるA Q関連組織は、現地政府、治安機関、国連平和維持活動に従事する外国軍等を狙ったテロを行っており、こうした地域では依然、大きな脅威

であり続けているほか、欧米諸国等の権益を標的としたテロを企図する組織もあり、いわゆるグローバル・ジハードの志向を持ち続けている。

シリアにおけるAQ関連組織で、同国での内戦に参加する反体制派武装勢力の中でも強力な組織の一つと評されるヌスラ戦線は2016年7月、AQからの離脱を表明した。ISILを除き、組織としてのAQからの離脱は極めてまれであるが、ヌスラ戦線指導者ジャウラーニーは、離脱はシリアにおける他の反体制派との共闘に必要で、ザワヒリも承認したものと説明しており、AQとの人的・思想的な結び付きは依然継続しているものとみられる。

(2) 我が国への国際テロの脅威

2016年中も国外において邦人が被害者となるテロ事件が発生しており、3月に発生したベルギー・ブリュッセルにおける連続テロ事件では、空港及び地下鉄において爆発が発生し、32人が死亡、邦人2人を含む340人が負傷した。7月に発生したバングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件では、武装集団がダッカ市内のレストランを襲撃し、人質をとって立て籠もり、邦人7人を含む20人の人質が殺害された。これらの事件では、邦人や我が国の権益が標的とされたかどうかは必ずしも明らかではないが、2013年1月に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件、2015年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件、3月に発生したチュニジアにおけるテロ事件等、過去にも邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案が発生していることから、今後も、巻き添えとなるものも含め、邦人や我が国の権益がテロ事件の被害に遭うことが懸念される。

実際にシリアにおける邦人殺害テロ事件では、ISILによって配信された動画において、日本政府がテロの標的として名指しされ、今後も邦人をテロの標的とすることが示唆された。その後も、ISILはオンライン機関誌「ダービク」において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししている。また、AQについても、米国及びその同盟国に対する戦いを標榜^{ぼう}し続けており、米国と同盟関係にあり、また多くの米国権益を国内に抱える我が国がテロの標的となる可能性は否定できない。さらに、欧米諸国においては、シリアに渡航してISILに参加していた外国人戦闘員とみられる者が帰国後にテロを実行した事件や、テロ組織とは直接の関わりはないとみられ

る者がI S I LやAQ関連組織等によるインターネット上のプロパガンダに影響されて過激化し、自国内においてテロを引き起こす、いわゆるホームグロウン・テロリストによる事件が数多く発生している。我が国においても、I S I Lに戦闘員として加わるために、シリアへの渡航を企てた疑いのある者について、警視庁が私戦予備陰謀被疑事件として捜査を行っているほか、依然として、国内にI S I L関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上でI S I Lへの支持を表明する者が存在しており、日本国内においてもI S I LやAQ関連組織等の過激思想に影響を受けた者によるテロが発生する可能性は否定できない。

これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は正に現実のものとなっているといえる。

(3) 日本赤軍及び「よど号」グループの動向

ア 城崎勉の逮捕と公判の開始

1986年5月にインドネシア・ジャカルタに所在の日本及び米国大使館等に対する爆弾テロ事件を実行した日本赤軍メンバーの城崎勉は2015年1月、服役していた米国連邦刑務所から釈放された。その後、国外退去処分となり、2月に我が国に移送されたことから、警察は殺人未遂等の容疑で逮捕した。東京地方検察庁は3月に城崎を殺人未遂罪で、4月に偽造有印公文書行使罪で起訴した。第一審は裁判員裁判により行われ、平成28年11月、東京地方裁判所は懲役12年の判決を言い渡した。弁護側は即日控訴した。

イ 日本赤軍

平成12年11月に大阪で逮捕された日本赤軍最高幹部の重信房子については、第一審で懲役20年の判決が言い渡され、22年8月に判決が確定した。現在、未決勾留中の城崎勉のほか、日本赤軍メンバー5人が服役している。

重信は13年4月、獄中から日本赤軍の「解散」を宣言し、日本赤軍も5月、組織としてこれを追認したが、この「解散」宣言は、テロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、多くの死傷者を出したテルアビブ・ロッド空港事件を記念する「5.30集会」が現在も開催さ

れており、組織は依然として存続していると考えられる。レバノンに亡命中の岡本公三を含む7人の構成員が依然として逃亡中であり、また、現在に至るまで、テルアビブ・ロッド空港事件を始め過去に引き起こした数々のテロ事件を称賛していることから、その危険性がなくなったとみることはできない。

警察は、今後とも、逃亡メンバーの早期発見・逮捕に向け、関係機関と連携し情報収集を強化していくこととしている。

ウ 「よど号」グループ

「よど号」犯人9人については2人が既に逮捕された（平成19年1月及び23年6月にそれぞれ病死）ほか、リーダーの田宮高麿ほか1人が北朝鮮で死亡しており、現在、北朝鮮に残留しているのは、小西隆裕ら5人とみられている（うち岡本武については死亡説もあるが、真偽は確認できていない。）。「よど号」犯人の妻らについては、日本潜伏中に逮捕された元妻のほか、これまでに帰国した4人が旅券法違反で逮捕され、現在、3人が北朝鮮に残留しているとみられている（うち1人については死亡説もあるが、真偽は確認できていない。）。また、「よど号」グループ合流者2人についても既に帰国し、旅券法違反で逮捕されている。さらに、これまで「よど号」グループが日本人拉致に深く関与していたことが明らかとなっており、警察は、「よど号」犯人である魚本（旧姓：安部）公博を有本恵子さんに対する結婚目的誘拐容疑で、「よど号」犯人の妻である森順子及び若林（旧姓：黒田）佐喜子を石岡亨さん及び松木薫さん両名に対する結婚目的誘拐容疑で、それぞれ逮捕状を取得し、国際手配を行っている。

24年11月の日朝政府間協議では、「よど号」ハイジャック事件等の諸問題が取り上げられたほか、26年11月には北朝鮮の特別調査委員会（28年2月に北朝鮮が解体を表明。）が「よど号」グループから事情聴取しているが、「よど号」グループの引渡しに向けた具体的な動きはみられていない。

「よど号」グループは、マスコミ報道等を通じて、ハイジャック事件の非は認めているが、拉致容疑事案への関与は否定しており、我が国政府に対し、拉致容疑事案の被疑者としての引渡要求を撤回するとともに、帰国に向けた協議に応じるよう求めている。

2 国際テロ対策

テロは、その発生を許せば多くの犠牲を生む。そのため、テロ対策の要諦はその未然防止にある。

一方、万が一テロが発生した場合には、被害を最小限に食い止め、犯人を制圧・検挙することが必要である。警察では、未然防止及び発生時の対処の両側面からテロ対策を推進している。

警察庁は、平成27年6月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催までのおおむね5年程度をめどとして推進していくべき施策を「警察庁国際テロ対策強化要綱」として取りまとめ、決定・公表した。警察では、同要綱に基づき、情報収集・分析、入国管理局・税関との協力の下での顔画像情報や指紋情報等を活用した水際対策、警戒警備、違法行為取締りと事態対処、官民連携といったテロ対策を推進してきたところ、2015年11月に発生したフランス・パリにおける同時多発テロ事件を受け、爆発物の原料となり得る化学物質等への対策、ソフトターゲット対策等、各種テロ対策を強化・加速化してきた。

こうした中、2016年に入ってから、3月のベルギー・ブリュッセルにおける連続テロ事件、7月のバングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件、同月のフランス・ニースにおける車両等使用テロ事件、12月のドイツ・ベルリンのクリスマス市^{いち}における車両使用テロ事件を始め、世界各地でテロが相次いで発生したことから、警察では、テロ関連情報の収集のほか、不特定対数の者が集まる施設等について、制服を着用した警察官による巡回の実施や、パトカーの活用等により「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者に対して職員や警備員による巡回強化により自主警備を強化するよう働き掛けるなどして、テロへの警戒を強化している。

(1) 情報の収集・分析と捜査の徹底等

テロを未然に防止するためには、幅広い情報の収集及び的確な分析が不可欠である。また、テロは極めて秘匿性の高い行為であり、収集される関連情報のほとんどは断片的なものであることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に各国治安情報機関等との連携を一層緊密化している。

このほか、インターネット上の情報収集・分析の重要性がこれまで以上に増しているところ、インターネット上に公開されたテロ等関連情報の収集・分析を強化するために、平成28年4月、警察庁警備局に「インターネット・オシントセンター」を設置した。こうした活動を通じてテロ関連情報の収集・分析を強化するとともに、その総合的な分析結果を重要施設の警戒警備等の諸対策に活用している。また、情報の収集・分析の結果、テロの実行に向けた動向を把握した場合や違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処することとしている。さらに、警察では、邦人や我が国の権益に関係する重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等を任務とする国際テロリズム緊急展開班（以下「TRT-2」という。（注））を派遣することとしている。シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおけるテロ事件、バングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件の発生に際しても、TRT-2として、外事特殊事案対策官等を現地等に派遣し、関係国の治安情報機関との情報交換等を行った。

（注） TRT-2：Terrorism Response Team - Tactical Wing for Overseasの略
捜査、人質交渉、鑑識等の専門家で構成

(2) 水際対策の強化

周囲を海に囲まれた我が国でテロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。そのため、政府は、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置し、関係機関が行う水際対策の調整を図っている。

国際空港・港湾には、空港・港湾危機管理（担当）官（全ての国際空港及び一部の国際港湾の危機管理（担当）官は都道府県警察の警察官）が置かれ、関係機関との連携の下、具体的な事案を想定した訓練の実施や施設警備の改善等に成果を上げている。また、テロリスト等の入国を阻止するため、APISやBICSが運用されているところ、警察では、これらのシステムの運用に資する情報を提供するなど、法務省等と連携して水際対策の強化を図っている。

(3) 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等に対する管理者対策

爆発物の原料となり得る化学物質は、薬局、ホームセンター等の店舗に

における購入のほか、インターネットを利用した購入が可能な状況にあり、我が国においても、市販の化学物質から爆発物を製造する事案が発生している。

このため、警察では、平成21年11月、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省に対し、化学物質11品目の適正な管理について、関係団体等に対する周知・指導を要請するとともに、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対して継続的に個別訪問を行い、販売時における本人確認の徹底、盗難防止等の保管・管理の強化、不審情報の通報等を要請しているほか、実際に接客に当たる従業員に対し、不審購入者の来店や電話による問合せがあった場合を想定した体験型の訓練（ロールプレイング型訓練）を行っている。また、近年、爆発物の製造等を目的とした学校からの化学物質窃取事案が発生していることを受け、27年3月、文部科学省に対し、学校等における化学物質の管理強化等に関する指導を要請した。

警察においては、販売事業者等から得られた不審情報を集約・分析するなどして爆弾テロの未然防止を図っている。

(4) 防衛省・自衛隊との連携

警察庁と防衛省・自衛隊においては、平素から緊密な情報交換を行うとともに、重大テロ等が発生した場合に備え、対処体制の強化を図っている。

具体的には、武装工作員等による不法行為に対処できるよう、防衛庁（当時）・自衛隊との間で、平成12年以降、「治安出動の際における治安の維持に関する協定」等を締結した。これに基づき、全ての都道府県警察が、陸上自衛隊の師団等との間で、14年から17年までの間に共同図上訓練を、また、その成果を踏まえ、17年から21年までの間に共同実動訓練を、それぞれ実施した。現在は、陸上自衛隊の連隊等との間で、より実戦的な共同実動訓練を実施している。また、政府は23年11月、原発等に対するテロを現実の脅威として再認識し、その未然防止対策を強化することを決定しており、その中で、警察庁、防衛省等の関係省庁は、実戦的な共同訓練の実施等において引き続き連携を強化することが示された。これを受け、24年6月に伊方原発の敷地を利用した共同実動訓練を実施したのを皮切りに、泊、美浜、島根、東通、柏崎刈羽及び高浜の各原発においても同様の訓練を実施した。

(5) 重要施設の警戒

警察では、原子力関連施設や首相官邸等の我が国の重要施設、米国関係施設、鉄道等の公共交通機関等の警戒警備を徹底している。

特に、全国の原子力関連施設では、サブマシンガンやライフル銃、耐爆・防弾仕様の車両等を装備した原発特別警備隊が、24時間体制で警戒に当たっているところ、東日本大震災を受けて警戒警備に従事する地方警察官216人を平成24年度に増員するとともに、警戒要領を見直し、爆発物使用事案及びNBCテロ事案の対処に係る装備資機材等を整備・拡充して、原子力関連施設の警戒警備を一層強化している。また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、18年8月から経済産業省、文部科学省等（24年9月以降は、原子力規制委員会等）と連携して、警察庁職員による原子力関連施設に対する立入検査等を積極的に実施し、事業者による防護体制の強化を促進している。

(6) NBCテロ対策

NBCテロが発生した場合に迅速・的確に対処するため、9都道府県警察（北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡）に、高度な装備資機材を配備したNBCテロ対応専門部隊を設置している（総勢約200人体制）ほか、その他の府県警察には、必要な装備資機材を配備したNBCテロ対策班を設置している。これらの部隊は、装備資機材の充実強化、実戦的訓練の実施等により対処能力の向上に努めている。また、原子力関連施設に対する立入検査等のほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、厚生労働省と緊密に連携して、警察庁職員による特定病原体等所持者等の事務所や事業所に対する立入検査等を実施し、事業者による防護体制や防犯体制の強化を要請している。

(7) 特殊部隊・銃器対策部隊の充実強化

警察では、ハイジャック、重要施設占拠事案等の重大テロ事件等において事態の鎮圧、被疑者の検挙等を行うため、サブマシンガン、ライフル銃、自動小銃、特殊閃光弾、ヘリコプター等の装備資機材や機動力を備えた特殊部隊（SAT：Special Assault Team）を8都道府県警察（北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄）に設置している（総勢約300人

体制)。また、全国の機動隊に編成されている銃器対策部隊についても、人的体制及び装備資機材の充実強化、実戦的訓練の実施等により対処能力の向上に努めている。

(8) スカイ・マーシャルの運用

警察では、平成16年12月の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部の決定を踏まえ、ハイジャック対策を強化するため、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。国土交通省等の関係省庁や航空会社と緊密に連携し、的確な運用を図るとともに、諸外国との情報交換等を通じて対処能力の向上に努め、航空保安を強化している。

(9) 武力攻撃事態等への対処

警察は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）並びに緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づき、国家公安委員会・警察庁国民保護計画に定める国民の保護のための措置を実施することとされている。

警察は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民の保護のための措置を迅速かつ的確に実施できるよう、国民保護法に基づいて行われる内閣官房、各都道府県等が主催する国民保護訓練に積極的に参加し、住民避難、被災情報の収集・提供、被災者の捜索・救出等の訓練を実施しており、平成28年11月には、大阪府において実施された国民保護共同実動訓練に参加した。

警察では、こうした訓練のほか、都道府県及び市町村の国民保護計画や市町村における避難実施要領の作成・変更作業への参画を通じて関係機関との連携強化に努めるとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における住民避難の要領等を習熟するよう努めている。

(10) 国際協力の推進

国際テロ対策を推進するためには、世界各国の連携・協力が必要不可欠であることから、サミットや国連等の場において、政府首脳間、治安担当大臣間、警察・治安機関間等で諸対策に関する活発な議論がなされている。警察庁も、G7ローマ/リヨン・グループ会合を始め各種国際会議に出席し、国際テロ対策に関する議論に参加した。また、警察庁では、テロ対策に関する

二国間協力及び多国間協力を推進するため、例年、「二国間テロ対策協議」及び「地域テロ対策協議」を主催して協力関係の構築、情報交換、関連施設の視察等を行っており、平成28年は、中東等の各地域から治安情報機関幹部等を招聘して二国間テロ対策協議を開催するとともに、11月から12月にかけて、中東諸国から治安情報機関幹部を招聘して地域テロ対策協議を実施した。さらに、例年、独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催による「国際テロ対策セミナー」を開催しており、平成28年においても10月に、アジア、中東、アフリカ、中南米等から治安情報機関担当者を招聘し、国際テロ対策に関するノウハウの提供を行った。

テロ関連情報の収集・分析能力の強化及び各国治安情報機関との関係強化の観点から、こうした国際協力は極めて重要であり、今後とも積極的に推進していくこととしている。

このほか、我が国は、国連安保理決議第1267号等が求めている国際テロリストの財産の凍結等にも取り組んでおり、27年10月には、従来、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）では規制されていなかった国際テロリストに係る国内取引を規制する、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法を施行させた。我が国では、同特別措置法及び外為法に基づき、398個人98団体の国際テロリストを財産の凍結等の措置を執るべき国際テロリストとして公告している。

第4 サイバー空間における警備情勢

1 サイバー攻撃に関する情勢

インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、今や、サイバー空間は国民の日常生活の一部となっている。こうした中、重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロや、情報通信技術を用いた諜報活動であるサイバーインテリジェンス（サイバーエスピオナージ）といったサイバー攻撃が世界的規模で頻発するなど、その脅威は、国の治安、安全保障及び危機管理に影響を及ぼしかねない問題となっている。サイバー攻撃には、①攻撃の実行者の特定が難しい、②攻撃の被害が潜在化する傾向がある、③国境を容易に越えて実行可能であるといった特徴があり、我が国において、この脅威に対する対処能力の強化が求められている。

(1) サイバーテロ

情報通信技術が浸透した現代社会において、重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃はインフラ機能の維持やサービスの供給を困難とし、国民の生活や社会経済活動に重大な被害をもたらすおそれがある。我が国では、これまでサイバーテロは発生していないが、海外では、不正プログラムによって金融機関のシステムや原子力関連施設の制御システムの機能不全を引き起こす事案が発生している。

サイバーテロに用いられる手口としては、セキュリティ上のぜい弱性を悪用するなどして攻撃対象のコンピュータに不正に侵入するもの、不正プログラムに感染させることにより管理者や利用者の意図しない動作をコンピュータに命令するものなどがある。

(2) サイバーインテリジェンス

近年、情報を電子データの形で保有することが一般的となっている中、軍事技術への転用も可能な先端技術や、外交交渉における国家戦略等の機密情報の窃取を目的として行われるサイバーインテリジェンスの脅威が、世界各国で問題となっている。

サイバーインテリジェンスに用いられる手口としては、市販のウイルス対策ソフトでは検知できない不正プログラムを添付して、業務に関連した正当

なものであるかのように装った電子メールを送信し、これを受信したコンピュータを不正プログラムに感染させるなどして、情報の窃取を図る標的型メール攻撃が代表的である。また、我が国に対するテロの脅威が現実のものとなっていることを踏まえると、物理的なテロの準備行為として、重要インフラ事業者等のシステムに侵入し警備体制に関する情報を窃取するなどのサイバーインテリジェンスが行われるおそれがある。さらに、対象組織の職員が頻繁に閲覧するウェブサイトを改ざんし、当該サイトを閲覧したコンピュータに不正プログラムを自動的に感染させる手口による水飲み場型攻撃も発生するなど、その手口はますます巧妙化・多様化している。

(3) 国内における発生状況

近年、国内において、先端技術や機密情報の窃取を目的として行われるサイバーインテリジェンス事案が頻発しており、我が国にとって大きな脅威となっている。

平成26年1月、福井県に所在する独立行政法人日本原子力研究開発機構において、高速増殖原型炉「もんじゅ」の発電課当直員が使用する事務処理用パソコンが、動画再生用ソフトウェアの更新機能を悪用した手口により不正プログラムに感染したことが判明した。その後の調査により、パソコン内のファイルやフォルダの名称や、ユーザーアカウント名等のデータが窃取されたことが明らかになった。27年6月には、日本年金機構に対するサイバー攻撃により、同機構が保有する個人情報流出したことが公表されたほか、我が国の複数の機関、団体、事業者等において、サイバー攻撃による情報窃取等の被害が発生していたことが明らかとなった。また、28年10月には、富山大学水素同位体科学研究センターに対するサイバー攻撃により、同センターのパソコンが不正プログラムに感染し、外部のサーバとの不審な通信が発生していたことが公表された。

28年上半期に警察庁が「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」を通じて把握した標的型メール攻撃は1,951件であった。非公開メールアドレスに対する攻撃が全体の8割を占めており、送信元メールアドレスについて攻撃対象の事業者等や実在する事業者等のメールアドレスを詐称したものが多数確認された。

サイバーインテリジェンスにより機密情報が窃取されると、我が国の治安、外交や安全保障に重大な影響が生じるおそれがある上、重要インフラの基幹システムの設計やぜい弱性に関する情報が窃取された場合、それらが悪用され、サイバー攻撃が実行されるおそれもある。

このほかにも、27年9月以降、国内のウェブサイトが閲覧不能に陥る事案が連続的に発生している。これらの事案に関して、国際ハッカー集団「アノニマス」を名乗る者が、犯行声明とともにイルカ漁や捕鯨に対する抗議をインターネット上に投稿しており、警察ではこれらの関連性を含めて捜査を進めている。

(4) 海外における発生状況

2014年12月の米政府の発表によれば、米ソニー・ピクチャーズ・エンターテインメントが11月に不正プログラムによるシステムの破壊を伴うサイバー攻撃を受け、数千台のコンピュータが動作不能となり、同社の企業活動が阻害されるとともに、関係者の個人情報等が窃取された。

2015年4月には、フランスの国際放送局が、I S I Lの賛同者とみられる「CyberCaliphate」と称する者によるサイバー攻撃を受け、同局の番組が放送できない状態となったほか、公式ウェブサイトや同局のSNSアカウントが一時的に乗っ取られるなどの被害が発生した。6月には、米連邦人事管理局（OPM）がサイバー攻撃を受け、政府職員等に関する氏名、住所、社会保障番号等の個人情報約420万人分が流出したことを明らかにし、7月にも関連する別のサイバー攻撃により、政府職員等約2,150万人分の個人情報が流出したと発表した。クラッパー米国家情報長官は6月のサイバー攻撃に中国政府が関与している旨の発言をしたと報じられた。12月には、ウクライナにおいて大規模な停電が発生した。ウクライナ政府は、停電がサイバー攻撃によるものとした上で、同国の電力会社の一社がシステムへの不正な侵入を受け、30か所の変電所との通信を切断されたことにより、8万の顧客が停電の影響を受けたと発表した。

2016年3月には、2月に発生したバングラデシュ中央銀行に対するサイバー攻撃により、8千万ドル以上が同行から他行の口座に不正送金されたと報じられた。米セキュリティ会社は、この事案で使用された不正プログラムに

ついて、「北朝鮮の犯行とされる2014年11月の米ソニー・ピクチャーズ・エンターテインメントへのサイバー攻撃に使用されたものと同様の機能を有している」と指摘した。また、2016年6月には、2014年7月から2016年2月までの間、北朝鮮が複数の韓国企業等のパソコン約13万台に不正プログラムを感染させ、4万件以上の情報を窃取していたと報じられた。

米大統領選挙をめぐっては、2016年6月、米民主党全国委員会のコンピュータシステムに対するサイバー攻撃により、共和党のトランプ氏に関する調査資料等が窃取されたことが判明した。7月には、民主党のクリントン氏陣営が使用するコンピュータシステムがサイバー攻撃を受けていたことが判明するなど、大統領選挙に関連して複数のサイバー攻撃が行われていたことが報じられた。米政府は10月、ロシア政府が大統領選挙の妨害を企図して、政治団体に対するサイバー攻撃を指示していたとの声明を発表し、オバマ大統領は12月、ロシア政府が大統領選挙を狙ったサイバー攻撃を行ったなどとして、ロシアに対する制裁を発表した。

このほかにも、IoT時代が到来している中、これに起因したサイバー攻撃も発生している。2016年10月、ドメインネームシステム（DNS、(注)）サービスを提供する米企業DynがDDoS攻撃を受けた。これに伴い、Twitter、Amazon、米国の主要メディア等のウェブサイトへ接続できない状態が断続的に発生したと報じられた。攻撃には、「Mirai」と呼ばれる不正プログラムに感染したIoT機器が使用されたとされている。9月にも、セキュリティ情報サイトに対して従来の想定をはるかに上回る規模の同様のDDoS攻撃が発生しており、現在事業者等で執られている対応策では防ぐことが困難になりつつある状況がみられる。

このように、サイバー攻撃は、世界的規模で頻発しており、重要な国際問題の一つとなっている。

(注) ドメインネームシステム

ドメイン名やホスト名とIPアドレスとの対応関係を管理するシステム

2 サイバー攻撃対策

(1) 体制

警察庁では、サイバー攻撃対策官が、都道府県警察が行う捜査に対する指導・調整、官民連携や外国治安情報機関との情報交換に当たるとともに、これを長とするサイバー攻撃分析センターにおいて、サイバー攻撃に係る情報の集約・分析を実施している。また、政府機関、重要インフラ事業者、先端技術を有する事業者等が多く所在する13都道府県警察（注）には、サイバー攻撃特別捜査隊を設置している。サイバー攻撃特別捜査隊は、サイバー攻撃に係る捜査に関する専門的な知識、技能及び経験を生かし、設置された都道府県におけるサイバー攻撃対策のみならず、他の都道府県警察に対して技能・技術・体制面の支援を行うことにより、全国のサイバー攻撃事案に対する捜査能力の向上を図っている。このほか、情報収集活動の推進や民間事業者等との協力関係の確立においても、中核的な役割を果たしている。さらに、警察では、サイバー攻撃対策の技術的基盤として、警察庁及び地方機関にサイバーフォースと呼ばれる技術部隊を設置しており、都道府県警察に対する技術支援を実施している。また、警察庁のサイバーフォースセンターは、全国のサイバーフォースの司令塔の役割を担っており、サイバー攻撃発生時においては技術的な被害状況の把握、被害拡大の防止、証拠保全等を行う拠点として機能するほか、24時間体制でのサイバー攻撃の予兆・実態把握、標的型メールに添付された不正プログラム等の分析、全国のサイバーフォースに対する指示等を行っている。

（注） 13都道府県警察

北海道、宮城、警視庁、茨城、埼玉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、
香川及び福岡

(2) サイバー攻撃の実態解明

警察では、攻撃者の特定のためだけでなく、サイバー攻撃の手口等を明らかにして社会に警鐘を鳴らすためにも、サイバー攻撃の実態解明を進めている。

平成26年9月に発生した我が国の政府機関に対する不正アクセス事件の捜査において、本件犯行に使用されたレンタルサーバの契約に際し、当時日本

に留学生として在留していた中国籍の男性が、虚偽の氏名、住所、生年月日等の情報により会員登録を行っていた事実が判明したことから、27年11月、同人を私電磁的記録不正作出・同供用罪により検挙した。同人は、これまで1,000台以上のレンタルサーバを契約した上、主に海外に居住する利用者に転売して利益を上げていたとみられ、転売されたレンタルサーバのうち数台は、他のサイバー攻撃において踏み台として悪用されたとみられている。

これらの実態解明の過程では、国際捜査共助や外国治安情報機関との情報交換等が必要となるため、国際連携の強化を図っている。

(3) 官民連携の推進による被害の未然防止

サイバー攻撃による被害を未然に防止するため、警察では、サイバーテロの標的となるおそれのある重要インフラ事業者等との間で構成するサイバーテロ対策協議会を全ての都道府県に設置している。この協議会の枠組み等を通じ、個別訪問によるサイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行っているほか、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練やサイバー攻撃対策セミナーを実施し、サイバー攻撃のデモンストレーションや事案対処シミュレーション等を行うことにより、緊急対処能力の向上に努めている。また、警察では平素から、事業者等に対し、事案発生時における警察への通報を要請するとともに、我が国の事業者等に対するサイバー攻撃の呼び掛け等を警察が認知した場合は、攻撃対象とされた事業者等に対して速やかに注意喚起を行い、被害の未然防止を図っている。

このほか、サイバーインテリジェンスの標的となるおそれの高い先端技術を有する全国7,402の事業者等（平成28年7月1日現在）との間で、サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークを構築し、このネットワークを通じて事業者等から提供された情報を集約するとともに、これらの事業者等から提供された情報及びその他の情報を総合的に分析し、事業者等に対し、分析結果に基づく注意喚起を行っている。また、不正プログラムを利用したサイバー犯罪やサイバー攻撃による被害を防止するため、警察とウイルス対策ソフト提供事業者等との間で、「不正プログラム対策協議会」を設置するとともに、セキュリティ監視サービス又はセキュリティ事案に対処するサービ

スを提供する事業者等と構成する「サイバーインテリジェンス対策のための不正通信防止協議会」を設置し、情報窃取を企図したとみられる不正な通信の防止に資する情報を民間事業者等と共有することで、我が国の事業者等からの情報窃取に悪用されているとみられる不正なコンピュータへの通信の防止を図っている。

第5章 警備実施

第1 警衛・警護

1 警衛

平成28年中、天皇皇后両陛下は、第67回全国植樹祭御臨場（6月：長野県）、第36回全国豊かな海づくり大会御臨席（9月：山形県）、第71回国民体育大会御臨場（9月：岩手県）のほか、平成28年熊本地震被災地御見舞（5月：熊本県）等のため行幸啓になった。

皇太子同妃両殿下は、第27回全国「みどりの愛護」のつどい御臨席（6月：千葉県）、第52回献血運動推進全国大会御臨席（7月：東京都）のほか、皇太子御一家では第1回「山の日」記念全国大会御臨席（8月：長野県）等のため行啓になった。

海外へは、天皇皇后両陛下が、国際親善のためフィリピンを御訪問（1月）になるなど、皇族方が合計9回御訪問になった。

警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛警備を実施し、御身の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図った。

2 警護

(1) 外国要人

平成28年中は、伊勢志摩サミットにおける各国首脳のほか、国賓としてベルギー国王王妃両陛下（10月）、シンガポール大統領夫妻（11月）、公式実務訪問賓客としてエジプト大統領（2月）、ジンバブエ大統領夫妻（3月）、クウェート首相、ガーナ大統領夫妻、カナダ首相夫妻（5月）、サウジアラビア副皇太子（8月）、ブラジル大統領、フィリピン大統領、ヨルダン国王（10月）、ミャンマー国家最高顧問、カザフスタン大統領、インド首相、ドイツ大統領（11月）、実務訪問賓客としてロシア大統領（12月）がそれぞれ来日した。

関係都道府県警察では、所要の警護警備を実施し、外国要人の安全を確保した。

(2) 国内要人

安倍首相は、第4回核セキュリティ・サミット出席のため米国（3月）を、首脳会談等のため欧州（イタリア、フランス、ベルギー、ドイツ、英国）及びロシア（5月）を、ASEM出席のためモンゴル（7月）を、リオデジャネイロオリンピック閉会式出席のためブラジル（8月）を、TICAD VI出席のためケニア（8月）を、東方経済フォーラム出席のためロシア（9月）を、G20サミット出席のため中国（9月）を、ASEAN関連首脳会談出席のためラオス（9月）を、国連総会出席のため米国（9月）を、首脳会談等のためキューバ（9月）を、次期米国大統領との会談のため米国（11月）を、APEC首脳会議出席等のためペルー（11月）を、首脳会談等のためアルゼンチン（11月）を、首脳会談等のため米国（ハワイ州）（12月）をそれぞれ訪問した。

警察では、関係国の警護当局との緊密な連携の下、的確な警護措置を実施し、首相の身の安全を確保した。

第2 自然災害等への対応

1 東日本大震災を踏まえた大規模災害への備え

東日本大震災後に全国警察で推進された危機管理体制の再点検・再構築により、各都道府県警察では、警察災害派遣隊の中核となる広域緊急援助隊、緊急災害警備隊等の対処能力向上を図るため、それぞれの地域における地理的特性等を踏まえつつ、非常参集、救出救助や避難誘導等に係る各種災害警備訓練を実施している。

警察庁では、大規模地震や大雨・台風に伴って発生する土砂災害等、我が国における災害特性を踏まえ、より災害現場に即した環境で体系的・段階的な救出救助訓練を実施するための災害警備訓練施設を整備したほか、大規模災害発生時に被災状況を可能な限り正確に把握した上で、対処能力を有する部隊を現場に投入するため、平成28年度から指揮支援班を現地指揮所に派遣する運用を開始した。また、自衛隊、消防等関係機関との意見交換や合同訓練等を通じて、災害対応に資する連携強化を図っている。

2 地震による被害

平成28年中は、震度5強以上の地震が15回発生し、これらの地震による人的被害は死者50人、負傷者2,745人であった。主な地震の概要及び警察措置については、次のとおりである。

(1) 平成28年熊本地震概要

平成28年4月14日午後9時26分、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5（暫定値）の地震が発生し、同県上益城郡益城町で震度7を観測した。2日後の16日午前1時25分には、同地方を震源とするマグニチュード7.3（暫定値）の地震が発生し、益城町及び同県阿蘇郡西原村で震度7を、同郡南阿蘇村、菊池市、宇土市、菊池郡大津町、上益城郡嘉島町、宇城市、合志市及び熊本市で震度6強を、それぞれ観測した。その後も余震が続き、同県では、震度7を観測した2回の地震も含めて震度5強以上の地震が12回発生した。この一連の地震により、九州地方で死者50人、負傷者2,696人の被害が発生した。

(2) 警察措置

震源地を管轄する熊本県警察では、本部長以下最大時約2,200人体制の災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機等による被害情報の収集、被災者の救助活動、安否不明者の捜索、パトカー等による警戒警ら、避難所における防犯指導・相談対応等の活動を実施した。また、警察庁、九州管区警察局及び関係県警察においても所要の体制を構築し、被害情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

3 大雨による被害

平成28年中の大雨による人的被害は、死者7人、行方不明者1人、負傷者27人であった。主な大雨の概要及び警察措置については次のとおりである。

(1) 概要

平成28年6月中旬から下旬にかけて、本州付近に梅雨前線が停滞し、その前線上を次々と低気圧が通過したため、西日本を中心に大雨となった。熊本県と長崎県では6月20日から22日にかけて時間雨量が120ミリを超える記録的な豪雨となり、河川の増水や土砂災害が発生した。その他の地方でも、大

気の状態が不安定となり、局地的に非常に激しい雨となる日が多かった。この一連の大雨により、九州地方を中心に死者7人、行方不明者1人、負傷者16人の被害が発生した。また、8月下旬には、日本のはるか東で高気圧の勢力が強まり、その西縁^{へり}に当たる東日本太平洋側から北日本を中心に台風や湿った気流の影響を受けやすかったことに加え、台風第5号、第6号、第7号、第11号、第9号及び第10号が相次いで接近・上陸した。このため、北日本太平洋側の8月の降水量は平年比231%となり、気象庁が昭和21年に統計を開始して以来最多となった。

(2) 警察措置

関係道府県警察では、所要の体制を構築し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機等による被害情報の収集、被災者の救助活動、安否不明者の捜索等の活動を実施した。また、警察庁及び関係管区警察局においても所要の体制を構築し、被害情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

4 台風による被害

平成28年中は、26個の台風が発生し、うち6個が日本に上陸し、11個が接近した。これらの台風による人的被害は、死者26人、行方不明者5人、負傷者183人であった。主な台風の概要及び警察措置については、次のとおりである。

(1) 概要

ア 台風第9号・11号

台風第9号は、平成28年8月19日にマリアナ諸島で発生し、発達しながら日本の南海上を北上して、22日12時半頃に強い勢いで千葉県館山市付近に上陸し、関東・東北地方を北上して太平洋に出た後、23日6時頃に北海道日高地方に再上陸し、23日12時にオホーツク海で温帯低気圧に変わった。また、台風第11号は20日に日本の東で発生した後、北西進し、衰弱しながら東北地方の東海上を北上し、21日23時過ぎに北海道釧路市付近に上陸した後、22日3時頃にオホーツク海で温帯低気圧に変わった。この連続した台風により、北海道及び関東地方で死者2人、負傷者75人の被害が発生した。

イ 台風第10号

台風第10号は28年8月19日に八丈島の東で発生した後、日本の南海上を南西に移動し、発達しながら進路を北東方向に変え、関東・東北地方の東海上を北上して、30日18時前に強い勢いで岩手県大船渡市付近に上陸した後、東北地方北部を北北西進し、31日0時頃に日本海で温帯低気圧に変わった。この台風により、北海道及び東北地方で死者22人、行方不明者5人、負傷者11人の被害が発生した。

(2) 警察措置

関係都道府県警察では、所要の体制を構築し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機等による被害情報の収集、被災者の救出救助、安否不明者の捜索、パトカー等による警戒警ら等の活動を実施した。また、警察庁及び関係管区警察局においても所要の体制を構築し、被害情報の収集、関係機関との連絡調整、広域緊急援助隊の派遣調整等を実施した。

5 各種感染症への対策

(1) 新型インフルエンザ等への対応

警察は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とした「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が平成25年4月に施行されたことを踏まえ、同年10月には、発生段階に応じ、警察庁及び都道府県警察が実施すべき、感染対策、水際対策の支援、医療活動の支援、社会秩序の維持、緊急事態措置に対する支援等を定めた「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。また、26年7月、国家公安委員会及び警察庁が限られた人員の中で、治安維持機能を継続できるよう必要な事項を定めた「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を策定した。各都道府県警察においても、知事部局等関係機関と連携を図り、地域の実情に応じた行動計画を策定している。さらに、警察庁では、新型インフルエンザ等発生時の対処能力向上のため、25年度以降、年1回、政府全体訓練と連携した訓練を実施しており、各都道府県警察においても、関係機関、団体等と連携した訓練を実施している。

(2) その他国際的に脅威となる感染症への対応

平成26年3月以降、エボラ出血熱や中東呼吸器症候群（MERS）等の感染症が、国際社会にとって大きな脅威となっていることを受け、27年9月、関係行政機関の緊密な連携の下に、その効果的かつ総合的な推進を図るため、内閣総理大臣が主宰する「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」が開催され、同閣僚会議の下に「国際的に脅威となる感染症対策推進チーム（構成員：警備局長）」、「国内検査・研究体制推進サブチーム（構成員：警備課 特殊警備対策官）」等が設置された。

警察では、同閣僚会議において決定された、「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針（27年9月）」及び「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画（28年2月）」を踏まえ、関係機関が一体となって行う感染防止対策へ積極的に参画するとともに、「情勢の変化に対応した体制の見直し」、「感染症対策に関する研修・教養」、「感染防護資機材の着脱訓練を始めとする各種訓練」、「必要な装備資機材の点検・整備」等を継続的に行い、対処能力の向上を図ることとしている。